令和 2 年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

> 令和 2 (2020) 年 7 月 福井工業大学

# 目 次

Ι	3	建学(	の精	神	٠ ٦	大学	<u>=</u> の	基	本	理	念		使	命	•	目	的	•	大	学	の	個	性	•	特	色	,等	•	•	•	•	•	1
Π.	X	革	と現	.況					•		•		•	•						•	•	•						•		•			3
Ш		平価	機構	がり	定め	りる	基	準	1=	基	づ	<	自	己	,評	価	i •																8
	基组	售 1	使	命 ·	. E	的	等	•	•					•	•	•		•						•		•	•	•	•				8
	基组	▶ 2	学	生・		•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•		•			•		•	•	•	•	•		•	16
			教																														45
	基组	≢ 4	教	<b>員</b> ·	· 聙	損	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•		•	61
	基组	≢ 5	経	営・	씥	理	ع	財	務	•		•		•	•	•	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•		•	74
	基丝	▶ 6	内	部賃	負保	証	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	83
IV	. 7	大学:	が独	自自	こ言	殳定	٤L	. t:	基	.準	1=	よ	る	自	2	,評	価	•					•										90
	基组	ĔΑ	地	域፤	貢南	ξ.	地	域	連	携	推	進	活	動																			90
			国																														97
V	. ‡	寺記	事項	į •	• •				•						•	•										•					•		100
VI	. %	去令	等遵	守	伏测	兄一	- 覧	Ī•																					•		•		101
VII	. =	c ビ <sup>.</sup>	デン	ス	集-	- 覧	Ī •		•	•		•					•		•				•		•	•	•		•		•		116
				-																													116
	エと	ヹヂ゙	ンス	集	(資	資料	編	ā)	_	覧	•	•	•				•		•	•	•	•								•	•		116

# I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

#### 1. 福井工業大学の建学の精神と基本理念

学校法人金井学園(以下「学校法人」という)により設置されている福井工業大学は、附属福井高等学校(以下「附属高校」という)及び附属福井中学校(以下「附属中学校」という)を併設する総合学園の中核であり、その歴史は金井兼造前総長・学園長により昭和24(1949)年に夜間の北陸電気学校が創立された時に始まる。金井兼造前総長・学園長は、「日本は極めて資源の乏しい国であるから、将来の興隆と発展を望むには、天与の叡智と生来の勤勉に加え技術・技能を開発する以外に方法はない」と述べており、その信念によって北陸電気学校を設立した。その後、昭和34(1959)年の福井実業高等学校の発足、昭和37(1962)年の福井短期大学の設置を経て、昭和40(1965)年に福井工業大学を開学した。

金井学園・建学の精神(以下「建学の精神」という)である「悠久なる日本民族の歴史と伝統とに根ざした愛国心を培い、節義を重んずる人格の育成、科学技術の研鑽に努め、以て人類社会の福祉に貢献する」は、学園創設者である金井兼造前総長・学園長により定められた。「建学の精神」に謳われている「人格の育成」は、教職員が強く意識すべき本学の教育の根幹をなす理念であり、「科学技術の研鑽」は、教職員学生共々自らを研鑚し、質の高い工学教育を授受することを意味している。本学では、この「建学の精神」の要約、すなわち、「健全な人格を身に付けた技術者・研究者を育成し社会に送り出すことを通して社会の発展と繁栄に寄与すること」を基本理念とし、開学以来一貫して「建学の精神」を具現化する人材を育成する大学として発展してきた。

#### 2. 福井工業大学の使命・目的

本学の使命·目的は、「建学の精神」に基づき、福井工業大学学則(以下「学則」という) 第1条に以下のように定めている。

#### 【使命・目的(学部)】

学校法人金井学園が設置する福井工業大学は、本学園建学の精神に基づいて、質実剛健な気風と、愛国心の涵養に努め、人格円満にして徳性の高い社会人を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い高い教養と工学に関する高度な専門知識・技術を身に付けた人材を育成することを使命とし、教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする。

本学大学院の使命・目的は、学部と同様に「建学の精神」に基づき、福井工業大学大学院 学則(以下「大学院学則」という)第1条に以下のように定めている。

### 【使命・目的(大学院)】

福井工業大学大学院は、建学の精神と本学の教育理念に基づき、各専攻の専門分野における学術の理論と、応用に関する教育と研究を行い、広い視野と高度の専門知識・技術及び研究能力を身に付け、人類社会の福祉に貢献するとともに、国際的に活躍できる高度技術者・研究者を育成する。

#### 3. 福井工業大学の教育方針と教育目標

使命・目的を達成するための教育方針は以下のとおりである。

#### 【教育方針】

本学は、日本人としての誇りと自覚をもって、人間性の尊厳に根ざした豊かな教養を培い、自然と調和した生活を創り出せる高度の科学知識・工学技術を身につけて、自主的、 創造的に活動し、国家社会の発展と人類の福祉に貢献する人材の育成に努める

本学の教育目標は、上述の教育方針に則った人材の育成である。学士課程、大学院博士 前期課程、大学院博士後期課程のそれぞれの段階における具体的な教育目標を以下のよう に定めている。

# 【教育目標】

(学士課程)

- 1. 豊かな人間性と高度な専門知識・技術を身につけ、創造的にものごとを考え、自主的に課題を解決する能力を身に付けた専門職業人の育成
- 2. 国家・社会の形成者にふさわしい教養と人から尊敬され愛される人間性を身につけ、 社会に貢献する高い志をもつ人材の育成
- 3. 自国を愛する健全な精神を身につけ、異文化を理解する心をもった真の国際人の育成
- 4. 確かな英語力とコミュニケーション能力を身につけ、グローバル社会で活躍できる人 材の育成

# (大学院博士前期課程)

広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度 の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

#### (大学院博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、 その基礎となる豊かな学識を養うものとする。

#### 4. 福井工業大学の個性・特色

本学は、工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部の3学部を有する工科系総合大学であり、「建学の精神」にある愛国心の涵養とともに人格教育を柱に据え、社会から望まれる実践的な技術者、高度専門的な技術者・研究者を育成し、地域はもちろんのこと国内外のあらゆる分野、自治体基盤のみならず産業基盤に人材を輩出している。本学の個性・特色はこの広範囲な分野における人材育成と併せ、以下に述べる「教育第一主義」があげられる。

- 1) 工科系総合大学である本学においては、学生が当該分野の専門知識と技術を身につけるのは無論のこと、グローバル化が加速度的に進みつつある 21 世紀社会において国内外で活躍するための幅広い基礎知識と教養、倫理観、国際的視野、異文化理解力、英語によるコミュニケーション能力を修得できる特色ある教育を実践している。
- 2)「すべてを学生・生徒のために」をモットーに、少人数グループによる丁寧な学修指導、 学生生活指導、就職支援を行うとともに、行き届いた学修環境、豊富な運動施設、健康 増進施設などを提供して、学生が快適な大学生活を送れるように教職協働で万全を尽く している。

# Ⅱ.沿革と現況

# 1. 本学の沿革

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
昭和 24(1949)年 4 月	夜間の北陸電気学校を創設
昭和 40(1965)年 4 月	福井工業大学開学
	工学部のみの単科大学として開学(電気工学科、機械工学科)
昭和 41(1966)年 4 月	建設工学科設置
昭和 48(1973)年 4 月	応用物理学科設置(環境安全・原子力専攻)
昭和 54(1979)年 4 月	応用物理学科を環境安全工学科に改称
昭和 57(1982)年 4 月	電気工学科専攻名変更 (電気工学・電子工学専攻)
	建設工学科専攻名変更 (建築学・土木工学専攻)
昭和 59(1984)年 5月	芦原学舎落成 (あわらキャンパス)
昭和 60(1985)年 4 月	大学院工学研究科修士課程開設(機械工学・建設工学・環境安全工学専攻)
	環境安全工学科専攻変更(環境工学・安全工学専攻)
昭和 61(1986)年 4 月	大学院工学研究科修士課程に電気工学専攻設置
昭和 62(1987)年 4 月	経営工学科設置
昭和 63(1988)年 4 月	環境安全工学科を応用理化学科に改称、同時に専攻廃止
平成元(1989)年 4 月	大学院工学研究科の環境安全工学専攻を応用理化学専攻に改称
平成 2(1990)年 4 月	大学院工学研究科博士課程開設(電気工学・応用理化学専攻)
平成 12(2000)年 4 月	機械工学科専攻廃止
平成 13(2001)年 4 月	宇宙通信工学科設置
	電気工学科を電気電子工学科に改称し、専攻を廃止
	建設工学科土木工学専攻を地球環境工学専攻に改称
平成 14(2002)年 4 月	応用理化学科応用科学専攻を環境・生命未来工学専攻に改称
平成 15(2003)年 4 月	応用理化学科を環境・生命未来工学科に改称し、専攻を廃止
平成 16(2004)年 4 月	経営工学科を経営情報学科に改称し、経営デザイン工学専攻を経営情報シス
	テム工学専攻に改称
平成 17(2005)年 4 月	原子力技術応用工学科設置
平成 18(2006)年 4 月	地球環境工学専攻を土木環境工学専攻に改称
平成 20(2008)年 4 月	経営情報学科マルチメディア工学専攻、経営情報システム工学専攻廃止
平成 21(2009)年 4 月	デザイン学科設置
	建築学専攻を建築学科に改組
	土木環境工学専攻を土木環境工学科に改組
	電気電子工学科を電気電子情報工学科に改称
	環境・生命未来工学科を環境生命化学科に改称
	宇宙通信工学科を宇宙情報科学科に改称
平成 22(2010)年 4 月	宇宙情報科学科 学生募集停止
Ti-4 00(0010) F 0 F	
平成 22(2010)年 9 月	福井工業大学カール・マイヤーグラウンド落成

平成 24(2012)年 4 月	建築生活環境学科 設置
	建築学科、土木環境工学科 学生募集停止
	大学院工学研究科応用理工学専攻(博士前期課程、博士後期課程)、社会シス
	テム学専攻(博士前期課程、博士後期課程) 設置
	大学院工学研究科電気工学専攻(修士課程、博士後期課程)、応用理化学専攻
	(修士課程、博士後期課程)、機械工学専攻(修士課程)、建設工学専攻(修
	士課程)、情報学専攻(修士課程) 学生募集停止
	教養部を基盤教育機構と改称
平成 27(2015)年 4 月	学部学科再編(3 学部 8 学科)
	【環境情報学部設置】
	環境・食品科学科 設置
	経営情報学科 設置
	デザイン学科 設置
	【スポーツ健康科学部設置】
	スポーツ健康科学科 設置
	工学部 電気電子情報工学科を電気電子工学科に改称
	工学部 建築生活環境学科を建築土木工学科に改称
	工学部 デザイン学科、経営情報学科、産業ビジネス学科、環境生命化学科
	学生募集停止
令和 2(2020)年 4 月	環境情報学部 環境・食品科学科を環境食品応用化学科に改称

# 2. 本学の現況

# ・大学名

福井工業大学

# ・所在地

校 地	所 在 地
福井キャンパス	福井県福井市学園3丁目6番1号
あわらキャンパス	福井県あわら市北潟 213 字 21 番地
カール・マイヤーグラウンド	福井県吉田郡永平寺町松岡上吉野 72 字平野山 1番1

# · 学部及び大学院の構成 (令和2年5月1日現在)

# 学部

学部	学科	コース
	雷気電子工学科	電気システムコース
	电风电丁工子符	電子情報コース
	機械工学科	機械システムコース
工学部	1效似工于行	自動車システムコース
工力的	建築土木工学科	建築コース
	建荣工小工于村	土木コース
	   原子力技術応用工学科	原子力工学コース
		放射線応用コース
	環境食品応用化学科	環境化学コース
	<b>垛</b> 块及	食品バイオコース
		経営システムコース
環境情報学部	経営情報学科	政策システムコース
		情報システムコース
	デザイン学科	都市デザインコース
	フックマ <del>ナ</del> 4f	メディアデザインコース
		スポーツ産業コース
スポーツ	スポーツ健康科学科	
健康科学部		地域スポーツ指導者コース
基盤教育機構	•	•

# 大学院

工学研	博士前期課程 博士後期課程	応用理工学専攻	電気電子情報工学コース 宇宙情報科学コース 機械工学コース 環境生命化学コース 原子力技術応用工学コース
究科	份上仅别味性	社会システム学専攻	土木工学コース       建築学コース       デザイン学コース       経営情報学コース

# • 学生数、教員数、職員数 (令和2年5月1日現在)

学生数

(学部)

	学 科 名	7 尚字目	血索学具	右	E 籍 勻	全 生 数	汝	計
	子件名	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	Τī
工学部	電気電子工学科	80	320	89	95	93	87	364
	機械工学科	80	320	93	98	97	84	372
	建築土木工学科	60	240	87	85	74	80	326
	原子力技術応用工学科	30	120	36	30	23	18	107
	環境食品応用化学科	50	200	55	38	34	50	177
環境情報学部	/環境・食品科学科(※)	90	200	99	38	34	90	177
來 児 用 耿 子 印	経営情報学科	80	320	90	103	102	112	407
	デザイン学科	50	200	68	70	49	63	250
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	70	280	87	83	77	76	323
	計	500	2,000	605	602	549	570	2,326

**<sup>※</sup>**令和 2(2020)年 4 月 学科名称変更

# (大学院工学研究科)

	専攻名	入学定員	収容定員	在籍	学生数	計
	<del>等权</del> 有	八子疋貝	収分疋貝	1年	2 年	БI
Lat 1. 25 Ho 30 To	応用理工学専攻	17	34	6	1	7
博士前期課程	社会システム学専攻	8	16	7	12	19
	計	25	50	13	13	26

	専攻名	入学定員	収容定員	在	計		
	<del>等</del> 交石	八子足貝	収分足貝	1年	2 年	3 年	pΙ
<del>拉</del> 上※###和	応用理工学専攻	4	12	4	2	3	9
博士後期課程	社会システム学専攻	2	6	6	3	5	14
	計	6	18	10	5	8	23

<sup>※</sup>学校基本調査の算出基準に準ずる

# 教員数

# (学部)

	学科名	教	授	准教	效授	講	師	助	教	計	+
	子件名	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	電気電子工学科	8		2				1		11	
工学部	機械工学科	7		1		1				9	
丁士郎	建築土木工学科	8		4						12	
	原子力技術応用工学科	7				1				8	
	環境食品応用化学科	5	2	2		1				8	2
環境情報学部	経営情報学科	6	1	2	1					8	2
	デザイン学科	5	1	1		2				8	1
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	7		4		2	1			13	1
基盤教育	機構	1	1	2		5		6	1	14	2
計		54	5	18	1	12	1	7	1	91	8

# (大学院工学研究科 博士前期課程)

専攻名	教	授	准教	效授	講	師	11111	+	
导攻名	男	女	男	女	男	女	男	女	
応用理工学専攻	27	2	5		2		34	2	
社会システム学専攻	24	3	11	1	4	1	39	5	
計	51	5	16	1	6	1	73	7	

# (大学院工学研究科 博士後期課程)

専攻名	教授		准教授		講師		計	
导攻名	男	女	男	女	男	女	男	女
応用理工学専攻	22	2	3				25	2
社会システム学専攻	18	2	9		3		30	2
計	40	4	12	0	3	0	55	4

<sup>※</sup> 大学院博士前期課程及び後期課程の教員は学部専任教員が兼務している。

# 職員数

専任職員	64
嘱託職員	6
臨時職員(パート)	14
計	84

#### Ⅲ、評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命•目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
  - (1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

### (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

使命・目的

学校法人は、学校法人金井学園寄附行為(以下「寄附行為」という)第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神『悠久なる日本民族の歴史と伝統とに根ざした愛国心を培い、節義を重んずる人格の育成、科学技術の研鑽に努め、以て人類社会の福祉に貢献する』を具現化する人材を育成することを目的とする。」とその設置目的を定めている。

「建学の精神」に基づく使命・目的は学則第1条に規定され、それに沿って以下のような人材の育成を目指している。

- (1) 国家・社会の形成者にふさわしい人格と教養を身に付け、人類社会に貢献する高い 志をもつ人材の育成
- (2) 日本の歴史・文化を正しく理解し、自国を愛する健全な精神を身に付けた真の国際人の育成
- (3) 質実剛健な気風を養い、人格円満にして高い徳性を身に付けた社会人の育成
- (4) 多様かつ急速な科学技術の変化にも柔軟に対応できるように十分な工学基礎知識と 専門知識を身に付けた技術者の育成
- (5) 創造的に物事を考え、自主的に課題を解決する能力を身に付けた実践的な技術者の育成

また、大学院においても「建学の精神」に基づく使命・目的が定められ、大学院学則第 1条に規定されている。

以上のように学部及び大学院の使命・目的は明確に定められている。

#### 2) 教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的

使命・目的を達成するための基本的な方向性を示すものとして教育方針を定め、この方 針に従って教育目標を設定し、育成する人材像を学部、大学院ごとに明確にしている。ま た、これら教育方針・教育目標を踏まえ、学部、学科、専攻単位ごとに「人材の養成及び

教育研究上の目的」を、学則第 2 条の 2 及び別表 I 、大学院学則第 5 条の 2 及び別表 I に それぞれ定めている。

# 【1-1-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-1】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一
- 【資料 1-1-2】 福井工業大学学則(第1条)【資料 F-3-1】と同一
- 【資料 1-1-3】 福井工業大学大学院学則(第1条)【資料 F-3-2】と同一
- 【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧 2019 P12~14 (使命・目的等) 【資料 F-8】と同一
- 【資料 1-1-5】 福井工業大学学則(第2条の2)【資料 F-3-1】と同一
- 【資料 1-1-6】 福井工業大学学則(第2条の2 別表I)【資料 F-3-1】と同一
- 【資料 1-1-7】 福井工業大学大学院学則(第5条、5条の2)【資料 F-3-2】と同一
- 【資料 1-1-8】 福井工業大学大学院学則(第5条の2 別表 I)【資料 F-3-2】と同一

# 1-1-② 簡潔な文章化

上述したように、「建学の精神」に基づいた使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的は簡潔に表現され、ホームページ、福井工業大学大学要覧(以下「大学要覧」という)等に記載し、広く公表している。

# 【1-1-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧 2019 P12~14 (使命・目的等) 【資料 F-8】と同一
- 【資料 1-1-9】 福井工業大学ホームページ (使命・目的/教育方針/教育目標/人材の養成及び教育研究上の目的)

#### 1-1-3 個性・特色の明示

福井工業大学の個性・特色は、「建学の精神」に謳われている健全な人格を身に付けた実践的な技術者を育成し社会に輩出することにより、我が国のみならず広く世界の発展と繁栄に寄与することを使命・目的とし、「教育第一主義」を掲げ学生の基礎学問の修得に力を注いでいる点にある。

平成 27(2015)年の組織再編において、工科系単科大学から工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部の3学部を有する工科系総合大学に改組し、専門知識や技術の修得に加え、豊かな人間性やコミュニケーション力など社会で必要とされる資質や能力の涵養を図っている。また、グローバル化した社会に不可欠な英語力の向上、異文化理解等のために外国人教員による英語科目の4年間開講、海外留学支援等の特徴ある教育活動を行っている。

これら本学の個性・特色は「建学の精神」、ならびに使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的と合致し、ホームページ、大学案内パンフレット、大学要覧、学生便覧等で学内外に周知している。

#### 【1-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧 2019 P12~14 (使命・目的等)【資料 F-8】と同一 【資料 1-1-10】福井工業大学ホームページ (学長メッセージ) 【資料 1-1-11】福井工業大学 大学案内【資料 F-2】と同一 【資料 1-1-12】学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一

# 1-1-4 変化への対応

本学は、昭和 40(1965)年 4 月に工学部電気工学科、工学部機械工学科の 2 学科からなる 4 年制工業大学として開学された。開学以来、「建学の精神」に基づく使命・目的を基盤として、時代や社会の要請・変化に対応して学科の改組・拡充を図ってきた。

図 1-1-1 のとおり、平成 27(2015)年、これまでの「工学部」を改組し、「工学部」「環境情報学部」「スポーツ健康科学部」を有する 3 学部体制の工科系総合大学に改組した。同時に、従来からの教養教育の役割や機能を業務とする基盤教育機構は、学部、学科を横断する部局として位置づけられ、教養教育の展開に一層の責任を有することになった。

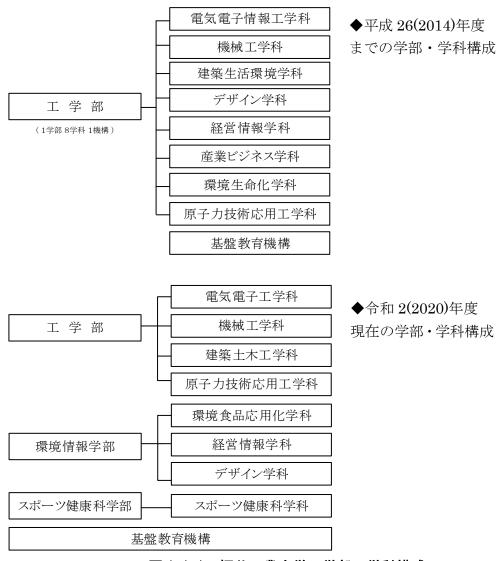


図 1-1-1 福井工業大学の学部・学科構成

工学部から派生した環境情報学部とスポーツ健康科学部の2学部は、開学以来、初めて の新設学部となることから、卒業時に与えられる学士の称号についても、これまでの学士

(工学)から、学部・学科の特徴をより明確に示す称号を付与できる体制を整えた。具体的には、環境情報学部の環境食品応用化学科は学士(環境科学)、経営情報学科は学士(経営情報学)、デザイン学科は学士(デザイン学)、スポーツ健康科学部のスポーツ健康科学科では学士(スポーツ健康科学)の学士号をそれぞれ取得できる。また、人材の養成及び教育研究上の目的を学科ごとに定め、幅広い分野での教育研究活動に対応可能な人材を養成する体制を整えている。

大学院については、昭和 60(1985)年 4 月に工学研究科修士課程、平成 2(1990)年 4 月に大学院工学研究科博士課程を設置した。その後平成 24(2012)年度に、大学院工学研究科を改組して「応用理工学専攻」と「社会システム学専攻」の 2 専攻を設置し、両専攻に博士前期課程及び博士後期課程からなる博士課程を構築した。また、それぞれの専攻内にコースを設け、現在は 2 専攻 9 コースとなっている。

近年の社会の急速なグローバル化に応えるべく、8 か国 12 機関と大学間交流協定または 部門間交流協定を締結して国際交流の推進を図るとともに、平成 24(2012)年 10 月にはインターナショナルセンターを開設して留学生の受入れとグローバル化への対応を図っている。

平成 31(2019)年 4 月には、少子高齢化や東京一極集中などによる地方の人口減少に対応し、地域の活性化を目的とした「AI&IoT センター」を設立した。また、令和元(2019)年10 月には、社会人の学びなおしの支援を目的としたリカレント教育を開始した。

このように、本学では時代の変化を敏感にとらえ、その変化に対応した教育組織の改組 及び教育内容の改善を行ってきている。

# 【1-1-④ エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧 2019 P12~14(使命・目的等)【資料 F-8】と同一

【資料 1-1-11】福井工業大学 大学案内【資料 F-2】と同一

【資料 1-1-13】AI&IoT センターリーフレット

【資料 1-1-14】 リカレント教育 新聞掲載記事(2019年11月24日 北國新聞)

#### (3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

開学以来の「建学の精神」に基づき、時代の変化、社会の要請に対応して学部・学科の改組、教育内容の改善を行い、常に未来を見据えた改革を行ってきた。平成 30(2018)年度には3学部体制の完成年度を迎え、工科系総合大学としての体制が整った。今後も社会の変化やニーズを見据えながら、大学・大学院の使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的も必要に応じて見直しを図っていく。

# 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- (1) 1-2 の自己判定 基準項目 1-2 を満たしている。
- (2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的は、学則に明記している。学則の制定・改正は、学長が議長となり副学長、主要役職者で構成される大学運営協議会において審議・議決し、教授会、工学研究科委員会の意見を聞いた上で最終的に学長が決定した後、理事会において審議・承認される。これら一連のプロセスと議事内容については、役員・教職員の理解と支持が得られている。本学の使命・目的とそれを達成するための教育方針、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)は、ホームページ上に公開されるとともに、これらが明記された「学生便覧」は全ての教員及び事務局各課にも配布されている。

年度の初頭及び毎月1回開催する職員会議では、大学、附属高校、附属中学校、法人本部の全教職員が一堂に会し、理事長が法人の経営方針等を、また各学校長がそれぞれ教育の方針等を周知している。さらに、法人本部が法人全体の財務状況の報告を行うことにより役員、教職員の理解と支持が得られている。

### 【1-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 福井工業大学 大学運営協議会規程

【資料 1-2-2】 福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)

【資料 1-2-3】 学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一

【資料 1-2-4】 学校法人金井学園ホームページ(職員会議、年賀式)

#### 1-2-② 学内外への周知

ホームページ及び学内外に配布される大学要覧に「建学の精神」、基本理念、使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的を掲載して周知を図っている。また、全学部の新入生に「建学の精神」、教育方針及びカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが掲載された「学びの指針」を配布し、1年前期の必修科目である「キャリアゼミ I」においてこれを教材として用いている。大学の講義室を含む随所には「建学の精神」を記したパネルを掲示している。

#### 【1-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】 福井工業大学要覧 2019 表紙裏(建学の精神、基本理念)【資料 F-8】と 同一

【資料 1-2-6】 学びの指針

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

「建学の精神」、使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的を踏まえ、中長期の事業計画を策定してきた。平成21(2009)年度から5年間の中期経営計画をスタートさせ、平

成 26(2014)年度からの第 2 次中期経営計画を経て、令和元(2019)年度から「第 3 次中期計画(2019 年度~2023 年度)」(以下「第 3 次中期計画」という)を実施している。

第3次中期計画の策定にあたっては、各設置校より選出された次世代を担う若手教職員で構成された策定委員会が中心となって協議を進めた。その結果、大学については、第2次中期経営計画の検証結果を踏まえて、「建学の精神」及び本学の使命・目的を反映させた「地域とともに歩みながら学生と教職員が深化し続ける福井工業大学」を将来像とした中期ビジョンを策定した。

# 【1-2-③ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-7】 Action Plan 60(第 1 次中期経営計画)

【資料 1-2-8】 第 2 次中期経営計画

【資料 1-2-9】 平成 30(2018)年度教育・研究活動報告書

【資料1-2-10】第3次中期計画

### 1-2-4 三つのポリシーへの反映

学士課程、大学院博士前期課程、大学院博士後期課程のアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーをそれぞれ適切に 定めており、ホームページ、大学要覧に掲載及び公表している。

アドミッション・ポリシーは、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点から、本学が求める人材を示したものであり、このポリシーにふさわしい多様な学生を受入れている。

カリキュラム・ポリシーは、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」の 4 つの観点から策定されている。教養分野のカリキュラムは、豊かな人間性と社会性を育むための幅広い知識と教養を身に付ける講義で構成されている。また、専門分野のカリキュラムは、社会を取り巻く諸問題を論理的な思考力と総合的な判断力で解決するための専門知識・技術を修得する講義構成となっている。

ディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーと同様に、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」の4つの観点から策定している。 以上のように、三つのポリシーはいずれも「建学の精神」、使命・目的、教育方針が色濃く反映されたものとなっている。

#### 【1-2-④ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-2】 福井工業大学ホームページ(三つのポリシー)

【資料 1-2-5】 福井工業大学要覧 2019 【資料 F-8】と同一

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

現在の教育研究の基本組織は3学部8学科と基盤教育機構で構成され、専門分野の教育研究内容には、理工学の基盤・応用技術領域だけでなく文理融合領域も含まれている。各学科における専門教育と基盤教育機構における教養教育により、使命・目的と人材の養成及び教育研究上の目的を達成するための教育体制が構築されている。さらに、図1-2-1に

示すとおり、各センター、研究所及び支援室等を設置することにより、教育研究の支援体制を整えている。

大学院には、応用理工学専攻と社会システム学専攻の2専攻があり、それぞれ博士前期 課程と博士後期課程が設置されている。応用理工学専攻には、電気電子情報工学、宇宙情報科学、機械工学、環境生命化学及び原子力技術応用工学の5コースが、社会システム学 専攻には土木工学、建築学、デザイン学及び経営情報学の4コースが設置されている。大 学院においても学部同様、理工学のほぼ全領域をカバーしているだけでなく文理融合領域 も含めることで総合的に教育研究が実施できる組織となっている。

各学科及び専攻の教育体制に即して、必要な専門分野の教員が適切に配置されている。

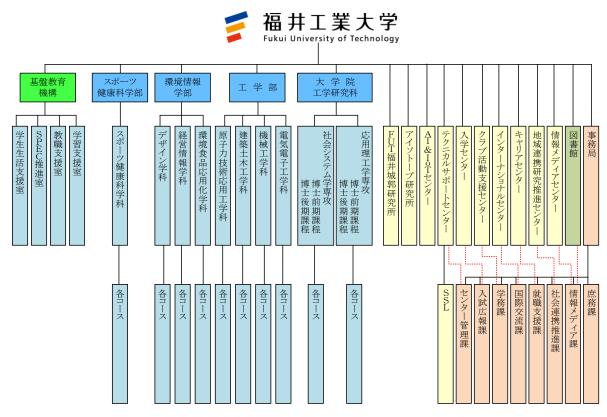


図 1-2-1 教育研究組織図

また、教育研究を支える各種委員会の副委員長及び委員として職員が参加し、学長のガバナンスのもとに大学運営協議会を中心とした教職協働に基づく教学マネジメント体制が確立されている(図 1-2-2)。

以上より、教育研究組織は、本学の使命・目的と整合性がとれている。

# 【1-2-⑤ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-11】福井工業大学学則(第 2 条)【資料 F-3-1】と同一

【資料 1-2-12】福井工業大学大学院学則(第5条、第5条の2)【資料 F-3-2】と同一

【資料 1-2-13】学校法人金井学園 管理規則 (第3節)

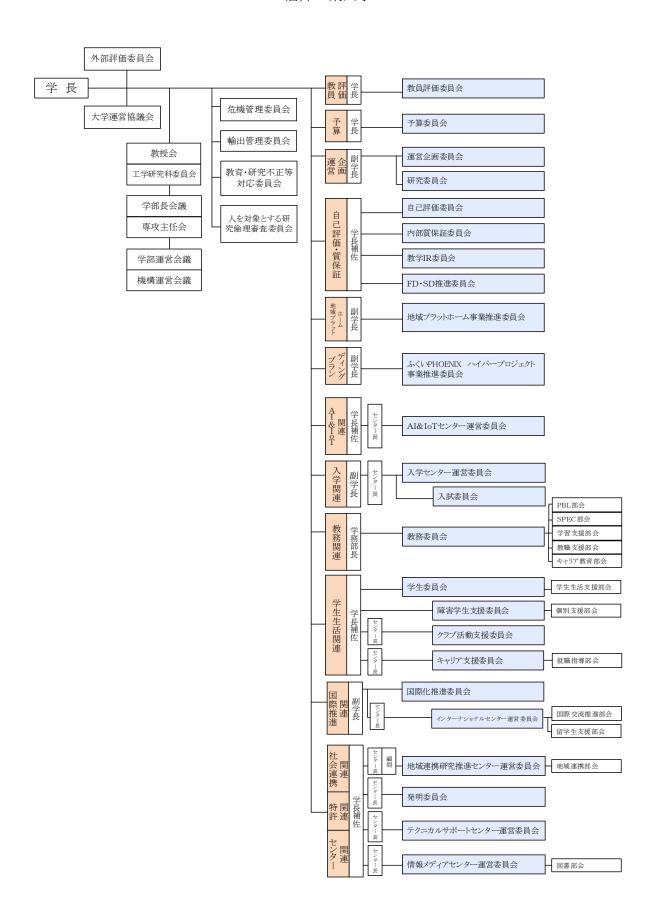


図 1-2-2 大学運営組織 (令和 2 (2020) 年 5 月現在)

# (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的は、前述してきたように明確であり、三つのポリシーにも反映されている。一方で、これらにおいては文言に重複する部分もあり、「建学の精神」を起点として人材の養成及び教育研究上の目的、三つのポリシーと続く一連の流れが分かりにくくなっている。今後、これらを整理してより明確に伝えられるようにすることを検討する。

# [基準1の自己評価]

「建学の精神」に基づく使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的は、いずれも簡潔に文章化され、これらは三つのポリシーに反映されている。時代や社会の要請・変化に対応して学部・学科の改組・拡充を図り、平成27(2015)年度から3学部体制となり、使命・目的を達成するための教育研究組織が整備されている。

「建学の精神」、使命・目的とこれらを達成するための教育方針・教育目標等は、学則、ホームページ、大学要覧等で公開し、広く社会に周知している。

中期計画は使命・目的を踏まえて5年ごとに策定され、中期計画期間内においても継続 的に点検を行ってきている。

使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的は学則に明記され、学則の制定・改正は、主要役職者で構成される大学運営協議会において審議・議決し、教授会、工学研究科委員会の意見を聞いた上で最終的に学長が決定した後、理事会で審議・承認されており、役員・教職員の理解と支持が得られている。

以上のことから、基準1を満たしていると判断する。

#### 基準 2. 学生

- 2-1 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
  - (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、「建学の精神」、使命・目的及び教育方針に基づいて学部・学科ごとに策定され、その中で求める人材を具体的に明示している。アドミッション・ポリシーと求める人材について、ホームページ、大学要覧及び入学者選抜要項に記載し公表するとともに、オープンキャンパスや本学が主催する進学説明会等の種々の機会を活用して学内外に周知している。

大学院のアドミッション・ポリシーも、学部・学科同様に専攻・コースごとに明確に定めている。これらは、ホームページ及び入学者選抜要項に記載し公表している。

# 【2-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 令和 3 年度 福井工業大学入学試験要項 【資料 F-4-1】と同一

【資料 2-1-2】 令和 3 年度 大学院工学研究科入学試験要項 【資料 F-4-8~10】と同一

【資料 2-1-3】 福井工業大学ホームページ (三つのポリシー) 【資料 1-2-2】と同一

【資料 2-1-4】 福井工業大学要覧 2019 【資料 F-8】と同一

【資料 2-1-5】 令和 2(2020)年 3 月 18 日教授会資料 (入学試験の名称変更)

# 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った各種入学者選抜の実施とその検証のため 入学センターを設置している。入学センターの主な業務は、入学者選抜の実施方法の検討、 入学者選抜の実施、広報業務全般、一部推薦入学予定者に対するレポート等の課題提出(入 学前教育)等になっている。入学者選抜の実施に際しては、実施要領や監督要領を作成す るとともに、事前に監督者である教職員を対象に試験の実施方法などに関する説明会を開 催し、公正かつ厳正な体制のもとで入学者選抜が行われるようにしている。なお、入学セ ンターの事務は入試広報課が担当する。

大学の入学者選抜は総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3種類の選抜方法で実施している。各選抜方法の概要は以下のとおりである。なお、令和2(2020)年度より一部名称を変更した。

(学部)

### 1)総合型選抜

総合型選抜は、目的意識評価型選抜(I期・II期)、スポーツ実績評価型選抜、同窓子女選抜の3つに分類される。これらの選抜では、アドミッション・ポリシーに適合しているかを判定するためにプレゼンテーションを含めた面接を実施している。一方、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況は調査書により把握し、面接と調査書の資料を用いて多面的、総合的に選抜を実施している。

なお、外部英語試験を生徒に受験させる高校が多くなってきたこと、教育目標にグローバル社会で活躍する人材の育成を掲げていることを考慮して、平成 29(2017)年度から、外部英語試験を受験し、かつ、その点数が本学の定める資格・基準を満たす者については、加点することとしている。

#### 2) 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜については、専門・総合学科推薦選抜(I 期・II 期)、公募制推薦選抜(I 期・II 期)、指定校推薦選抜、附属高校推薦選抜(I 期・II 期)を実施している。いずれの入学者選抜においてもアドミッション・ポリシーに適合しているかを判定するために面接、プレゼンテーション等を行い、入学志願者の能力・適正・意欲等を多面的、総合的に審査している。また、専門・総合学科推薦選抜、公募制推薦選抜では、平成 29(2017)年度から、外部英語試験を受験し、かつ、その点数が本学の定める資格・基準を満たす者については、加点することとしている。

# 3) 一般選抜

一般選抜(I期·II期)では、高等学校卒業時における学習到達度を測るために、各学科

で指定された科目群の中から3科目を選択解答する本学独自の学力検査(記述式)を課し、 その結果を合否判定に用いている。なお、学力検査については全ての科目において入学セ ンターの管理のもと本学教員が問題を作成している。

#### 4) その他の選抜

上述の入試区分の他に、大学入学共通テスト利用選抜(I期・II期・III期)、外国籍の受験生を対象とする私費外国人留学生選抜(I期・II期・オフショア)、企業・官公庁等に在職し企業等の推薦を受け出願を行う社会人選抜、他の教育機関に在籍している学生を対象とした編入学選抜を実施している。また、令和 2(2020)年度より外国の学校教育を受け日本に帰国した受験生を対象とした帰国子女特別選抜を実施するなど、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受入れている。

選抜方法及び実施方針については、入試委員会においてこれまでの入学者選抜の結果等を検証した上で案を作成し、学長が議長を務める入学選考委員会で審議・承認した後、教授会を経て決定している。

# (大学院)

博士前期課程及び博士後期課程においては、大学院のコースごとのアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜を実施している。選抜方法は主に以下の3つに分類される。

#### 1) 推薦選抜

博士前期課程では、アドミッション・ポリシーに適合しているかどうかの視点で、本学卒業見込みで所属学科の主任教授の推薦がある学生に対して、学力検査(口述試験)及び学部の成績等で総合的に選抜を行っている。

博士後期課程では、本学博士前期課程修了見込みで所属専攻の主任教授の推薦がある学生に対して、学力検査(口述試験)及び博士前期課程の成績等で総合的に判定して選抜を行っている。

#### 2) 一般選抜、社会人選抜

博士前期課程では、口述試験(プレゼンテーション含む)及び英語の筆記試験による学力検査の結果及び出願書類により、総合的に選抜する一般選抜を実施している。また、企業・官公庁等で一定期間、社会人経験を積んだ者を受入れるため、口述試験(プレゼンテーション含む)による学力検査の結果及び出願書類により、総合的に選抜する社会人選抜を実施している。博士後期課程では、口述試験(プレゼンテーション含む)及び専門英語の筆記試験による学力検査の結果及び出願書類により総合的に選抜する一般選抜を実施している。博士前期課程と同様の社会人選抜も実施している。

#### 3) 私費外国人留学生推薦選抜

外国籍の受験生を対象とする私費外国人留学生推薦選抜を実施しており、口述試験(プレゼンテーション含む)による学力検査の結果及び出願書類により、総合的に選抜を行っている。また、タイ王国及びベトナム社会主義共和国において、博士前期課程及び博士後期課程志願者を対象として大学院工学研究科外国人留学生推薦選抜(オフショア選抜)を実施している。

選抜方法及び実施方針については、入試委員会において作成した案を学長が議長を務める大学院入学選考委員会で審議・承認した後、工学研究科委員会を経て決定している。

# 【2-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 令和 3 年度 福井工業大学入学試験要項【資料 F-4-1】と同一

【資料 2-1-5】令和 2(2020)年 3 月 18 日教授会資料 (入学試験の名称変更)

【資料 2-1-6】 福井工業大学 入学センター規程

【資料 2-1-7】 福井工業大学 入学志願者選考規程

【資料 2-1-8】 福井工業大学 入学選考委員会規程

【資料 2-1-9】 福井工業大学大学院 入学選考委員会規程

【資料 2-1-10】2020 年度入試監督者打ち合わせ会議 (開催案内)

【資料 2-1-11】2019 年度福井工業大学 入学試験・採点委員会

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(学部)

社会情勢や時代の変化に対応するため、また、入学定員に沿った適切な学生数の維持のために、学部・学科の新設、改組、名称変更及び各学科の入学定員の変更を行ってきた。入学センターでは、高等学校側のニーズに対応する広報物の発刊などの広報活動、教職協働で業者主催の進学説明会への参加及び大学案内の作成などの学生募集活動を展開している。また、本学の選抜結果(入試結果)、ホームページ閲覧数、出願時及び入学直後のアンケート調査等から本学志願者動向を分析し、次年度以降の施策について企画立案している。その結果、志願者は平成20(2008)年度から12年連続で増加しており、平成25(2013)年度から8年連続で入学定員を充足している。

### (大学院)

大学院の定員充足のために、経済的支援制度の一つとして「福井工業大学大学院進学奨励金」の制度を拡充した。博士前期課程では、第1種で学納金を50%減免、第2種で学納金と国立大学大学院授業料標準額の差額を減免している。また、平成30(2018)年度から博士後期課程入学者の入学金、授業料の全額免除及び博士後期課程在籍院生の授業料免除を実施している。その効果もあり、大学院全体の収容定員充足率は平成28(2016)年は57.3%であったが、令和2(2020)年は72.1%と改善がみられている。

### 【2-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-12】福井工業大学 大学案内【資料 F-2】と同一

【資料 2-1-13】保護者用リーフレット

【資料 2-1-14】新入生アンケート調査結果(2020)

【資料 2-1-15】大学院進学 NAVI2020

【資料 2-1-16】学園報 第 41 号 P47(入試方法の記載)

#### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

ホームページ、SNS での情報発信については、より効果的なものにするために、高等学校教員や保護者、高校生等、外部からの意見・評価を聴取する機会を設けることとする。

総合型選抜スポーツ実績評価型選抜、学校推薦型選抜附属高校推薦選抜等の専願の選抜

における学部・学科間の志願の偏りを改善すべく定員管理を行っており、クラブ活動支援センターや附属高校等の関係部署と緊密に連携して偏りを少なくしていく。また、一般選抜において受験科目や受験科目数の見直しを図り、受験生の学力をより多面的、総合的に評価することとする。

法人本部は、平成 31(2019)年 4 月より、福井工業大学のみならず、学校法人金井学園の社会的価値を広く問い直す学園ブランディング活動(Re-Branding)を始動させた。始動にあたり、法人本部職員、附属中高教職員、大学職員で構成されるプロジェクトチームが設置され、学校ごとのブランドプロミスと共通のブランドメッセージである「『知』をつなぐ。『未来』を創る。」が制定された。このブランドメッセージを旗印として、地域や社会の期待と信頼に応えられるように、さまざまな活動を展開していく。

収容定員を超過する学科や未充足の学科があるため、大学全体の定員を変更しない範囲 において学部・学科間で入学定員の変更を行っていく。

#### (大学院)

大学院への入学者を確保するために、学生や保護者への大学院進学の魅力やメリットの 具体的な提示、大学院生に対する経済的支援制度の充実、学部学科組織と整合させるため の組織改編などの取組みを行い、今後も改善の努力と工夫を継続して行う。また、社会人 選抜の試験内容を見直し、博士後期課程においては学費が無償であることなどを周知しな がら、積極的に社会人を受入れる体制を整備する。

平成30(2018)年3月には大阪大学工学研究科及び大阪大学レーザー科学研究所との協定を締結しており、双方の実験設備の利用が可能であることから、高い水準での研究活動が可能であることをアピールする。

#### 2-2 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
  - (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

- (2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 1) 学修支援に関わる体制の整備

学修支援を行う組織として教務委員会が設置され、学部生及び大学院生の修学上における諸事項について審議・協議を行っている。委員会は、学務部長、各学科・基盤教育機構より選出された教員及び学務課職員から構成され、教職協働による支援体制を構築している。委員会は年間の活動方針・計画に基づき、定期的に開催している。

教務委員会の審議事項は教務委員会規程に記載しており、以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 退学・除籍・休学に関する事項

- ③ 学生の進級及び卒業・修了に関する事項
- ④ その他学生の修学上の諸問題に関する事項

上述の学修支援・授業支援にかかる事項について審議を行い、大学運営協議会に報告または承認を得ながら活動している。

なお、活動計画・報告書及び委員会の議事録は学内ダウンロードページに公開している。

#### 2) 様々な学修支援体制

#### ①担当教員制度

担当教員制度を設けており、3 学部の全学科で 1 年次より 20~30 人程度の学生に対して 1 人の割合で担当教員を配置している。留学生については、全ての学科において各学年 1 人以上の留学生担当教員を配置して修学状況の把握や生活相談などに応じている。

# ②学習支援室

習熟度の異なる学生の自学習や教員による学びの支援の場として「学習支援室」を整備している。数学、物理、化学などの基礎科目及び専門科目について、専門分野の教員がローテーションで個別指導または少人数指導を行い、学びを支援している。その運営は学習支援部会が行っており、事務や補助は学務課が担当している。

#### ③SPEC 推進室

学生の英会話力向上のため「SPEC 推進室」を整備し、TOEIC の受験対策や、外国人教員と英語による会話を行う「英会話カフェ」を実施している。

#### ④クラブ活動支援センター

クラブ活動における大会参加の管理、授業の公欠対応及び修学のサポートを行うために クラブ活動支援センターを開設し、月曜から土曜(土曜のみ午前中)まで学生の対応に当 たっている。その運営はクラブ活動支援委員会が行い、事務や補助は学務課が担当してい る。

#### ⑤ 教職支援室

教員免許状取得に向けての教職科目の履修相談、教育実習・介護実習の管理、教員採用 試験対策をサポートする場として「教職支援室」を設置している。その運営は教職支援部 会が行い、事務や補助は学務課が担当している。

#### ⑥ インターナショナルセンター

留学生への支援や学生の海外語学研修のサポートを行うインターナショナルセンターを 開設している。その運営はインターナショナルセンター運営委員会が行っており、事務や 補助は国際交流課が担当している。

### ⑦ SSL (Student Space Laboratory)

鳥人間コンテスト選手権への出場などの大学公認プロジェクト(SSL プロジェクト)の活動拠点及び各種工作機械が利用可能な施設として SSL を開設している。その運営はテクニカルサポートセンター運営委員会が行っており、事務や工作機械に関する安全教育などの補助はセンター管理課が担当している。

学修支援に関する組織等を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 学修支援のための施設の開設年月及び目的

施設名	開設年月	目的
情報メディアセンター	昭和 63 (1988)年 5月	学生へのネットワークサービスの提供、情報実習室の運用・管 理
SSL (Student Space Laboratory)	平成 15 (2003)年 4 月	大学公認のプロジェクトの活動実施拠点
学生生活支援室	平成 16 (2004)年 10 月	学生の各種相談及びカウンセラーによるサポートの実施
学習支援室	平成 18 (2006)年 4 月	習熟度の異なる個々の学生の自学習及び学びの支援
キャリアセンター	平成 23 (2011)年 4 月	進路及び資格取得についての相談、求人企業の紹介等
ラーニングコモンズ	平成 23 (2011)年 5 月	グループの学習、プレゼンテーションの演習等学習活動の場
SPEC 推進室	平成 24 (2012) 年 10 月	学生の英会話力向上、TOEIC 受験対策、自学習支援
インターナショナルセンター	平成 24 (2012) 年 10 月	海外からの留学生の受入れ手続き支援、海外語学研修支援
クラブ活動支援センター	平成 26 (2014) 年 4 月	クラブ活動における参加大会及び講義等の公欠管理、修学のサポート
教職支援室	平成 29 (2017)年 4 月	教員免許状取得に向けての教職科目履修相談、教員採用試験対 策

## 【2-2-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-1】 福井工業大学 教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 福井工業大学 担当教員制度規程·同細則
- 【資料 2-2-3】 福井工業大学ホームページ (学習支援室)
- 【資料 2-2-4】 学習支援室利用状況
- 【資料 2-2-5】 福井工業大学ホームページ (SPEC 推進室)
- 【資料 2-2-6】 福井工業大学 クラブ活動支援センター規程
- 【資料 2-2-7】 福井工業大学ホームページ (クラブ活動支援センター)
- 【資料 2-2-8】 福井工業大学 教職支援部会議事録(2019年度)
- 【資料 2-2-9】 学園報 第 40 号 P36 (教職支援室)
- 【資料 2-2-10】福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程
- 【資料 2-2-11】福井工業大学 SSL 管理運営規程
- 【資料 2-2-12】福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程
- 【資料 2-2-13】福井工業大学ホームページ (SSL Factory)
- 【資料 2-2-14】福井工業大学ホームページ(付属施設)

# 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### 1) TA の活用

学部生に対してきめ細かな指導ができるように、実験・実習を補助する TA として大学院生を採用している。また、学部生の学修及び指導能力の向上を目的に、学部生を SA (Student Assistant)として採用している。

TA 及び SA は主に実験、実習科目において採用されているが、一部の講義資料作成、演習、製図科目の補助においても活用している。直近 3 か年の TA の採用実績を表 2-2-2 に示した。採用については「実験・実習助手(院生嘱託)の採用に関する規程」「実験・実習助手(学部生嘱託)の採用に関する規程」に基づき、各学科主任・授業担当教員より採用

願が提出され、理事長が承認・任命をする。業務開始前に、委嘱状交付式を実施し、学長 が本学の嘱託実験・実習助手という教育職員の立場であることを自覚させる講話を行う。

27					
専攻名	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度		
応用理工学専攻	26	25	12		
社会システム学専攻	18	12	10		
合 計	44	37	22		

表 2-2-2 直近 3 年間の TA の採用人数

#### 2) 障害のある学生に対する支援

障害者差別解消法の施行を受け、本学では「学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に則り、障害のある学生が他者と平等に学内における教育、研究その他活動に参加できるよう機会の確保(合理的配慮)に努めている。

平成 26(2014)年度より障害学生支援委員会を設置し、障害のある学生や支援が必要な学生が一般学生と同水準で教育を受けることができる環境の提供及び支援を組織的に取組む体制を整備している。取組みの内容は以下のとおりである。

### ①支援に携わる学生の研修

支援が必要な学生のうち、身体が不自由な学生の移動介助のために、支援に携わる学生を対象として障害の理解、車椅子の基本操作、障害のある学生とのコミュニケーション等に関する研修を開催している。

### ②大学間連携を含む関係機関との連携

大学や関係機関の障害学生支援者間の連携と障害学生の就労支援に向けた基盤作りを目的に、富山大学主催「障害学生支援カンファレンス北陸」に平成 25(2013)年度より毎年参加している。また、令和元(2019)年度に東京大学 PHED 主催「障害学生支援と就労移行に関する情報交換会」を本学で開催した。

# ③就労支援プログラムの構築

障害のある学生の社会的自立を目的に、障害学生を社会福祉法人で行われるインターンシップに参加させている(平成 30(2018)年度 3 人、令和元(2019)年度 2 人)。インターンシップ後、学生生活支援室は、学生本人、保護者、社会福祉法人と協議して障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」への移行手続きを行っている。これらにより大学と社会福祉法人が連携して就労支援を行っている。

#### ④附属高校から本学への移行支援

中等教育段階から高等教育へ移行する際の適切な支援を図るために、附属高校と本学間で移行支援会議を年に2回実施している。2月から3月に行う会議では、附属高校から本学へ入学する生徒の中で支援が必要な予定者について情報交換を行っている。10月の会議では、進学後の状況について本学から附属高校へ情報提供を行っている。

#### ⑤全学生への障害に対する理解促進

平成 29(2017)年度より、全学生を対象に「障害のある人たちとの地域での共生を考える」をテーマとした講義を実施している。これにより、障害に対しての理解促進はもちろんのこと障害学生への支援を行う人材養成にも繋がっている。

# 3) オフィスアワーの設定

全ての専任教員は、週に最低1回以上のオフィスアワーを設定することが義務付けられている。専任教員は、主たる応対時間(コアタイム)以外でも、「研究室在室時にはいつでも対応する」または「事前にメールにてアポイントメントを受付ける」のいずれかを選択し、可能な限り学生に応対するように努めている。平成28(2016)年度からは非常勤講師に拡げ、都合のつく範囲で学生の訪問に対応するよう要請している。専任教員については、全専任教員の顔写真付きのオフィスアワー一覧表を、学生掲示板、学習支援室前及び福井工業大学ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という)に掲示している。また、訪問学生への配慮として、各研究室前にもオフィスアワーを含む自身の時間割表を掲示している。平成29(2017)年度末に専任教員を対象にFD・SD推進委員会が実施したオフィスアワー利用実態に関するアンケートの結果によると、1か月当たりの訪問学生数は「1~10人」が全体の半数(52%)を占め、「0人」は約3分の1(34%)となった。「1~10人」と回答した教員の約6割が「やや少ない」または「少ない」と認識している。オフィスアワー以外でも、訪問してきた学生に対して丁寧な対応を行っており、学生とのコミュニケーションは図られている。

#### 4) 中途退学者削減への対応

中途退学者を減らすために、教務委員会では退学の理由を毎年分析し、対策を検討している。平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度の退学理由として「勉学意欲喪失」が 6 割を占めていた。「勉学意欲喪失」につながる出席状況が悪い学生に対しては、当該学生の担当教員が随時面談を実施し、状況の把握と修学指導を行っている。また、状況に応じて学生の保護者と面談し、必要な場合には学生生活支援室と連携しながら対応している。以下にその防止策になる 6 つの事項について記す。

#### ①出欠管理情報の共有化

学生の出欠状況を即座に把握するため、学生証(ICカード)を利用した出欠管理システムを令和元(2019)年度より運用している。担当教員は学生の出欠状況を翌日までには確認できるため、欠席の多い学生には早期に指導が可能となる。また、欠席回数が3回目及び6回目の調査を行い、欠席状況を各学科主任及び担当教員へ提供している。出席状況が悪い場合には担当教員が学生と面談し、その結果を学生カルテに入力して学科内で学生の様子などを情報共有している。クラブに所属している学生などの場合には、担当教員、クラブ活動支援センター及びクラブの監督・顧問等が一体となって指導に当たっている。

#### ②学生生活支援室との連携

学生が精神的な問題など内面的な問題を抱えていないかを把握するために、毎年健康診断時に全学生を対象に大学精神保健調査 (UPI: University Personality Inventory)を実施している。令和元(2019)年度は全学生の93.2%に UPI を実施し、その後面談を行った。その内、43人の学生に後日連絡を行い、呼び出しに応じた16人の学生に対して学生生活支援室で再度面談をした。また、UPI 実施後に自主的に面談を希望する学生16人との面談も行った。先の呼び出した16人の学生と合わせると、32人の学生に対して学生生活支援室での面談を再度行ったことになる。

# ③留年者への対応

学期初めの通常の受講登録ガイダンスに加えて、留年者を対象とした受講登録ガイダンスを学務課職員が実施し、修学指導、履修指導及び学生生活に関わる個別指導を行っている。また、留年者の学業や生活状況については、担当教員が日常的に指導を行っている。組織上の対応としては、学科による教室会議において、報告・検討した上で今後の指導方法を定めている。

#### ④初年次教育の充実

令和元(2019)年度より新入生オリエンテーションの時期に「スタートアッププログラム」を開始した。チームビルディングの手法を活用したグループワーク中心のプログラムで、新入生同士及び教職員との円滑なコミュニケーションを促すことにより、大学における学びのモチベーションを向上させている。

# ⑤保護者との連携強化

在学生の保護者等で「福井工業大学後援会」(以下「後援会」という)を組織し、保護者と教員が面談する保護者懇談会を開催している。

前期に行う保護者懇談会については、本学だけでなく、北陸、東海、関西の各会場での地区懇談会でも実施している。大学、同窓会と三位一体となって、保護者が教員と面談できる機会を設けることで、大学と保護者との関係を構築しており、実施後のアンケートでは懇談会に対し高い満足度を得ている。

後期に本学で行う保護者懇談会は、単位修得状況やGPA(Grade Point Average)の数値が芳しくない学生、学科が特に面談を希望する保護者を対象に実施している。

保護者懇談会で保護者と面談した教員が、面談内容、特記事項及び他の教員等への伝達 事項などを記入した個人面談記録票を、学科主任はもちろんのこと学長をはじめとする大 学役職者及び事務局管理職に回覧し、情報の共有を図っている。これは、学生の修学状況、 生活、進路に関する問題等を共有し、早期対応を行うことを可能にするものである。

また、学務課から学期毎に学生の同意のもと保護者宛に成績通知書を郵送している。成績に関する相談や成績通知書の見方については、上述の懇談会等で説明を行っている。 ⑥成績情報に基づく修学指導

令和元(2019)年度より、修学意欲低下の兆候が見られる学生に対し、卒業や履修制限判定に向けて意欲を喚起するために、GPA等を活用した修学指導を行っている。学期中において、欠席回数が3回目及び6回目の調査を行い、欠席学生に対して担当教員による注意と指導を行っている。また、各学期の修了時点において、1~3年生の半期ごとのGPAが一定の基準以下かつ単位修得不良の学生に対して担当教員が面談し、修学指導をしている。2年修了時の累積GPAが一定の基準以下の学生には、教員、保護者及び当該学生との三者面談を実施している。

## 【2-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-15】福井工業大学 実験・実習助手(学部生嘱託)の採用に関する規程

【資料 2-2-16】福井工業大学 実験・実習助手(院生嘱託)の採用に関する規程

【資料 2-2-17】福井工業大学ホームページ(実験・実習助手 委嘱状交付式)

【資料 2-2-18】TA 説明会資料

【資料 2-2-19】福井工業大学 障害学生支援規程

- 【資料 2-2-20】学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 2-2-21】福井工業大学ホームページ(障害学生支援)
- 【資料 2-2-22】障害者の理解にかかる研修会実施記録(令和元(2019)年 12 月 25 日教授会)
- 【資料 2-2-23】学園報 第 41 号 P30 (障害学生支援委員会の取組み) 【資料 2-1-16】 と同一
- 【資料 2-2-24】東京大学 PHED 主催「障害学生支援と就労移行に関する情報交換会」
- 【資料 2-2-25】障害学生・保護者対象就職セミナー案内
- 【資料 2-2-26】令和元(2019)年 10 月 2 日「地域共生学」資料
- 【資料 2-2-27】オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-28】非常勤講師へのオフィスアワー設定の依頼
- 【資料 2-2-29】平成 29(2017)年度実施 オフィスアワー利用実態調査結果
- 【資料 2-2-30】福井工業大学 学生生活支援室規程
- 【資料 2-2-31】福井工業大学ポータルサイト(出欠管理記録)
- 【資料 2-2-32】 学生相談年報 (平成 30 年度)
- 【資料 2-2-33】留年者向けガイダンスの案内
- 【資料 2-2-34】スタートアッププログラムの案内
- 【資料 2-2-35】福井工業大学 後援会規約
- 【資料 2-2-36】令和元(2019)年度 地区懇談会資料
- 【資料 2-2-37】地区懇談会 個人面談報告書(様式)

## (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援の必要がある学生については、単独の委員会、学科、部局だけでは十分な対応 が難しいことから、関連する委員会、学科、部局とも情報を共有し、連携を密にして学修 支援にあたる。

令和元(2019)年度から実施したスタートアッププログラムの効果を十分に検証し、さらなる学修支援に活用していく。

また、令和元(2019)年度から全学的に導入した学生証を利用した出欠管理システムを活用して、学生本人、保護者からも出欠状況が確認できる仕組みを構築していく。併せて単位修得状況や GPA なども保護者から確認できるようにし、学生の変化の兆しを教職員、保護者が早期に把握・共有できる仕組みを構築していく。

#### 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

- (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア教育の体系化と充実を図るため、平成 23(2011)年度にキャリアセンターを設置した。また、このセンターに、教員と職員が一体となって学生の社会的・職業的自立を支援・指導するためのキャリア支援委員会を設置し、その活動内容をキャリア支援委員会規程に記載している。また、キャリア支援委員会及びその下部組織である就職指導部会において、キャリアセンターの活動方針の立案や学生のキャリア支援の方策を多面的に議論している。そのため、委員会及び部会は、多くの教員と職員(就職支援課職員とその他必要な職員)から構成されている。

キャリアセンターの過去 4 年間の利用状況を表 2-3-1 に示す。キャリア形成系科目における指導により、履歴書の添削などにかかるセンター職員の負担が軽減され、面接指導など学生一人ひとりへの実質的な就職支援の時間が確保できるようになってきたため、学生一人当たりの年間利用回数はやや減少していると判断される。また、学科ごとに専属の職員が配置されていることにより、緻密で効果的な助言・指導がなされているため、平成28(2016)年度卒業生の就職率が99%を超え、令和元(2019)年度卒業生では99.8%の高い就職率に達している。

就職に対する意欲が低い学生に対しては、学科の担当教員と連携してキャリアセンターへの来室を促している。

	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
延べ利用学生数	14,710 人	14,578 人	15,239 人	13,041 人
卒業生数※	495 人	553 人	557 人	559 人
学生一人当たりの 年間利用回数	29.7 回	26.3 回	27.3 回	23.3 回
就職率 (卒業年4月)	99.3%	99.6%	99.6%	99.8%

表 2-3-1 キャリアセンターの利用状況と就職率

※年度ごとの大学院修了生数を含む

令和元(2019)年度より教育課程内のキャリア教育の企画・運営に関しては、教務委員会の下部組織であるキャリア教育部会が担当し、教育課程外についてはこれまでどおりキャリアセンターが担当している。

以下に教育課程内と教育課程外、留学生についての役割を記す。

#### 1) 教育課程内

教育課程として、教養分野科目「キャリアゼミ( $I \cdot II \cdot III \cdot IV$ )」「キャリアデザイン( $I \cdot III$ )」「インターンシップ( $A \cdot B$ )」などを含む 16 科目 24 単位のキャリア形成系科目を開講している。キャリア形成系科目の編成・実施に当たっては、単なる就職支援としてではなく、狭義(ワークキャリア)と広義(ライフキャリア)のキャリアの視点から、学生自身の「自立した社会人・職業人意識の醸成」(=キャリア形成)を支援することを目的としている。

インターンシップは、キャリア教育部会とキャリアセンターが連携して運営する。イン

ターンシップは学生の将来のキャリア形成において重要な意味を持つことから、平成29(2017)年度より 2 週間以上の長期インターンシップを推進するため「インターンシップ・キックオフ」と名づけたインターンシップのみを対象とした学内企業説明会を開始した。初年度は5日間の開催で延べ206人の学生が参加した。次年度以降は授業への影響を配慮して2~3日間の日程で開催しており、毎年度延べ200人以上の参加が続いている。

平成 28(2016)年度より、タイ、ベトナムに事業所を設けている日本企業での就業体験を通して、海外勤務に対応できる適応力の養成や将来のキャリア形成の動機づけ、及び海外勤務への理解促進のために海外インターンシップを実施している。実施 3 年目の平成30(2018)年度より教授会にて教職員に早期に告知し、目的意識の高い学生が応募しやすい環境を整えた。また、教職課程を選択している学生には、附属高校の姉妹校(タイ)で、教育実習を体験する日本語アシスタント研修も同時期に実施している。令和元(2019)年度の海外インターンシップは 14 企業、日本語アシスタント研修は 2 つの高校で実施され、参加学生は 33 人に達した。

### 2) 教育課程外

教育課程外のキャリア形成支援は、キャリア支援委員会の企画・運営方針に基づき、キャリアセンター職員が中心となり支援業務を行っている。

卒業時に未内定の学生には、卒業後も必要に応じて本学求人情報の提供、厚生労働省の 支援事業「新卒応援ハローワークジョブサポーター(専門相談員)」との提携による斡旋、 ハローワーク求人の提供、履歴書の書き方指導など、既卒者への就職支援を継続して行う 体制を整えている。大学院進学を希望する学生には、大学院情報の提供や大学院卒業後の 就職を含めた進路相談について情報提供等を行っている。

また、目的意識の高い学生への早期の動機付け教育として、平成 29(2017)年度から「CAREER LEADERS CAMP(キャリアリーダーズ・キャンプ)」を実施した。初年度は日帰りでの開催であったが、その後は  $1\sim2$  泊の合宿形式を基本とした集中講座で、「考える力、コミュニケーション力、リーダーシップ」などについて学ぶワークショップを行った。

以上のように、教育課程内外のキャリア支援の体制は整備されている。

### 3) 留学生の就職支援

留学生の就職活動の支援に関しては、キャリアセンターに留学生担当の職員を配置し、キャリアセンター主催の「留学生のための就職ガイダンス」やインターナショナルセンター主催の留学生を対象とした就職支援講座を開催している。また、県内企業との共催による「福井県内企業訪問」、県主催による留学生対象の企業研究会や企業説明会への参加を積極的に手助けすることで、日本企業の考え方や特徴などに対する留学生の理解が深まるように配慮している。

その結果、表 2-3-2 のとおり高い就職率となっている。

表 2-3-2 外国人留学生の進学・就職状況

卒業・修了年度	区分	卒業・修了者数	その他	進学者数	就職希望者数	就職者数	就職率
平成 28(2016)年度	学部	15	0	4	11	11	100%
平成 28(2016)年度	大学院	2	1	0	1	1	100%
平成 29(2017)年度	学部	23	2	5	16	15	93.8%
平成 29(2017)年度	大学院	2	0	1	1	1	100%
亚比 20(2012)左座	学部	15	1	0	14	14	100%
平成 30(2018)年度	大学院	4	0	1	3	3	100%
△和二(9010)左座	学部	33	5	2	26	25	96.2%
令和元(2019)年度	大学院	4	0	0	4	3	75%

# 【2-3-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 福井工業大学 キャリアセンター運営規程
- 【資料 2-3-2】 福井工業大学 キャリア支援委員会規程
- 【資料 2-3-3】 福井工業大学ホームページ (就職・進学先実績)
- 【資料 2-3-4】 進路・就職支援行事計画(セミナー開催日程)
- 【資料 2-3-5】 インターンシップ・キックオフの案内
- 【資料 2-3-6】 令和元(2019)年度 福井工業大学 海外インターンシップ実施要項
- 【資料 2-3-7】 福井工業大学ホームページ (日本語アシスタント研修)
- 【資料 2-3-8】 海外インターンシップ(日本語アシスタント研修)成果報告会
- 【資料 2-3-9】「CAREER LEADERS CAMP」開催案内
- 【資料 2-3-10】学園報 第 42 号 P39 (キャリアセンター報告)
- 【資料 2-3-11】留学生向け合同企業説明会 案内

### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

高い就職率を達成・維持してきており、「就職率の向上」から「就職の質の向上」へシフトしていく段階に入ってきている。上場企業や高い技術力を持つ企業への就職を希望する学生を対象とした CAREER LEADERS CAMP は、初年度は日帰りでの開催であったが、その後は  $1\sim2$  泊の合宿形式で開催され、継続・定着の方向付けができた。今後はこの企画の効果の検証として参加者の就職状況等の追跡調査を行い、在職状況調査の結果と併せてデータベース化していく。

今後の企業の採用動向の変動に対応して、より効果的に学生支援ができるよう「キャリアゼミ ( $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II} \cdot \mathbf{III} \cdot \mathbf{IV}$ )」「キャリアデザイン ( $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ )」の内容の見直しを含めた検討を教務委員会とともに行う。

# 2-4 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

# (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

# (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 2-4-① 学生生活の安定のための支援

以下に8項目を記す。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活支援と修学支援を行う組織として学務課を設置している。学務課は学生生活支援として、厚生補導、課外活動、健康管理、奨学金、安否確認、学生自治団体である学友会活動、その他学生生活全般に係る業務を行っている。

学部生及び大学院生の生活に関する諸事項については、学生委員会が審議・協議を行う 役割を担っている。委員会は学務部長、各学科・基盤教育機構より選出された教員及び学 務課職員から構成され、教職協働による支援体制が構築されている。

学生委員会は年間の活動方針・計画に基づき、適宜開催されており、学生生活支援、厚生補導、賞罰にかかる事項について審議・協議が行われている。審議事項は学生委員会規程に記載されており、案件によって大学運営協議会に報告または承認を得ながら活動を行っている。

なお、活動計画・報告書及び委員会の議事録は学内ダウンロードページに公開している。

入学時に全学生に配布している学生便覧には、履修方法に加え学生生活の心構えや注意 事項についても記載している。また、新入生に対してはオリエンテーション時に口頭でも 説明している。

学務課が主体となり、学生委員会の協力のもとで学外から講師を招き、表 2-4-1 に示すような学生生活に関わる各種講習会を開催している。

講習会・セミナー名	開催時期	実施団体	目的
サイバー犯罪防止、SNSの 正しい使い方に関する講習会	令和 2 (2020)年 1 月	福井県警察本部	サイバー犯罪、SNS に関する知識の習得と 意識の向上
防火講習会	令和 2 (2020)年 1 月	福井消防署	防火意識の向上
AED 講習会	令和元(2019)年 7月・11月	福井消防署	AED 機器の操作方法及び延命措置手法の 理解
女子学生対象講習会	令和元(2019)年7月	福井県警察本部 福井県健康推進課	性犯罪防止及び女性の健康に対する意識の 向上
交通安全講習会	令和元(2019)年 6 月	福井警察署	交通安全に対する意識の向上
年金セミナー	平成 30 (2018)年 12 月	日本年金機構福井 事務所	公的年金制度の理解
飲酒事故防止講習会	平成 30 (2018)年 6 月	福井警察署	飲酒によるトラブル・犯罪防止の意識の 向上
薬物に関するセミナー	平成 30 (2018)年 6 月	福井県薬剤師会	若者の薬物の使用防止

表 2-4-1 各種講習会一覧

#### 2) 経済的支援

「福井工業大学奨学金規程」に基づき本学独自の奨学金制度を設定し、学生に対して様々な形の経済的支援を実施している。平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度の間に、入学予定者を対象とした 10 種類の奨学金が新設され、現在、17 種類の給付奨学金と 2 種類の貸与奨学金による多種多様な支援を行っている。

また、本学独自の奨学金制度は日本学生支援機構奨学金との併用を認めているものもあり、学生の経済的負担の軽減に繋がっている。

### 3) 学生の課外活動への支援

# ①クラブ活動支援

大学公認の学生団体には、体育系クラブ、文化系クラブ及び応援団があり、それらクラブ活動の支援体制として平成 26(2014)年 4 月にクラブ活動支援センターを設置した。

クラブ活動支援センターの役割として、主に当センターが指定する 14 クラブに所属する学生が公式大会などに参加する際の授業の取扱いについての手続き及び修学の支援、クラブ活動の情報発信等を行っている。

また、クラブ運営や活動環境の整備については、大学及び後援会から補助を受けながら、 学生の自治団体である学友会予算で運営している。

#### ②プロジェクト活動支援

大学が公認したプロジェクトである「SSL プロジェクト」は、学生が主体となって活動しており、教職員から技術指導を受けながら大会の出場を目指している。

これらのプロジェクトについては、テクニカルサポートセンターが新規発足申請から予算組み、工作機器等の使用説明及び安全教育などを通して活動を支援している。

以下に公認プロジェクトの概要を記述する。

#### (i)鳥人間プロジェクト

毎年琵琶湖にて開催される「鳥人間コンテスト選手権」の出場を目指し、飛行機の機体の設計、製作、整備を行っている。

# (ii)Ene-1 GP 電気自動車プロジェクト

指定された単三型電池 40 本を動力源に、一人乗用のモーター駆動型自動車を学生自ら 設計製作し、サーキット場にてタイムを競うレースへ出場している。

### (iii)FUT 学生フォーミュラプロジェクト

「全日本学生フォーミュラ大会」への出場を目指して、企画、設計、製作までといった、 ものづくりのプロセス及び技術を学生自ら学んでいる。

#### 4) 災害時の対処及び緊急連絡

令和元(2019)年度に危機対応マニュアルを策定し、災害時において、学生や教職員が迅速な連絡・避難体制が取れる体制を構築した。また、休講などの日常的な情報、地震・台風・大雪などの災害が発生した際の大学からの情報及び安全確保を促す緊急時の連絡手段として、掲示板だけでなくポータルサイトを運用している。ポータルサイトは学外からもアクセス可能である。また、大規模災害時において、学生の安否確認が必要になった場合には、携帯電話やスマートフォンのメール機能を利用する SaaS (software as a service)型

サービス「緊急連絡/安否確認サービス」を活用し、迅速に確認を行っている。

#### 5) 学生に対する健康診断、心的支援、生活相談等

### ①健康管理及び情報提供

学生の健康を管理するため、定期健康診断を年1回実施している。定期健康診断の際には医務室と基盤教育機構のもとに設置した学生生活支援室が連携し、心身の健康に不安や問題を抱える学生の早期発見に向けて大学精神保健調査(UPI)を実施している。

医務室は大学2号館1階に設置され、講義や実験あるいは課外活動などの学生生活における発病や怪我の応急処置、近隣医療機関への紹介を行っている。看護師1人が常駐し、健康機器(身長計、体重計、血圧計等)を備え、日常の健康チェックにも対応している。

AED (自動体外式除細動器)を学園敷地内に 12 台設置し、教職員及び学生を対象に年 2 回講習会を開催している。また、後期には学内にてインフルエンザの予防接種の機会を設け、希望者は後援会、福井工業大学学生健康保険組合(以下「学生健康保険組合」という)の助成を受け、通常より安価にて予防接種を受けることが出来る。流行期にはマスクの無料配布や注意喚起を積極的に行い、感染予防に努めている。

医務室では随時の健康相談に加え、健康管理に関する情報提供や指導を行い、学生の健康の維持に努めている。

#### ②心的支援及び生活相談

学生生活支援室では、学生の心的支援及び生活相談に関して、保健師(2人)、非常勤のカウンセラー(3人:元特別支援学校教員1人、社会福祉士・公認心理師1人、臨床心理士・公認心理師1人)及び各学科から選出された教員カウンセラー(9人、内1人は臨床心理士・公認心理師)が、各種相談に応じ、助言及び支援を行っている。学生生活支援室の延べ来談者数は表2-4-2に示すとおりであり、学生の相談内容は、「修学上の問題」「進路・就職関係」「対人関係」「心理・性格関係」の順で多い。

表 2-4-2 学生生活支援室の過去 5 年間の延べ来談者数

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元(2019)年度
来談者数	3,960 人	4,250 人	4,007 人	3,823 人	3,585 人

#### ③学生の保険

全学生(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を除く)は入学時に学生健康保険組合と学生教育研究災害傷害保険(以下「学研災」という)に加入する。

学生健康保険組合は、在学中の疾病、負傷及び疾病予防(予防接種等)について救済を行う制度である。学生が年間の保険料 2,000 円を納付することで、月間 50,000 円、年間 100,000 円までを限度に治療にかかった医療費の自己負担分を請求することができ、学生の医療費負担の軽減と健康維持の一助となっている。

また、全ての学生に学研災及び学研災付帯賠償責任保険への加入を義務づけている。これらの保険により、国内外の教育研究活動中の事故による身体への障害及び法律上の賠償責任に対して保険金が支払われるので、学生が安心して教育研究活動を行うことができるようにしている。

#### 6) 留学生の支援状況

外国人留学生の在籍者数は、令和 2(2020)年 5 月 1 日時点、学部生 99 人、大学院博士前期課程 6 人、大学院博士後期課程 1 人の計 106 人(学校基本調査に基づく)であり、全学生の約 5%を占めている。

留学生支援の組織体制に関しては、平成 24(2012)年度、海外大学との交流政策立案、協定締結、本学への留学生受入れ支援及び国際交流活動支援を行い、海外との文化・学術等の国際交流の促進、留学生受入れ体制の充実を図ることを目的として、基盤教育機構内に「福井工業大学インターナショナルセンター」が設置された。

平成 26(2014)年度、今後の留学生支援の充実を目的として同センターを基盤教育機構から分離独立させた。

平成 28(2016)年度には、同センターの事務をつかさどる「国際交流課」を新設するとともに、同課職員及び関係部課職員並びに各学科から選出された留学生担当の教員で構成する「留学生支援部会」を立ち上げるなど、教職協働による支援体制の構築を図った。

留学生支援の施策に関しては、平成 25(2013)年度から留学生の日本語能力の向上を目的に「日本語の基礎(留学生)」を正規科目として実施し、併せて、日本語能力試験(JLPT)対策を目的に「日本語講座」を年間約 45 回、無料で開講した。

また、新入留学生が日本での生活にスムーズに慣れ親しめるよう、在学留学生を交えた 新入留学生歓迎会を毎年4月に開催しているほか、日本や福井の文化に対する理解を深め てもらうことを目的に、夏季と冬季の年2回、留学生の「国際交流体験学習」を実施して いる。

精神面の支援では、5)で記述した学生生活支援室による支援のほかに、前期と後期に各1回、国際交流課及び就職支援課の職員が留学生全員との個人面談を行い、不安や悩みを打ち明ける者には、学生生活支援室をはじめ関係部署と緊密に連携して解決を図るなど、きめ細やかな対応に当たっている。また、担当教員が、月に1回、在籍確認と併せて面談を行っている。

大学正門横には留学生の出身国の国旗を掲揚しており、自国の国旗を毎日見ることができるため、留学生からは好評を得ている。令和元(2019)年度には、イスラム教徒の留学生のために礼拝室を設置した。

以上のとおり、留学生の入学から卒業、就職までをトータルに支援すべく、留学生に寄り添う活動を展開してきた。その成果が認められ、一般財団法人日本語教育振興協会の主催する日本留学 AWARDS の「西日本私立大学理工系部門」において、平成 25(2013)年度から平成 30(2018)年度まで 6 年連続で優秀校に認定され、さらに、平成 26(2014)年度からは5年連続で大賞を受賞したことにより、殿堂入りを果たした。

## 7) 留学を希望する学生への支援

国際的な視野を身に付け、グローバル社会において一層活躍できるよう、学生の海外留学を積極的に支援している。平成 30(2018)年度からは、本学独自の海外留学プログラムを一元化し、「OCPS (Overseas Challenge Program for Students)」と命名して学生及び保護者に周知している。OCPS のコンテンツには、前述の「海外インターンシップ」の他に次のものがある。

#### ①海外語学研修

英語力のレベルアップと豊かな国際感覚の養成を目的に、夏季と春季の長期休暇を利用し、海外の大学や語学学校において語学研修を行っている。学生が安心して語学研修に臨めるよう事前の研修会を開催し、留学時の注意点、海外での危機管理、語学研修中の心得等を指導している。また、教員が学生を引率して不測の事態に備えるとともに、24 時間体制で大学事務局と連絡が取合えるようにしている。

語学研修に参加する学生への経済的支援として、本学から渡航費の一部と海外旅行保険料を、後援会からは渡航費の一部をそれぞれ補助している。

令和元(2019)年度は、アメリカ、イギリス及びオーストラリアに計 29 人の学生を送り出した。

参加学生については、事前研修の受講、研修後のレポート提出及び成果報告会での発表を条件に、学年に応じた英語選択科目「海外語学研修(I~IV)」の単位が付与される。

# ②海外留学支援制度「Seize the Day」

語学留学や海外ボランティアなど自発的に海外留学を希望する学生に対し、その活動を支援する本学独自の制度(Seize the Day)を平成30(2018)年度に開始した。この制度は、上述の海外語学研修と異なり、学生が自ら留学計画を立案し、企画書を作成して本学に提出することにより、渡航準備の段階から能動性と積極性を身に付け、行動力を養うことにも狙いを置いている。また、帰国後には成果報告会での発表を義務付け、プレゼンテーション能力の向上も図っている。

令和元(2019)年度は、計5人の学生がアイスランド等延べ5か国に渡航し、現地でのボランティア活動等を経験した。

#### 8) 編入学生(学部)及び社会人入学生(大学院)への対応

編入学生については、入学式直後の学科別ガイダンスの他に、編入学生のみを対象としたガイダンスにおいて学務課が「編入学生の手引き」に沿って修学及び学生生活全般に関する説明を行っている。また、社会人入学生についても、入学式直後に実施されるガイダンスにおいて、修学及び学生生活に関する説明を学務課が行っている。これ以降は編入学生には担当教員が、社会人入学生については研究指導教員がそれぞれ対応をしている。

# 【2-4-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】 福井工業大学 学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人金井学園 事務分掌規程
- 【資料 2-4-3】 学生生活に係る各種講習会案内(開催記録)
- 【資料 2-4-4】 学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一
- 【資料 2-4-5】 福井工業大学 奨学金規程
- 【資料 2-4-6】 福井工業大学 クラブ活動支援センター規程【資料 2-2-6】と同一
- 【資料 2-4-7】 福井工業大学ホームページ (クラブ活動支援センター) 【資料 2-2-7】と同
- 【資料 2-4-8】 学園報 第 41 号 P39 (クラブ学生講習会開催) 【資料 2-1-16】と同一
- 【資料 2-4-9】 福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程【資料 2-2-12】と同一

- 【資料 2-4-10】福井工業大学ホームページ (SSL プロジェクト)
- 【資料 2-4-11】学園報 第 41 号 P52~53(センター管理課報告)【資料 2-1-16】と同一
- 【資料 2-4-12】福井工業大学ポータルサイト
- 【資料 2-4-13】福井工業大学 危機対応マニュアル
- 【資料 2-4-14】緊急連絡/安否確認サービス(マニュアル、学生案内)
- 【資料 2-4-15】福井工業大学 学生生活支援室規程【資料 2-2-30】と同一
- 【資料 2-4-16】インフルエンザ予防接種、AED 講習会の案内
- 【資料 2-4-17】福井工業大学 後援会会報 60 号 P17 (インフルエンザ予防接種の実施報告)
- 【資料 2-4-18】学生相談年報(平成 30 年度)【資料 2-2-32】と同一
- 【資料 2-4-19】福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程【資料 2-2-10】と同
- 【資料 2-4-20】福井工業大学ホームページ(新入留学生歓迎会、国際交流体験学習)
- 【資料 2-4-21】在籍確認カード
- 【資料 2-4-22】2021 私費外国人留学生選抜ガイド
- 【資料 2-4-23】OCPS パンフレット
- 【資料 2-4-24】福井工業大学ホームページ (2019 年度 アメリカ・イギリス語学研修 事 前研修会)
- 【資料 2-4-25】福井工業大学ホームページ (2019 年度 アメリカ・イギリス語学研修 成果報告会)
- 【資料 2-4-26】福井工業大学 海外留学支援制度規程
- 【資料 2-4-27】編入学生へのガイダンス案内
- 【資料 2-4-28】編入学生の手引き

## (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生への連絡や案内については、学内掲示板、ポータルサイト及びホームページによって行っており、キャンパス内にいる学生はいつでも確認できるようにしている。学生が確実に情報を取得する、また、既存の掲示板に加えて、ポータルサイトの利用を今まで以上に学生に定着させるとともに、学外から簡単にアクセス可能な他の方法についても検討していく。

学生への経済的支援については、令和 2(2020)年度から日本学生支援機構の新給付型奨学金制度が運用されたことを踏まえて、本学独自の育英奨学金の検証・見直しを行う。その結果によっては、本学独自の新たな奨学金の制定も視野に入れ、学生に対し今まで以上の充実した支援を進めていく。また、学外の各種奨学金についても情報収集に努め、得られた情報は学生に迅速に提供する。

日本人学生と留学生との更なる交流促進を図るため、留学生対象イベントへの日本人学生の積極的な参加を働き掛けていく。グローバル化の進展を見据え、日本人学生の海外や異文化への関心を高めるとともに、留学生の日本に対する一層の理解と日本語能力の向上を図っていく。

## 2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

## (1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

# (2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、福井キャンパスをメインキャンパスとし、その他にあわらキャンパス、カール・マイヤーグラウンドの各校地を有している。その配置は図 2-5-1 に示すとおりで、各キャンパスにおける施設及び運動場については表 2-5-1 のとおりである。あわらキャンパスは、スポーツ健康科学部の授業のほか、研究及びクラブ活動に利用している。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を満たしており、教育研究、課外活動及び大学運営に必要な施設・設備が適切に整備されている。

大学2号館学生ロビー、中庭及び大学6号館前などには学生の休憩場所を設けている。

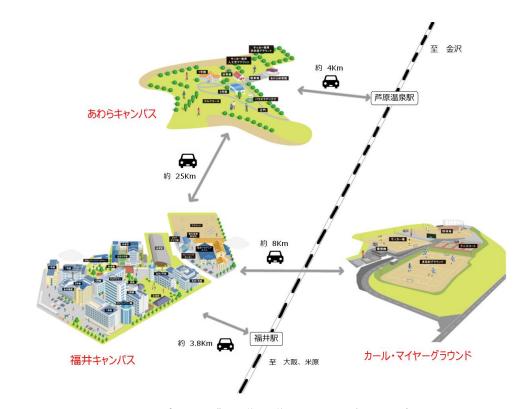


図 2-5-1 福井工業大学 学園キャンパス配置概要

校地及び校舎の管理は主に法人本部管財課が担当しており、運用を担当している大学事務局と連携して施設の整備、維持管理を日常的に行っている。耐震化は建築年数の経過し

た建物を優先して工事を行い、平成 23(2012)年度に大学 6 号館、平成 27(2015)年度には 大学 1 号館と 3 号館の耐震補強工事がそれぞれ完了し 100%になった。

# 表 2-5-1 福井工業大学 建物設備及び運動場の概要

<福井キャンパス>

施設名称	主な用途	
大学1号館	実験・実習室、講義室、アクティブラーニングスペース、研究室、	
	法人本部、会議室、キャリアセンター	
大学2号館	講義室、図書館、学園レストラン、情報メディアセンター	
大学 3 号館	実験・実習室、アクティブラーニングスペース、研究室	
大学5号館	金井講堂、アクティブラーニングスペース、研究室	
大学 6 号館	実験・実習室、プロジェクトルーム、研究室	
大学7号館	実験・実習室、研究室、テクニカルサポートセンター	
	講義室、研究室、クラブ活動支援センター、学習支援室、教職支援室、	
FUT タワー	ラーニングコモンズ、プレゼンテーションルーム、会議室、	
	インターナショナルセンター	
FUT シナジー館	実験・実習室、学生生活支援室	
SSL	工作室、SSLデザイン工房	

## <あわらキャンパス>

施設名称	主な用途	
大学1号館	研究室、実習室、講義室	
大学 2 号館	実験室、食堂、更衣室	
あわら体育館	アリーナ、柔道場	
トレーニングセンター	アリーナ、トレーニング場	
グラウンド	サッカー場 (人工芝・天然芝)	

## <カール・マイヤーグラウンド>

施設名称	主な用途	
管理棟	管理室	
グラウンド	野球グラウンド、テニスコート、サッカー場	

これらの施設・設備について、学生アンケート等で学生の意見を聴取し、駐輪場の増設、トイレの改修、教室の机・椅子の入替え、プロジェクトルームの改修、無線 LAN の整備などの改善に活かしている。

施設の火災等不測の事態に備え、毎年消防設備点検を実験室・研究室・講義室・事務室 など全館において実施している。

# 【2-5-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】福井工業大学ホームページ(キャンパス案内)

【資料 2-5-2】 学園報 第 39 号 P18 (耐震工事完了)

【資料 2-5-3】令和元(2019)年度 学生アンケート報告書

# 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

施設の中で図書館、情報メディアセンター、体育・スポーツ施設、SSL、アクティブラーニングスペースの概要を以下に記す。

#### 1) 図書館

図書館は、座席数 299 席、面積 1,857 ㎡の規模を有している。蔵書数 169,916 冊、定期刊行物 457 タイトル、視聴覚資料 3,689 点、データベースの契約が 9 件あり、十分な学術情報資料を確保している。また、開館日数は年間 270 日(令和元(2019)年度)、開館時間は、平日は  $8:30\sim22:00$ 、土曜は  $8:30\sim17:30$  としている。講義は 17:30 に終了するため、平日 22:00 までの開館は授業終了後の自習に十分な時間である。この他に、ラーニングコモンズ、プレゼンテーションルームを整備するなど、教育研究やグループ活動に活用できる環境を提供している。ラーニングコモンズは有線 LAN 及び無線 LAN 環境が整備されており、学生のノートパソコンやスマートフォンなどを使った自学自習のスペースとして主に利用されている。プレゼンテーションルームは学生のプレゼンテーション練習などの学修における利用のみならず、クラブ活動の打合せといったグループ活動にも活用されている。

勤務体制は常勤及び臨時の職員による交替制をとり、開館時間内は常に利用者に対応できるようにしている。また、平成 27(2015)年度からは職員の業務を補助する学生スタッフを館内に配置することによって、利用者にとって親しみやすい空間となっている。車椅子用机の設置や障害者用トイレの整備をはじめとした障害のある利用者への対応も行っている。

#### 2) 情報メディアセンター

情報サービス施設として情報メディアセンターを設置し、学内 LAN の整備・運用、ノートパソコン利用環境(以下「携帯端末室」という)、並びに CAD、画像処理、映像制作等の高度な専門情報関連実習環境(以下「専門端末室」という)を整え、授業時間終了後の自習スペースとして携帯端末室 1 室と専門端末室 2 室を開放している。また、各建物内に Wi-Fi アクセスポイントを設け、全ての建物において e ラーニングなどが利用できる教育環境としている。平成 29(2017)年度は、FUT タワーにおける Wi-Fi アクセスポイントを 15 か所から 43 か所に増やし、平成 30(2018)年度は Wi-Fi アクセスポイントをさらに 37 か所追加するなど、ICT 機器の更新と拡充を計画的に行っている。6 号館の携帯端末室の3 室をアクティブラーニングにも活用できるように有線/無線 LAN 併用実習室に改修し、教室収容人数分の Wi-Fi アクセスポイントを敷設した。

この情報サービス施設の維持・運営については、情報メディアセンターの職員が交替制で勤務し、開放時間内の自習スペース利用者への対応を行っている。

#### 3) 体育・スポーツ施設

福井キャンパスには学園体育館、武道場(武徳殿)を有しており、ともにクラブ活動で 使用している。あわらキャンパスのグラウンドは、人工芝、天然芝のサッカー場を各1面 有しており、主にスポーツ健康科学部の実技授業(ゴール型スポーツ、陸上)及びサッカー部の練習、試合に使用している。平成 28(2016)年に安全に実習、競技ができるよう人工 芝の張替えを行った。また、ナイター照明施設を設置し、社会人や地域のクラブとの練習 試合等にも活用している。

平成 27(2015)年度に空調設備のあるアリーナ及び柔道場を備えたあわら体育館が新たに完成した。主にスポーツ健康科学部の授業に活用されているが、大学及び附属高校・中学校のクラブ活動の場としても使用されている。既存の旧体育館はトレーニングセンターに改修し、様々なトレーニング機器を設置して、スポーツ健康科学部の授業及び研究、部活動のトレーニング等に活用されている。

カール・マイヤーグラウンドは野球場1面、サッカー場2面、テニスコート5面を有し、 その全てにナイター照明を設置し、主としてスポーツ健康科学部の授業、クラブ活動など に活用している。

#### 4) SSL

学生のものづくり活動に利用できる工房として SSL が設置されている。SSL には工作機械や車体整備スペース、木工・金工及びプラスチックの加工が可能な工房室、演習スタジオ等が設けられ、様々な使用用途に合わせて柔軟に対応できるようになっている。

平日は $9:00\sim19:00$ まで、土曜は $9:00\sim13:30$ まで開放され、テクニカルサポートセンター職員が常駐してSSLプロジェクトへの助言や支援、工具や機器の点検、安全管理を行っている。学生は職員による安全教育を受けた上で自由に利用することができる。

# 5) アクティブラーニングスペース

学生の主体的な学びの場として、講義室の他にアクティブラーニングスペースを設けており、PBLや時間外学習などに活用されている。

このスペースには稼動式の机、椅子、ホワイトボードなどが置かれ、研究室外での小グループによる授業及びゼミの実施、複数教員による学生への研究指導、学生同士の共同研究、グループディスカッション等で利用されている。また、平成 29(2017)年度には大学 6 号館 1 階を少人数による問題解決型学習が可能な個室タイプのプロジェクトルームに改修した。

# 【2-5-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-4】 福井工業大学ホームページ(付属施設)【資料 2-2-14】と同一

【資料 2-5-5】 福井工業大学 図書館規程

【資料 2-5-6】 福井工業大学 図書館利用規程

【資料 2-5-7】 福井工業大学 図書館管理規程

【資料 2-5-8】 福井工業大学 図書部会規程

【資料 2-5-9】 福井工業大学 情報メディアセンター規程

【資料 2-5-10】学園報 第 41 号 P37 (情報メディアセンター) 【資料 2-1-16】と同一

【資料 2-5-11】学園報 第 41 号 P13 (学園体育館、武徳殿竣工) 【資料 2-1-16】と同

39

- 【資料 2-5-12】学校法人金井学園 金井学園体育館管理使用規程
- 【資料 2-5-13】学校法人金井学園 武徳殿管理使用規程
- 【資料 2-5-14】福井工業大学 SSL 管理運営規程 【資料 2-2-11】と同一
- 【資料 2-5-15】福井工業大学ホームページ (SSL プロジェクト) 【資料 2-4-10】と同一
- 【資料 2-5-16】学園報 第 39 号(P48.49)、第 40 号(P42)、第 41 号(P52.53) (SSL 活動記録)【資料 2-5-2、2-2-9、2-1-16】と同一
- 【資料 2-5-17】福井工業大学ホームページ (PBL スペース・アクティブラーニングスペース・プロジェクトルーム)

# 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の施行に伴い、各施設の バリアフリー化を推進し、建物の入口及び建物間の移動についてスロープの設置・増設、 廊下と教室の境目の段差の解消等の改修を行った。また、施設入口・施設間の自動ドア設 置及び改修、障害者が利用できるトイレを順次増設した。

座席が固定されている講義室については、車椅子でも授業を受けられるように専用の机 を置いている。

# 【2-5-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-18】平成 29(2017)年度事業報告書 P7 (大学 1・2 号館、FUT タワーバリアフリー改修工事)

# 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数(クラスサイズ)については、学務課にて各学部の授業時間割編成時に受講者数を考慮して管理している。特に全学共通科目である外国語科目については、教育効果を上げるために基本的に 1 クラス 30~40 人以下の受講者数となるように配慮している。

令和元(2019)年度に開講されている授業に対する受講者数別クラス数の割合を図 2-5-2 に示す。40 人以下のクラスサイズが約 72%であるのに対して、80 人を超えるクラスは約 6%であることからクラスサイズは適正に管理されている。

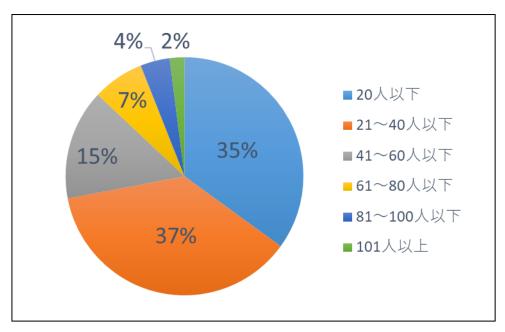


図 2-5-2 令和元(2019)年度 開講授業に対する受講者数別クラス数の割合

## (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

学内のWi-Fiアクセスポイントをさらに増設してアクティブラーニングに対応したICT環境を整備していくことで、ネットワーク環境をより快適にして利便性を高めていく。

図書館ではアンケートなどによって学生の動向やニーズを調査し、図書部会の中で情報 共有しながら図書館の利用促進につなげる企画を立案していく。また、電子教科書を含む 電子書籍配信サービスの利用拡大と拡充に取組んでいく。

クラスサイズに関しては、教育効果の観点から習熟度別クラス編成を視野に入れながら、 今後も適正な人数で授業が行えるようにする。受講者数の多い授業については、科目担当 教員の負担を考慮しつつ、開講クラス数の増大や抽選制の導入などを検討する。

# 2-6 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

## (2) 2-6の自己判定(事実の説明及び自己評価)

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は様々な方法で学修支援に関する学生からの意見や要望を把握するために以下の取組みを実施している。

1) ステークホルダーとの意見交換

平成 30(2018)年度より、様々なステークホルダーとの懇談・意見聴取の場を設定している。日本人学生及び留学生との意見交換の場をそれぞれ設けており、自己評価委員会及び内部質保証委員会の委員が出席して、学生の意見・要望の把握に努め、記録を学内で共有している。

## 2) 授業方法改善委員会

令和元(2019)年度からは、教授方法の改善を担う FD・SD 推進委員会が中心となり、学生の視点で授業改善を行う取組みとして、学生が主体となる「授業方法改善委員会」を設置し、活動を開始した。各学部・学科から選出された学生及び FD・SD 推進委員会委員で構成されている。委員長は、FD・SD 推進委員会委員長が務め、事前説明会を含む会議の運営を統括している。会議は学期末毎に開催され、教員の授業改善にかかる方策を検討する。学生委員は、これまでの受講経験や周囲の学生の意見を踏まえて改善点を述べる。委員長は、学生委員の意見を集約し、FD・SD 推進委員会に報告する。令和元(2019)年度の出席者は、前期(9月下旬)は13人、後期(1月下旬)は6人であった。

# 3) 授業改善のためのアンケート(旧:授業評価アンケート)

学生による授業評価のアンケートは、平成 12(2000)年度から始められ、アンケートの設問項目や実施要領に改善を加えながら、現在「授業改善のためのアンケート」として記名式で実施されている。実施対象は、キャリア形成系科目、PBL 科目、インターンシップ関連科目及び卒業研究を除いた全ての科目である。アンケート結果については、学生に対して掲示板で開示するとともに、教員自身にフィードバックしている。教員はアンケート結果を参考にして、教授方法の改善に加え、配布資料の手直しといったコンテンツ面での改善を適宜進めている。

## 4) 授業自己評価シート

令和元(2019)年度より FD・SD 推進委員会が主体となって授業レベルでの自己点検・評価を開始した。教員が授業科目の運営あるいは授業における工夫した点などを自己点検することで、授業運営の改善・向上に取組んでいる。

「授業改善のためのアンケート」を実施する科目において、教員は「授業自己評価シート」に、前年度の振り返りを踏まえた改善点、工夫等を適宜記入する。また、授業全日程終了後に返却される「授業改善のためのアンケート」の結果等のエビデンスを踏まえて、実施した授業の最終的な検証を行い、次年度に向けた課題や改善点を検討する。

各年度に作成した授業自己評価シートは  $FD \cdot SD$  推進委員会に提出される。  $FD \cdot SD$  推進委員会は、授業自己評価シートの内容を精査し、必要に応じて教員及び学科に改善を促す。

## 【2-6-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 令和元(2019)年度ステークホルダーとの懇談会一覧(自己評価委員会)

【資料 2-6-2】 福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)

【資料 2-6-3】 授業改善のためのアンケート (実施用紙)

# 【資料 2-6-4】 授業自己評価シート

# 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述したとおり、基盤教育機構のもとに設置した学生生活支援室において毎年4月の健康診断時に大学精神保健調査(UPI)を実施している。UPIの結果から声掛けが必要な学生及び相談希望者に対しては、学生生活支援室より後日面談連絡をしている。この際に応答のない学生には、継続して個別に声掛けをすることで面談につなげている。また、UPIで気になる学生の中で、学生生活支援室の利用に至らない学生については、各学科より選出された教員カウンセラーと情報を共有し、学生生活支援室と学科が連携して様子を見守るようにしている。

学生生活支援室の体制や利用状況等の報告を、年に1回発行している「学生相談年報」 に掲載している。それを大学の全教職員が閲覧できるように学内書類ダウンロードページ で公開している。

相談内容別内訳は表 2-6-1 のとおりである。この表から「修学上の問題」が一番多く、3 年次以降になると「進路・就職」に関する問題が増加することが分かる。これらの問題は 学生生活支援室のみで解決することは困難であるため、学科、学務課及び就職支援課など が教職協働で対応に当たっている。

表 2-6-1 令和元(2019)年度 学生相談内容分類の学年別結果(JASSO調査項目)

相談内容(項目)	1年	2年	3年	4年	院	計
1.対人関係	17	45	11	53	2	128
2.精神障害	3	3	3	4	0	13
3.心理・性格	24	35	10	58	5	132
4.修学上の問題	102	112	100	243	10	567
5.進路・就職	8	12	48	208	3	279
6.発達障害	37	2	9	11	0	59
7.経済的問題	5	0	2	1	0	8
8.ハラスメント・人権侵害	0	0	0	0	0	0
9.LGBT	0	0	0	0	0	0
10.性犯罪	0	0	0	0	0	0
11.悪徳商法、カルト、法律相談	0	0	0	0	0	0
12.身体障害	5	1	16	5	0	27
13.その他	43	32	23	44	2	144
計	244	242	222	627	22	1,357

# 【2-6-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-5】福井工業大学 学生生活支援室規程【資料 2-2-30】と同一

【資料 2-6-6】学生相談年報(平成 30 年度)【資料 2-2-32】と同一

# 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活、学修環境、施設・設備等についての学生の意見・要望の把握と分析を行うために、平成 18 (2006) 年度から毎年度、学務課が主管部署となり全学生を対象とした学生アンケート調査を実施している。調査結果は学部長会議で報告され、教職員にも公開している。調査結果に記された学生の要望に応えて、平成 29(2017)年度にはトイレにジェットタオル、平成 30(2018)年度には学生ロビーにコインリターン式ロッカーを設置、令和元 (2019)年度には正門前駐輪場を増設した。

また、学生ロビーに「意見箱」を置き、投函された意見・要望については学務課で検討を行い、可能な限り対応することで学生満足度の向上に繋げている。なお、在学期間を通しての総合的な満足度については、教学 IR 委員会が主体となって学位記授与式当日に卒業生アンケートを実施することで把握している。

情報環境及び図書館運営の改善に向けての参考とするため、全学生に情報メディアセンターが主体となりアンケート調査を実施している。アンケートの回答から授業時間外の情報関連実習室の利用、学内の無線 LAN の状況、図書館の利用、保有する書籍及びラーニングコモンズの利用についての意見を把握している。学生の要望に基づき、平成 30(2018) 年度には Wi-Fi アクセスポイントを追加して無線 LAN の使用可能エリアを拡張した。また、資格取得・就職関連の書籍を新たに購入するとともに学外から本学の電子書籍が閲覧できるよう環境を整備した。取得した回答データは情報メディアセンター運営委員会及び図書部会で共有している。

また、書籍を教職員が選定するだけでなく、学生が図書館に所蔵する書籍を選ぶ「選書ツアー」を行っている。

# 【2-6-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-7】 令和元(2019)年度 学生アンケート報告書【資料 2-5-3】と同一

【資料 2-6-8】 平成 30(2018)年度 卒業生アンケート報告書

【資料 2-6-9】 令和元(2019)年度 情報メディアセンターアンケート報告書

【資料 2-6-10】福井工業大学ホームページ(選書ツアー開催報告)

## (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

授業改善のためのアンケートの結果を通じて、個々の教員がアンケート結果のどの項目に着眼し振返りを行ったか調査する。教員側の取組みを学内の掲示板等で公表することにより学生へフィードバックし、学生から広く意見を集めていく。また、教員による授業レベルでの自己点検については、その結果を学科単位で取扱うことにより授業改善に繋げていく。

学生生活全般における学生の意見を聴取する仕組みについては、学生アンケートを中心に複数のアンケートを実施している。アンケートに回答する学生の負担も懸念されるため、質問内容の精査や実施方法の見直しを検討する。

## 「基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れるために、適正かつ厳正に入学試験を行っている。入学者数については、平成25(2013)年度から8年連続で入学定員を充足している。収容定員は一部超過する学科、下回る学科があるものの、学部ごとでは適正な充足率となっている。

学修支援については、TA の活用やオフィスアワーの設定などにより教職協働で取組んでいる。障害のある学生に対しては、教育、研究その他活動に支障なく参加できる機会を確保している。中途退学者、休学者及び留年者については、担当教員を中心として保護者とも連携しながら多面的に対応・支援している。

学生の社会的・職業的自立支援・指導を行うためキャリアセンターを設置している。キャリア形成科目の開講や学科ごとに専属の職員を配置し、キャリア支援委員会・就職指導部会などにより教育課程内外を通じて、教職協働で学生の社会的・職業的自立支援・指導を行っている。

学生サービス、厚生補導は学務課が担当している。教務に係る各種事務についても担当していることから修学支援及び生活相談に一つの窓口で対応している。福井工業大学奨学金規程に基づき様々な奨学金を設定し、経済的支援を実施している。クラブ活動費については、大学及び後援会からも補助している。学生の心身の健康管理については、医務室に常駐する看護師と学生生活支援室に常勤する保健師、非常勤のカウンセラー及び教員カウンセラーが連携して当たっている。

学修環境については、福井キャンパス、あわらキャンパス及びカール・マイヤーグラウンドを有し、大学設置基準が定める校舎面積等の各種要件を満たしている。また、図書館、体育・スポーツ施設等の各種施設が整備され、いずれの施設においてもバリアフリー化がなされている。図書館は、平日は8:30~22:00まで開館しており、自習等に活用されている。

学生生活全般に関する意見・要望は学生アンケート調査を実施することで把握している。 また、平成30(2018)年度より、学生をはじめとするステークホルダーとの直接的な意見交換の場が設けられ、それらは学修環境及び学生生活全般の改善に活かされている。

以上のことから、基準2を満たしていると判断する。

# 基準 3. 教育課程

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知
- 3−1−③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
  - (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

(学部)

「建学の精神」、使命・目的及び教育方針を踏まえ、学部ごとに育成する人材像を定め、学位ごとのディプロマ・ポリシーを策定している。これまでもディプロマ・ポリシーを制定していたが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中央教育審議会:平成28年3月31日付)」を受け、平成28(2016)年度に教務委員会を中心に議論して全面的な見直しを行った。ディプロマ・ポリシーには、学部ごとにどのような人材育成を行うのかを記すとともに、卒業までに身に付けるべき資質・能力を「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」の4つの観点から明示している。

ディプロマ・ポリシーは、平成 29(2017)年 3 月の大学運営協議会及び教授会に諮られ承認された。

#### (大学院)

大学院においても、学部と同様に「建学の精神」、使命・目的及び教育方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを明確に定めている。平成 29(2017)年度に教務委員会が中心となって全面的に見直し、専攻ごとに策定した。作成したディプロマ・ポリシーは、平成 30(2018)年3月の大学運営協議会及び工学研究科委員会に諮られ承認された。

ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、大学要覧で学内外に公表するとともに、在学生には「学生便覧」及び「学びの指針」などに記載して周知している。

## 【3-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)【資料 1-2-2】と同一

【資料 3-1-2】 学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一

【資料 3-1-3】 学生便覧 (大学院) 【資料 F-5-2】と同一

【資料 3-1-4】 福井工業大学要覧 2019【資料 F-8】と同一

# 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知

(学部)

全ての科目のシラバスにおいて、講義内容及び学修到達目標とディプロマ・ポリシーと の関連が明記されている。

単位認定基準は、学則第9条、10条、11条、12条及び学習規程に定め、授業科目、単位数、成績の評価及び単位の修得等について詳細に定めている。

卒業認定基準及び学位の授与については、学則第 13 条、14 条及び学位規程に規定される。

進級制限は設けていないが、学習規程第11条により、3年次後期末に教養分野科目及び専門分野科目のうち96単位以上修得していない者には必修科目である卒業研究に着手することを認めていない。これを「履修制限制度」と呼んでいる。なお、4年次前期末に96

単位以上を修得して履修制限解除となった学生が希望した場合には、後期から卒業研究に 着手することを認めているが、当該学生の卒業判定及び卒業時期は次年度の9月以降とな る。

これらは、ホームページ及び学生便覧に掲載され学内外に周知されている。学生に配布する「学びの指針」には、ディプロマ・ポリシーの他、分野や科目ごとの学修到達目標や学修方法が記載されており、シラバスと併せて学修の一助となっている。

## (大学院)

単位認定基準は大学院学則第12条、13条、14条に規定している。修了認定基準及び学位の授与は大学院学則第15条、16条、17条及び福井工業大学学位規程に規定している。これらは、ホームページ及び学生便覧(大学院)に掲載され学内外に周知されている。

# 【3-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-5】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同一

【資料 3-1-6】 福井工業大学 学習規程

【資料 3-1-7】 福井工業大学 学位規程

【資料 3-1-8】 学びの指針【資料 1-2-6】と同一

【資料 3-1-9】 福井工業大学大学院学則【資料 F-3-2】と同一

【資料 3-1-10】福井工業大学 学位規程細則

# 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

## 1) 評価方法

(学部)

成績評価には、筆記試験、小テスト、課題、報告書等を用いており、各科目のシラバスにおいて具体的に記述されている。また、評価種別(試験・小テスト・レポート等)及び学修への取組み状況の重み付けを割合(パーセント若しくは点数)で示すことによって評価基準を明確にしている。

英語科目の中の「TOEIC Ⅲ」「TOEIC Ⅳ」については、学外組織が実施する検定試験 TOEIC を受験し、一定以上のスコアを取得した学生からその申請があった場合に単位を認定している。

平成30(2018)年度より、実験・実習・キャリア系科目の演習科目及び卒業研究など筆記試験等による点数化が難しい科目にルーブリックを適用することで、複数教員で授業を担当する場合でも成績評価の客観性・公平性が保たれるようにしている。ルーブリックについては予め評価項目を学生に公開し、教員の評価の視点を学生に意識させるようにしている。

毎学期、成績評価結果に対する異議申し立て期間を設定し、学生から申し出がある場合には学務課を通して当該科目担当教員に確認し、その回答を得て最終的な成績を確定している。

学修の量だけでなく質を評価する手段の一つとして、平成19(2007)年度からGPA制度を導入している。GPAは、秀:4点、優:3点、良:2点、可:1点、不可及び無:0点に換算して算出している。履修申請をした科目については、授業回数の3分の1以上の欠席によっ

て試験の受験資格を失い「無」と評価される場合でも分母の科目数に加算する。ただし、 教職科目などの卒業要件対象外の科目や合格・不合格で成績を評価する科目は、GPAには 反映しないこととしている。

期末毎に各科目担当教員から提出された成績に基づいて算出した GPA とそれを基準に した成績順位表を各学科に配付して、学生の履修・修学指導、就職活動及び奨学金の貸与 等に活用している。

## (大学院)

評価方法及び評価基準については、全科目共通のものは学部の場合と同様に「学生便覧」に記載し、個々の科目についてはシラバスに記載している。また、授業科目の成績の公表及び GPA 制度についても学部と同様に行い、学生の履修・修学指導、就職活動及び奨学金の貸与等に活用している。

#### 2) 卒業・修了の基準

#### (学部)

卒業要件は、学則第 13 条及び学位規程に規定しており表 3-1-1 のとおりである。学部によって異なるが、教養分野科目  $48\sim52$  単位以上、専門分野科目  $72\sim76$  単位以上、計 124 単位以上を修得することとなっている。

卒業判定においては、学務課で作成した判定資料を教務委員会で確認した後、大学運営協議会で審議され、基準を満たしている場合に卒業と判定される。その判定結果について教授会で意見を求めた後、最終的に学長が卒業者を決定する。

分野	系	卒業条件 (区分別卒業所要単位数)			
教養分野	人文社会	10単位以上 (A~C群の各群において最低2単位を含む)			
	外国語	必修科目を含めて 20 単位以上	必修科目を含めて	必修科目を 含めた修得単位	
	キャリア形成	必修科目を含めて 14 単位以上	48~52 単位以上 ※学部により異なる		
	工学基礎 科学基礎	必修科目を含めて4または8単位以上 (学部により異なる)		総数 124 単位 以上	
専門 分野	各学科の専門分野課程表による		必修科目を含めて 72~76 単位以上 ※学部により異なる		

表 3-1-1 卒業要件

# (大学院)

博士前期課程の修了要件は、大学院学則第10条に記載されている単位数(2専攻共通科目から6単位以上、専攻する課程の専門分野科目から20単位以上、計30単位以上)を修得するとともに、指導教員の指導の下で実施した研究内容を取りまとめ、修士論文を提出し、その審査と試験に合格することとなっている。審査資格を持つ主査及び2人の副査からなる審査委員会が、論文内容と口頭試験における質疑応答を踏まえて研究内容及び達成状況を審査し、審査報告書を作成して大学運営協議会に提出する。大学運営協議会では、審査報告書に基づいて学位を授与すべきか否かを審議した後、工学研究科委員会に諮る。

工学研究科委員会では、提出された審査報告書に基づいて審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって学位の授与が決議され、最終的に工学研究科委員長(学長)が学位授与を 決定する。

博士後期課程の修了要件は、指導教員の下で主体的に実施した研究内容を取りまとめ、博士論文を提出し、その論文の審査及び試験に合格することとなっている。博士論文については、学位規程及び細則に基づいて設置された審査委員会(当該論文に直接関連のある博士後期課程担当教員3人以上で構成)が学位論文の審査、公聴会の開催及び最終試験実施の後、審査委員会報告書を作成して工学研究科委員長(学長)に提出する。工学研究科委員会では、提出された審査委員会報告書に基づいて審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって学位の授与が決議され、最終的に学長が学位授与を決定する。

なお、論文のみ提出する者の審査においては、別途、試問委員会を設置し、学力確認の ため試問を実施した学力確認結果報告書と併せて審査委員会報告書を提出し、同様の審議 を実施して決定する。

平成 30(2018)年度に学位取得までのロードマップを明示するとともに、学位申請を行うまでに満たすべき基準を定めた。博士前期課程においては学会発表等の回数を新たに要件として加え、博士後期課程においては第1著者の論文数の基準を明確に定めることによって、学位の質保証を厳格に行っている。

# 【3-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-2】 学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一

【資料 3-1-3】 学生便覧(大学院)【資料 F-5-2】と同一

【資料 3-1-5】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同じ

【資料 3-1-7】 福井工業大学 学位規程

【資料 3-1-9】 福井工業大学大学院学則【資料 F-3-2】と同じ

【資料 3-1-11】卒業研究ルーブリック (参考)

【資料 3-1-12】 令和 2(2020)年 2 月 大学運営協議会議事録(卒業、修了判定)

【資料 3-1-13】 令和 2(2020)年 2 月 教授会議事録 (卒業判定)

【資料 3-1-14】 令和 2(2020)年 2 月 工学研究科委員会議事録(修了判定)

# (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学部における履修制限制度では、3年次修了までに96単位以上を修得していることが卒業研究に着手する条件となっている。今後は単位数の条件だけでなくGPAを活用した各種条件も検討する。その際には、進級が学生に重大な影響を与えることを深く考慮し、各教員の成績評価を再度見直し、平準化を行ったうえで慎重に検討を進めていく。

ディプロマ・ポリシーを踏まえたルーブリックの対象科目の拡大を検討しており、直近に導入した卒業研究における結果を検証する。キャリア系の科目においては、現在のルーブリックがやや定性的であるため、より客観的な成績評価が行えるように、可能な限り数値を用いて定量的な表現に改めるよう改善を検討する。

ディプロマ・ポリシーは、時代の変化により社会より求められる資質・能力が変わっていくことを踏まえて、使命・目的等と合わせて改定を検討していく。

## 3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

# (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

(学部)

本学のカリキュラム・ポリシーは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン (中央教育審議会:平成28年3月31日付)」を踏まえ、平成28(2016)年度に教務委員会を中心に全面的な見直しを行った。その際に、「建学の精神」、使命・目的及び教育方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシーで明示した身につけるべき資質・能力を考慮して教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーで示した4つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」を8つの項目に分け、学生がより理解しやすいように具体的な記述で学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定した。このカリキュラム・ポリシーは、平成29(2017)年3月の大学運営協議会及び教授会に諮られ承認された。

## (大学院)

「建学の精神」、使命・目的及び教育方針を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めている。平成 29(2017)年度に教務委員会が中心となって見直し、専攻ごとに策定されたディプロマ・ポリシーを踏まえてそれぞれのコースのカリキュラム・ポリシーを策定した。策定したカリキュラム・ポリシーは、平成 30(2018)年 3 月の大学運営協議会及び工学研究科委員会に諮られ承認された。

平成 30(2018)年度より、学位取得までの指導体制の整備、学位の質保証を目的に大学院博士前期課程及び博士後期課程の学位申請基準の具体的内容を定め、明確化を図った。

カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、大学要覧で学内外に公表するとともに在学生には学生便覧などに記載して周知している。

## 【3-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 福井工業大学ホームページ(三つのポリシー)【資料 1-2-2】と同一

【資料 3-2-2】 学生便覧(学部)【資料 F-5-1】と同一

【資料 3-2-3】 学生便覧(大学院)【資料 F-5-2】と同一

【資料 3-2-4】 福井工業大学要覧 2019【資料 F-8】と同一

# 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法について基本的な考えを示している。学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム編成を行っている。したがって、両ポリシーは一貫性が確保されている。

また、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係が各科目のシラバスに明記されていることのみならず、学年配当された科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明示したカリキュラムツリーを全ての学科において策定し、「学びの指針」に記載している。これにより、カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの関係、ならびにどのように科目を履修すれば各ディプロマ・ポリシーを達成できるかがひと目でわかるようになっている。

大学院については、課程・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを設定しており、それを達成するため、専攻・コースごとにカリキュラム・ポリシーを設定している。

# 【3-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 3·2·5】 学びの指針 P91~108 (カリキュラムツリー)【資料 1·2·6】と同一

【資料 3-2-6】 カリキュラムマップ

# 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程は全学共通及び学部共通科目で構成される「教養分野」と各学科の「専門分野」により編成されている。全ての科目にナンバリングを行い、学修の流れを「学生便覧」に明示することにより学生が教育課程の体系を理解できるようにしている。

学部の教養分野、専門分野の教育課程及び大学院の教育課程についての検討は、教務委員会が統括して全学的に進めている。教務委員会は、履修制度や教育内容の改善、授業、成績評価など教学に関する事項を審議する委員会であり、学務部長を委員長、基盤教育機構長と学務課長を副委員長として置き、各学科1人の代表教員を含めた計10人の教員と2人の職員で構成されている。

委員会の下に表 3-2-1 に示す役割を持つ 5 つの部会を設置している。各部会の検討結果は、教務委員会に報告または審議・承認され、大学運営協議会に上程される。

	部会名称	役割
教務委員会 専門分野を含め 教育課程全体の 検討・調整	PBL部会	PBLに関する検討・調整
	SPEC 部会	英語分野に関する検討・調整
	学習支援部会	学習全般の支援・検討・調整
	教職支援部会	教員養成に関する課程の検討・調整
	キャリア教育部会	キャリア形成科目の検討・調整

表 3-2-1 教養分野及び専門分野の教育課程の点検・見直し組織

# 1) 専門分野の教育課程

平成 27(2015)年度の学部学科再編に伴い、各学部の専門分野においても学部共通科目を

設けた。専門分野のカリキュラムは学部共通科目、専門基礎科目、専門応用科目の3系の科目群で構成されている。ただし、工学部電気電子工学科、工学部機械工学科については工学基礎科目を加えて構成されている。

各学科の専門分野の教育課程は以下のとおりである。 (工学部)

## 【電気電子工学科】

電気電子工学科には「電気システムコース」と「電子情報コース」の 2 コースがあり、1年次には両コースに共通する「電気数学 I 」「電気回路 I 」「電磁気学 I 」「コンピュータ基礎」「コンピュータ言語 I 」「電気電子工学実験 I 」の 6 科目を必修科目として開講している。2 年次からはコースに分かれ、電気システムコースでは「電気回路 I・II・III」や「電磁気学 I・II・III」を基礎に「電気機器 I・II」、発電や送電についての科目である「電気エネルギー発生」「電気エネルギー伝送」「パワーエレクトロニクス」等を中心に 10 の必修科目と 21 の選択科目を配置している。電子情報コースでは「コンピュータ基礎」や「コンピュータ言語 II 」などを基礎に情報通信に関するシステムや理論についての科目である「コンピュータ言語 II 」「組込みシステム」「人工知能」「ソフトウェア工学」等を中心に 10 の必修科目と 21 の選択科目を配置している。4 年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

## 【機械工学科】

機械工学科には「機械システムコース」と「自動車システムコース」の 2 コースがあり、 1年生前期には「機構学」「機械製図」を開講している。

1 年生後期からはコースに分かれる。機械システムコースでは、「力学  $I \cdot II$ 」「流れ学(及び流体工学)」「材料力学  $I \cdot II$ 」「工業熱力学  $I \cdot II$ 」など機械技術者として必要となる 4 力学に加え、「メカトロニクス」「自動制御」「ロボット工学」などを中心に 16 の必修科目と 17 の選択科目を配置している。自動車システムコースでは、二級自動車整備士の受験資格に必要な所定の「自動車工学  $I \cdot II$ 」「内燃機関」「カーエレクトロニクス」「自動車整備  $I \cdot II$ 」「自動車整備実習  $I \cdot II$ 」などを中心に 18 の必修科目と 20 の選択科目を配置している。 4 年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

# 【建築土木工学科】

建築土木工学科には「建築コース」と「土木コース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「建築土木概論」「製図法」「CAD 製図」「構造力学 I・II」「建築土木材料学」「防災概論」の7科目を必修科目として開講している。

2年次からはコースに分かれ、建築コースでは 2、3年次に卒業後、建築士の資格取得に必要となる指定科目の「設計 I・Ⅲ・Ⅲ」「鉄筋コンクリート構造」「建築環境」「建築設備」「建築計画 I・Ⅱ」等を中心に 14 の必修科目と 27 の選択科目を配置している。土木コースでは、卒業後どの職種についても土木技術者として必要な基礎的な科目である「測量学 I・Ⅱ」「測量実習」「基礎水理学及び演習」「応用水理学及び演習」「基礎土質力学及び演習」「応用土質力学及び演習」「土木計画学」「道路工学」「都市防災学」等を中心に 15 の

必修科目と 26 の選択科目を配置している。4 年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

## 【原子力技術応用工学科】

原子力技術応用工学科には、「原子力工学コース」と「放射線応用コース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「放射線基礎」「原子力基礎」「放射線測定学」「基礎工学実験」の4科目を必修として開講している。

2年次からはコースに分かれ、原子力工学コースでは、原子力発電の安全に必要な知識を得るため「原子核反応学」「原子炉プラント工学」「原子力ロボット工学」「原子力安全学」「核燃料工学」「バックエンド工学」などを中心に14の必修科目と21の選択科目を配置している。放射線応用コースでは、放射線の産業分野への応用に必要な知識を得るため「放射線化学」「放射線照射工学」「非破壊検査技術」「環境モニタリング工学」「放射線応用工学」「放射線人体影響学」などを中心とした15の必修科目と20の選択科目を配置している。4年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

# (環境情報学部)

# 【環境食品応用化学科】

環境食品応用化学科には「環境化学コース」と「食品バイオコース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「無機化学」「分析化学」「食品倫理」「食品衛生学」「理化学基礎実験(化学・物理・生物・地学)」「食品生物化学概論」「食品環境化学概論」の10科目を必修科目として開講している。

2年次からは各コースに分かれ、2、3年次に以下の科目を配置してそれぞれのコースで専門知識を修得する。環境化学コースでは、環境や食品に関する重要課題の解決・改善に取組むことのできる人材を育成するため、「有機化学 I · II 」「物理化学 I · II 」「生化学 I 」「環境計測工学」等を中心に 15 の必修科目と 14 の選択科目を配置している。食品バイオコースでは、バイオや食品に関する重要課題の解決・改善に取組むことのできる人材を育成するため、「生化学 I · II 」「微生物学」「酵素科学」「分子生物学 II 」等を中心に 16 の必修科目と 13 の選択科目を配置している。4 年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

## 【経営情報学科】

経営情報学科には「経営システムコース」と「政策システムコース」及び「情報システムコース」の3コースがあり、1年次には全コースに共通する「プログラミング実習 I・II」の必修 2 科目の他、「経営情報学概論」「ビジネスシミュレーション」「簿記原理 I・II」「政策科学概論」「情報数学」「情報処理概論」「ハードウェア概論」の選択 8 科目を合わせた 10 科目を開講しており、経営や経済、情報技術等に関連する網羅的な知識を修得する。

2 年次からは各コースに分かれ、2、3、4 年次にそれぞれ以下の科目を配置し、各コースに合わせた専門知識を修得する。経営システムコースでは「マーケティング I・II」の必修 2 科目と選択 24 科目、政策システムコースでは「経済学 I・II」「ロジスティクス I」

の必修科目 3 科目と選択 25 科目、情報システムコースでは「データベース論 I」「プログラミング実習 $III \cdot IV$ 」の必修 3 科目と選択 23 科目をそれぞれ配置している。4 年次には、全コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

## 【デザイン学科】

デザイン学科には「都市デザインコース」と「メディアデザインコース」の2コースがあり、1年次には全員共通の必修科目7科目を開講する。1年後期からコースに分かれ、早期から学生が希望する専門性に合わせた学びを組み立てることができる。

都市デザインコースでは、「環境デザイン実習 I・II・III」を軸に建築士の受験資格取得が可能な科目群を配置し、さらに「インテリアデザイン実習」「都市デザイン実習」など専門性の高い実習科目を用意している。また、「プロダクトデザイン実習 I・II」を軸にプロダクトデザインを専攻する科目群も用意され、選択必修科目 20 科目、選択科目 35 科目を配置している。

メディアデザインコースでは、「グラフィックデザイン実習」「視覚情報デザイン実習 I・II」を軸に、「Web デザイン」「商品企画実習」「メディアデザイン実習」「映像デザイン」など専門性の高い多様な実習科目を用意し、選択必修科目 20 科目、選択科目 35 科目を配置する。両コースとも、実習・演習を中心とした実践的なカリキュラムが特徴的である。4年次には、両コースとも学びの集大成として、卒業研究を必修科目として配置している。

#### (スポーツ健康科学部)

## 【スポーツ健康科学科】

スポーツ健康科学科では「スポーツ産業コース」と「地域スポーツ指導者コース」の 2 つのコースを設置しており、2 年次に将来の目標に応じて選択することとしている。その領域のみの授業科目を学修させるよう限定するのではなく、両者のどちらかに比重をおいて学修させることとし、両コース共通開講の選択科目で全体教育課程を編成する。

具体的には、2 年次以降のコース選択を行うための基礎知識を身に付けるため「スポーツ科学概論」「健康科学概論」を 1 年次前期に必修科目として配置している。全員が履修する必要がある基礎的科目(「スポーツ運動学」など)、スポーツ・健康に関わる情報処理や科学的思考の基礎となる科目(「コンピューティング演習」など)を必修科目として配置している。スポーツ科学、健康科学、あるいはその両分野に共通する計 46 科目の専門応用科目を開講し、理論と実践の両面からの教育を実施する。実技科目では、多種多様なスポーツ種目を経験し、運動技術や指導上の留意点を学修させる。4 年次には、学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

# 2) シラバスの整備

シラバスは全ての科目において作成され、授業内容に加えて授業計画及び成績評価基準等が示されている。作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」を配布し、学修到達目標に関してはカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの整合性に留意するよう記載している。また、作成されたシラバスは学科主任等が点検を行い、教務委員会で確認のうえホームページでも公開している。

## 3) 受講登録単位数の上限

学習規程第6条において受講登録科目の単位数の上限を年間48単位と定め、無理のない学修計画のもとで事前学修及び事後学修の時間が確保できるようにしている。令和元(2019)年度からは、GPAが3.80以上の勉学意欲の高い学生に対して、年間52単位まで登録できるように配慮している。

#### 4) 副専攻制度

学生の希望により自身が所属する学部・学科以外の専門分野を学ぶことができる制度として、平成 29(2017)年度から副専攻制度を開始した。11 の副専攻課程があり、希望の課程を選択したうえで各課程が指定する科目を履修し、16 単位以上修得することで副専攻を修了したことを認定する。なお、副専攻課程で修得した単位は、年間の受講登録数の上限、卒業要件及び GPA の算出には適用しない。

## (大学院)

本学工学研究科の教育課程の編成方針、編成方法等については、大学院設置基準を遵守している。

博士前期課程においては、授業科目を基礎的素養の涵養を目的とした2専攻共通科目と各専攻の専門分野科目に区分している。さらに、各専攻の専門分野科目についても全コース共通専門科目、コース間共通専門科目、コース専門科目に区分している。各コースの専門分野科目については、大学院教育における履修の自由度を考慮してセミナー及び特別実験を必修科目とし、他の専門分野科目は一部を除き選択科目としている。学生に対する研究指導は、各所属研究室において指導教員により常時行われており、文献の調査・講読・討論・実験・発表等を通して高度な専門知識と技術を修得させ、修士論文の作成を最終目標とする教育課程としている。

博士後期課程においては、各所属研究室における指導教員による研究指導を通して、課題発見・解決など研究能力の涵養を図るとともに、主体的に行った研究の成果について学会発表及び博士論文の作成を中心とする教育課程としている。

## 【3-2-③ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 福井工業大学 教務委員会規程【資料 2-2-1】と同一

【資料 3-2-8】 シラバス作成の手引き

【資料 3-2-9】 シラバス第三者点検案内資料

【資料 3-2-10】福井工業大学 学習規程(第6条)【資料 3-1-6】と同一

【資料 3-2-11】学生便覧(学部)P39(副専攻制度)【資料 F-5-1】と同一

#### 3-2-4 教養教育の実施

教養教育は基盤教育機構が実施している。教養教育の内容は、人文社会系、外国語系、 キャリア形成系、加えて、学部共通科目として工学基礎系(工学部)若しくは科学基礎系 (環境情報学部、スポーツ健康科学部)の4つの系の科目群からなっており、各系の詳細 は以下に示す。

## <人文社会系>

大学生としての素養を身につけ、広い視野と高い倫理性・社会性を持った人材の育成を目的として人文社会系科目を12科目開講している。10単位以上の修得を卒業要件としているが、偏った科目選択にならないように12科目を3つの群に分け、それぞれの群から2単位以上修得することを義務付けている。

#### <外国語系>

グローバル化した社会で活躍できる技術者の育成を目的とした英語教育プログラム「SPEC」による実践的英語教育を平成 25(2013)年度から継続して実施している。英語による実践的コミュニケーション能力を向上させるために、在学中に外国語系科目の 20 単位以上の修得を義務付け、1 年次~4 年次まで英語学習が継続できるカリキュラムとなっている。

# <キャリア形成系>

学生の社会的・職業的自立に必要な知識、技能、姿勢を育むことを目的としてキャリア教育を体系的に実施している。「日本語を正しく読み書きする能力を鍛える」「ICT(情報通信技術)の基礎技能を身に付ける」「人生観、職業観を養成する」「科学的発想力とその表現力の基礎を身に付ける」などを目的として、全16科目を開講している。

## <学部共通科目>

主に科学系の高大接続科目となる「科学リテラシ」や各学部で科学系科目を学ぶために 必要な数学、統計、健康、倫理などの系統の科目を開講し、学部ごとに選択・必修を定め ている。

教養分野全体の点検は教務委員会が担当し、その下部組織として教養科目の分野ごとの 部会を置くことで、きめ細かい検討を可能にしている。

## 【3-2-④ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】福井工業大学 大学案内 P30 (SPEC) 【資料 F-2】と同一

【資料 3-2-13】学生便覧(学部)P46~47(全学共通教養分野課程表)【資料 F-5-1】と同

# 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学が実施する特色ある授業科目、授業形態及びユニークな授業方法等は以下である。

## 1) SPEC

教養分野科目の英語(外国語系)に関しては、外国人講師による会話中心の授業を平成25(2013)年度から継続して行っている。この英語教育プログラム SPEC では、在学中に英語科目 20 単位以上の修得を義務付けているため、工科系の大学でありながら 1 年次~4年次までの各学年で英語科目を履修するカリキュラムとなっている。

#### 2) 習熟度別クラス編成

教養分野科目の英語(外国語系)と数学(学部共通科目)に関しては、入学時に実施するプレイスメントテストの結果に基づいて習熟度別クラスを編成し、各クラスのレベルに応じた授業を行っている。数学系科目の「基礎数学  $\mathbf{A} \cdot \mathbf{B} \cdot \mathbf{A} \mathbf{B}$ 」「微分積分学  $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 」「微

分方程式」「線形代数学」に関しては、習熟度別に分けられた初級・中級・上級コースの科目からスタートし、その単位を修得すれば上位レベルの科目に進めるステップアップ方式の履修方法を採用している。

## 3) 地域共生学

キャリア形成系の一科目として「地域共生学」を開講している。学生が地域に目を向け、 地域への意識・関心を高めるように、地域の第一線で活躍している学外客員講師から地域 に関連した政治・経済・産業・文化について、あるいは社会人・職業人としてのモラルや 心構えについて講義が行われる。招へいした講師には福井工業大学客員教授の称号を授与 している。

# 4) 産学連携講座

産業界、行政機関、企業、各種団体等から招へいした講師が、最先端の情報や経験、技 術、知見について講義をする産学連携講座(寄付講座)を開講している。

#### 5) PBL

平成 27(2015)年度からアクティブラーニングとして PBL を取入れた授業を全学的に実施している。学科の枠を越えて PBL 型授業を行うために学部共通科目とし、2 年次後期から 4 年次前期(2 年次後期は必修とし、3 年次前期から 4 年次前期は選択)まで連続性をもたせて開講している。この授業で、学生は地域課題解決型または一般課題解決型の 2 種類の課題から選択することができ、特に地域課題解決型 PBL 授業の場合には、座学に加えて、地域の現状・課題を把握するための現地調査やフィールドワークを通じた課題解決の方法を模索する内容が含まれている。また、同授業の一部は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度まで COC+事業(文部科学省地(知)の拠点大学による地方創生推進事業)の支援により実施した。

本学において教授方法の改善は、FD・SD 推進委員会の業務の一つである。FD・SD 推進委員会は、教務委員会及び学務課と連携して、教育の ICT 化を推進するため、平成30(2018)年度に LMS (Learning management system)「manaba」を導入した。「manaba」の導入は、教材の提供、レポートの提出、小テストの実施、掲示板を通しての教員への質問等が随時可能になるなど教授方法の改善に寄与している。

## 【3-2-⑤ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】福井工業大学 大学案内 P30 (SPEC)【資料 F-2】と同一

【資料 3-2-14】学生便覧(学部)P49(プレイスメントテスト)【資料 F-5-1】と同一

【資料 3-2-15】福井工業大学要覧 2019 P32(地域共生学)【資料 F-8】と同一

【資料 3-2-16】地域共生学の客員教授委嘱一覧

【資料 3-2-17】產学連携講座一覧

【資料 3-2-18】PBL 実施計画、報告書(COC+事業)

【資料 3-2-19】福井工業大学 FD・SD 推進委員会規程

【資料 3-2-20】LMS(manaba)教職員説明会案内資料

【資料 3-2-21】 manaba 画面

# (3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

専門分野の知識をさらに得ることができるように、学修意欲の高い学生には受講登録単位数の上限の緩和を実施している。また、専門分野の知識だけでなく他学科の専門分野の知識も幅広く得られるように、副専攻制度を実施している。これらの制度のさらなる充実を図るために、単位数上限を超えて履修登録を行った学生、副専攻を申請した学生や副専攻の学生を受け持った授業担当教員から意見を聴取して、カリキュラム改正や制度改善等の検討を行う。

本格的な利用が始まった「manaba」については、講習会を定期的に開催することにより教職員の利用を継続的に支援する。また、学生と教職員が「manaba」で蓄積された学修成果物を共有して学修支援に活用する他、キャリア形成や資格取得支援のための電子教材を「manaba」へ集約することも検討するなどして、遠隔教育の更なる質の向上を目指す。

# 3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

# (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

## (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

シラバスには各科目の学修到達目標を明示している。学修到達目標はディプロマ・ポリシーを踏まえ設定されており、授業を通して学生が身につけるべき知識や能力などを明確に記載している。また、各科目のシラバスにはディプロマ・ポリシーに定める5つの項目のうち、いくつかの項目が明記されており、当該科目がどの項目の修得に関連しているかがわかるようになっている。

このように、各科目において身につけるべき知識や能力などを明示したうえで、教員は学生の達成状況をもとに学修成果を点検・評価し、「秀・優・良・可・不可」の 5 段階で成績評価をしている。最終的には学生個人の単位取得状況及びディプロマ・ポリシーに基づいて、学生の学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価には、以上に示した成績評価だけでなく、アンケートをはじめと した各種の手法も活用している。主なものを以下に示す。

# 1) 卒業生アンケート

卒業時の本学の教育内容に対する満足度等を調査する「福井工業大学 卒業生アンケート

調査」を平成 25(2013)年度から毎年実施している。アンケート結果は学部長会議で報告するとともに、学内ポータルサイトに掲載して大学教職員に周知し、学科毎の学修指導及び事務局各部署における業務改善に活用している。また、令和元(2019)年度からはホームページにて公表している。

#### 2) 在職状況の調査・アンケート

令和元(2019)年度より、卒業生の採用企業に対して「在職状況調査及びアンケート」を 実施している。ディプロマ・ポリシーに関連する能力・知識等について企業がどのように 評価しているかを調査しており、結果は就職指導部会を通して、各学科の教員に報告して いる。

# 3) 資格取得状況

資格取得は大学で修得した能力・知識等が社会で通用することを自覚する一つの証であることから、定期的に資格の取得状況を調査している。特定の資格に対しては、奨励金を付与することにより資格取得に対する意欲を喚起している。

## 4) GPA

GPA は学修成果の重要な指標として位置づけられることから、成績優秀者を対象とした 1年間の受講登録単位数の52単位までの引き上げや、初年次に1.5を下回った場合の個別 指導の実施など、履修指導あるいは学修指導に活用している。

## 5) 授業改善のためのアンケート

実験、実習、オムニバス形式授業など複数教員による担当科目や PBL 科目、大学院科目を除いた全ての科目について、学生による「授業改善のためのアンケート」を毎学期実施している。授業内容に関する興味、理解度、授業レベル等について学生の意見を聞き、その結果を教員に戻すことにより、教育内容及び教育方法の改善に繋げている。

#### 6) 卒業研究の評価

4年間の学びの集大成ともいうべき卒業研究については、卒業論文の評価に加え、卒業研究で指導を担当する各教員が、ディプロマ・ポリシーを反映させた7つの評価項目からなるルーブリックを用いて合否を判定している。各教員の評価結果については、学科の全教員で共有し、卒業する学生がディプロマ・ポリシーに掲げた資質及び能力を修得しているか否かを確認している。

# 【3-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 福井工業大学ホームページ(三つのポリシー)【資料 1-2-2】と同一

【資料 3-3-2】 平成 30(2018)年度 卒業生アンケート報告書【資料 2-6-8】と同一

【資料 3-3-3】 令和元(2019)年度 在職状況調査及びアンケート調査(様式)

【資料 3-3-4】 令和元(2019)年度 資格取得者一覧

【資料 3-3-5】 学生便覧(学部) P32~33 (GPA) 【資料 F-5-1】と同一

【資料 3-3-6】 授業改善のためのアンケート (実施用紙)【資料 2-6-3】と同一

【資料 3-3-7】 卒業研究ルーブリック (参考) 【資料 3-1-11】と同一

# 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述したとおり、様々な方法により学修成果を評価している。それらの評価をもとに、 以下の方法により教育内容・方法の改善に繋げている。

# 1) 授業自己評価シートの作成

授業改善のためのアンケートの結果は、FD・SD 推進委員会に集約されたうえで、集計がなされる。集計結果は各教員に配付され、教員はそれを基に授業の改善活動を自主的に行う。令和元(2019)年度からは、全ての専任教員に対して「授業自己評価シート」の提出を求めている。

# 2) 卒業生アンケートの活用

卒業生アンケートの結果は大学運営協議会等で報告されるとともに、大学内限定サイトである学内ポータルサイトに掲載して大学教職員に周知している。アンケートには、本学の学びに対する満足度をはじめとした各種項目が設定されており、その回答結果は、学科ごとの教育指導や事務局各課において業務改善に活用している。

#### 3) 就職指導の改善

在職状況調査及びアンケートに加え、合同企業説明会、来学企業との面談など様々な機会を利用して、卒業生に対する外部評価を取得している。それらの結果は、就職指導部会等で就職担当教員に周知されるとともに、キャリアセンター内でのミーティングにより就職支援課職員に共有され、今後のキャリア教育及び就職指導の改善のために活用している。

# 4) GPA の活用

上述した GPA を基準とした受講登録単位数の上限の緩和や、個別指導の実施などの取組内容とその結果は、履修指導あるいは学修指導で活用するために、教務委員会に提出され、議論される。フィードバックされた内容は、GPA を活用した新たな修学指導の構築や既存の修学指導の修正をする上での判断材料となっている。

## 【3-3-② エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-8】 授業自己評価シート【資料 2-6-4】と同一

【資料 3-3-9】 福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)【資料 2-6-2】と同一

【資料 3-3-10】平成 31(2019)年 4 月 10 日 学部長会議議事録(卒業生アンケート報告)

【資料 3-3-11】 令和元(2019)年度 在職状況調査及びアンケート調査(報告書)

# (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

次年度の卒業生アンケートより学修成果の可視化に関する設問を充実させる。学生の立 場において、ディプロマ・ポリシーに定められた資質・能力が身に付いたという実感がど の程度あるのかがわかるような設問を作成する。

修得単位や GPA だけでは把握が難しい学生の創造的思考力、問題解決能力を学生に自 覚させるために、学外のアセスメントテスト(自己分析 web テスト)を令和元(2019)年度 に新入生に実施した。今後1年生と学年進級後の3年生に実施し、その結果をキャリア教 育など修学指導に生かしていく。

各科目のシラバスには5つのディプロマ・ポリシーを「特に重要」「重要」「望ましい」に分類して掲載している。3つの分類ごとに点数を付与することで、5つのディプロマ・ポリシーの達成状況が可視化される。今後これを活用することにより、5つのディプロマ・ポリシーそれぞれの達成状況が60%以上を満たしているか検証でき、60%を満たさないディプロマ・ポリシーがあれば、そのカリキュラムに問題がないかを議論し、必要に応じて改善を図る。

#### 「基準3の自己評価]

「建学の精神」、使命・目的及び教育方針を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、学位取得に必要な資質・能力を身につけた学生に学位を授与している。単位認定及び卒業認定基準は学生に明示したうえで厳正に運用している。各学部・学科においては、ディプロマ・ポリシーを考慮してカリキュラム・ポリシーを設定し、体系的な教育課程を編成している。各科目のシラバスには、学修到達目標及びディプロマ・ポリシーを明示するとともに、試験による成績評価が難しい科目についてはルーブリックを導入して評価を行っている。シラバスには講義を通して得られる知識や能力などを記載し、学修到達目標として何を身につけるべきかが学生に明確に伝わるようにしている。また、ナンバリングや履修の流れ・履修モデルを明示し、教育課程全体の体系や科目間の関連について周知している。

ディプロマ・ポリシーを達成するために様々な教授方法の工夫・開発を行っており、平成 30(2018)年度には教育の ICT 化推進のために LMS「manaba」を導入している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を実施するため、卒業生アンケートや 採用企業に対するアンケート等を実施している。点検・評価の結果は、修学指導や次年度 以降の授業改善に利用している。

以上のことから基準3を満たしていると判断する。

# 基準4 教員・職員

- 4-1 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
  - (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定の組織として、学長が招集する最高意思決定機関である大学運営協議会と学長の諮問機関である「教授会」及び「工学研究科委員会」を学則第39条、大学院学則第33条に基づき設置し、大学運営に当たっている。それぞれ「大学運営協議会規程」「教授会規程」及び「工学研究科委員会規程」により審議事項等、その権限と責任を明確に定めている。

大学運営協議会は、教職協働体制のもと、大学の意思決定を迅速かつ適正に行うため平成 25(2013)年度に設置された。同時に、意思決定機関である大学運営協議会と各種委員会・部会との関係・関連性が明確となった。大学運営協議会は原則毎週火曜日に開催している。学長を議長とし、副学長、学長補佐(2人)、学務部長、地域連携研究推進センター長、インターナショナルセンター長、キャリアセンター長、情報メディアセンター長、事務局長、事務局次長(2人)の計12人から構成され、大学全体に関わる事項について審議している。ここで決定された事項の一部は理事会に上程される。大学の意思決定が全教職員に迅速に伝わるように、所管する庶務課が作成した大学運営協議会の議事録を学内専用ホームページ上に開示し、教職員が常に閲覧できるようにしている。

また、教授会及び工学研究科委員会において、学長は「学生の入学、卒業及び課程の修 了に関する事項」「学位授与に関する事項」「学生の賞罰に関する事項」「大学運営協議会規 程第3条に定める教育研究に関する重要な事項」について意見を聞き、最終的な意思決定 を行っている。

以上より、大学の意思決定と本学の使命・目的を達成するための教学マネジメント体制 が整備されており、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

## 【4-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 令和 2(2020)年度大学運営組織図 ※自己点検評価書 P15(図 1-2-2)

【資料 4-1-2】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同一

【資料 4·1·3】 福井工業大学大学院学則【資料 F·3·2】と同一

【資料 4-1-4】 福井工業大学 大学運営協議会規程【資料 1-2-1】と同一

【資料 4-1-5】 福井工業大学 教授会規程

【資料 4-1-6】 福井工業大学 工学研究科委員会規程

【資料 4-1-7】 委員会等議事録ダウンロードページ

## 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的を達成するため、副学長、学長補佐、学務部長、センター長が各部門 を担当し、学長を補佐している。

副学長については「学校法人金井学園 管理規則」第11条に「副学長は、学長を補佐し、 学長の命を受けて校務を掌る。学長事故あるときはその職務を代理し、学長欠けたるとき はその職務を代行する。」と規定している。

副学長は、運営企画、入学(選抜)、国際化推進関連などを担当し、学長補佐は、自己評価・質保証、学生生活、社会連携、特許、AI&IoT等各センター関連を分担し、学務部長

は主として教務関係を担当し、各々が委員会や部会を統括している。それぞれの部門で生じた問題や提言は大学運営協議会で情報共有され、問題解決や大学改革に資する新たな取組みが実施し易い体制を構築している。また、各委員会・部会で議論・協議された内容は議事録としてまとめ、学内専用ホームページにて公表することで、教職員全体に情報共有している。

学部長は、学長の命を受け、当該学部の教学と管理運営に責任を負っており、学部の専属事項を所管している。学科主任は、学部長を補佐し、各学科の専属事項を所管する。

教授会は、教授、准教授、講師及び助教で構成され、学長が議長となって「教授会規程」 に定められた事項に関し協議している。教授会には、教員に加えて事務局長、事務局次長、 事務局の各課長も出席し、各課の連絡会等を通じて全職員にその内容を周知している。

また、大学運営協議会において決定された事項の各学部・学科での具体的な実施、全学的な教育研究、社会貢献、国際交流等に関する事項を協議するために学長の諮問機関として「学部長会議」が設置されている。会議は学長、副学長、学長補佐、学務部長、図書館長、学部長、基盤教育機構長、各学科主任と事務局長、事務局次長で構成され、原則として毎月第2水曜日に開催している。

# 【4-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-8】 学校法人金井学園 管理規則(第3節)【資料 1-2-13】と同一

【資料 4-1-9】 福井工業大学 学部長会議内規

## 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織の編成は「学校法人金井学園 管理規則」により管理組織及び職員その他の所 轄職務等を定め「学校法人金井学園 事務分掌規程」により各組織の所管業務の範囲と権 限を定めている。職員は、学校法人全体のバランスの中で、これらの規程に基づく各組織 の事務分掌に配慮しつつ配置され、適切に業務を執行している。

また、学長が招集する最高意思決定機関である大学運営協議会において、教学側の構成員とともに事務局長、事務局次長が構成員として大学全体に関わる事項について審議している。大学運営協議会の下に設置された各委員会では、委員長、副委員長をそれぞれ教員または職員が担うことを基本とし、委員として職員が参画する体制が構築されるなど、教職協働による教学マネジメントが機能している。

大学事務局は、上述の過程により決定された各種事項について局長・次長を通じて共有 して諸業務を行う。また、年初の職員会議における学長挨拶で推進事項が伝えられ、意識 の統一が図られている。

# 【4-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-10】学校法人金井学園 事務分掌規程【資料 2-4-2】と同一

# (3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

大学の意思決定機関である大学運営協議会と教授会、学部長会議を通じた学長による教 学ガバナンス体制は十分に機能している。また、学長のリーダーシップのもと、大学の意

思決定と使命・目的達成のための教学マネジメント体制も整っている。令和元(2019)年度は、学長を支える副学長、学長補佐、学務部長の担当部門の責任をより明確化するため、委員会・部会の統廃合等、大学運営組織体制の見直しを行ったが、今後も必要に応じ、委員会運営の改善に向けた検討を行っていく。

## 4-2 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
  - (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部・学科の教育目的、専門課程に即した教育を行うために、各学科と基盤教育機構に専任教員を配置している。平成 25(2013)年度より「話すチカラ重視」の英語教育プログラム SPEC を実施し、英語教育を充実・強化しており、基盤教育機構に日本人教員 2 人、ネイティブ英語教員 10 人を配置している。大学設置基準で定められた専任教員数は 89 人(その半数が教授)であり、同基準に定められた教員数を満たしており、適切に配置している。

また、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員数は大学院設置基準で定められた教員数(研究指導教員数4人、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて7人以上)を満たしており、これら資格を持つ教員が教育研究指導等に当たっている。

専任教員の採用・昇任、教員評価については、以下に記す。

1) 専任教員の採用・昇任について

専任教員の採用・昇任に当たっては、「建学の精神」及び使命・目的の達成に寄与する熱意と能力を備えた専任教員を任用することが、教員人事における基本的な方針である。この基本方針に基づき、「学校法人金井学園 職員任用・任命規程」に則り、教育・研究業績や教育に対する能力と熱意などを総合的に判断し、適任であると認めた場合に専任教員の採用及び昇任を行っている。

専任教員の採用については、推薦によるものと公募によるものとがあり、それぞれ以下 に述べる手順に従って行われている。

- ①推薦による採用
- ・学科主任から学長への要望及び推薦
- 被推薦者の福井工業大学人事委員会委員との面談
- ・学長は福井工業大学人事委員会の審議結果を教授のみで構成される教授会(「正教授会」 と呼称)へ報告
- ②公募による採用

- ・学科主任から学長への要望
- ・「福井工業大学専任教員の採用に関する公募要領」に基づき、本学ホームページに公募要領を公示するとともに、研究者人材データベース「JREC-IN Portal」(国立研究開発法人科学技術振興機構)のホームページ等に求人公募情報を掲載
- ・応募者に対して「教員選考委員会規程」及び「同細則」に基づいて「教員選考委員会」 を開催
- ・「教員選考委員会」は、書類審査形式で応募者の評価選考を実施し、選考結果を福井工業 大学人事委員会に答申、応募者と福井工業大学人事委員会委員との面談
- ・学長は福井工業大学人事委員会の審議結果を正教授会に報告 専任教員の昇任は、次の手順によって行われている。
- ・「学校法人金井学園 職員任用・任命規程」に基づき、福井工業大学人事委員会にて適格 か否かを協議
- ・学長は、福井工業大学人事委員会の審議結果を正教授会に提出し、報告 以上のように、専任教員の採用・昇任については、必要に応じて各学科の責任者である 学科主任の意見を取入れながら、規程に則って適切に行われている。

# 2) 教員評価について

本学では一部教員への職務の集中を解消し、教員の職務負担の適正化を図るために、平成 14(2002)年度に「職務調整検討委員会」を設置した。「職務調整検討委員会」では、教員の行っている職務内容を教育、研究、学生生活・指導、学生募集、入学試験、就職支援、社会貢献、学内委員、その他に分類・数値化し、これを「負担度」として、学科主任に学科教員の負担度一覧表を配付し、学科内での職務負担度調整を依頼した。平成 18(2006)年度からは「職務調整委員会」と改称し、「負担度」に代わり、数値化の方法・基準を見直すと同時に職務への積極的な寄与を表す「貢献度」に改めて、教育、研究、学内委員の項目に独自の点数を決め教員活動の評価を行ってきた。

平成 25(2013)年度からは「教員評価・職務調整委員会」、平成 27(2015)年度からは「教員評価委員会」と改称し、厳正な教員評価を実施すべく毎年評価区分、評価方法等を検討し、教員の評価を行っている。現在行っている教員評価においては、大学運営、学生生活、学生募集・入試、社会貢献に関する貢献度の評価とともに、学科主任による評価、授業評価アンケート結果、外部資金獲得状況等を加えて総合的な教員の評価を行い、その結果を賞与に反映している。

## 【4-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 学校法人金井学園 職員任用·任命規程

【資料 4-2-2】 福井工業大学 専任教員の採用に関する公募要領

【資料 4-2-3】 福井工業大学 教員選考委員会規程

【資料 4-2-4】 福井工業大学 教員選考委員会規程細則

【資料 4-2-5】 福井工業大学 人事委員会規程

【資料 4-2-6】 教員評価の依頼文、フォーマット

【資料 4-2-7】 令和元(2019)年 12 月 11 日 学部長会議議事録(教員評価について)

# 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容等の工夫・開発については、教務委員会で協議される。前述したように、学務部長、各学科及び基盤教育機構の教員、学務課長及び課長代理で構成されているため、これらについて協議できる体制が整っている。

教授方法の改善に係る協議は FD・SD 推進委員会を中心に行っており、以下の授業公開・見学の企画等や授業改善のためのアンケートを実施している。

これら2つの委員会は案件によっては連携してFD活動を進めている。

# 1) 授業公開・見学と懇談会の開催

平成 19 (2002) 年度より学内の授業公開を実施している。各学科で少なくとも1人の教員が授業を公開し、各学科から1人以上の見学者の出席が義務化されている。授業の終了後には、授業担当者と見学者が懇談し、その結果を報告書としてまとめ、教員が閲覧できる学内サイトに掲示することで、全教員が授業改善の参考とすることができるようにしている。

## 2) 授業改善のためのアンケートの実施

前述したとおり「授業改善のためのアンケート」を実施している。アンケート結果については、教員にフィードバックし、授業改善につなげている。また、学生に対しても結果を公表している。その結果を受けて、令和元(2019)年度から、教員は授業内容を点検するための「授業自己評価シート」を作成し、FD・SD 推進委員会に提出している。

#### 3) 学生による授業改善委員会の設置

令和元(2019)年度から、FD・SD 推進委員会の下に、学生も委員として参加する「授業方法改善委員会」が設置され、学生の視点を生かした授業改善の取組みが始まった。委員会は各学期末に開催され、学生から示された意見・要望が FD・SD 推進委員会に報告される。

#### 4) 教職員説明会及び教職員研修会の開催

毎年度当初に FD・SD 推進委員会が主催する「教職員説明会」において、学長が年度の方針、年次計画等を説明している。また、FD・SD 推進委員会は、教職協働の観点から、本学における教職員の職務向上に関わる課題をテーマに「教職員研修会」を適宜実施することで、課題に対する認識を共有し、課題解決の方策を議論する機会を設けている。専任教員の他、多くの職員が参加していることから、これらの研修会は、FD 活動のみならず、SD 活動にも寄与している。研修会終了後には、参加した教職員からの感想や意見をアンケートとして収集し、研修会全体の反省と改善を行っている。学園全体で取組むべきテーマの場合には、法人本部経営企画課と教職員研修会を共催することがある。

# 5) FD コミュニケーションズ(FD.Comm)の発行

教職員間の FD に関する情報共有と自由な意見交換を主な目的として、「FD コミュニケ

ーションズ(FD.Comm)」を毎年複数回(年2回程度)発行している。FD.Comm は教育・研究活動全般についての教職員間の情報交換の場として役立っている。

# 【4-2-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-8】 福井工業大学 FD·SD 推進委員会規程【資料 3-2-19】と同一
- 【資料 4-2-9】 教員ハンドブック
- 【資料 4-2-10】令和元(2019)年度「全学的授業公開」について
- 【資料 4-2-11】授業公開の報告書
- 【資料 4-2-12】授業改善のためのアンケート(実施用紙)【資料 2-6-3】と同一
- 【資料 4-2-13】授業自己評価シート【資料 2-6-4】と同一
- 【資料 4-2-14】福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)【資料 2-6-2】と同一
- 【資料 4-2-15】令和元(2019)年度 教職員説明会開催案内
- 【資料 4-2-16】福井工業大学ホームページ(教職員説明会)
- 【資料 4-2-17】 令和元(2019)年度 FD·SD 推進委員会 活動計画・報告書
- 【資料 4-2-18】FD コミュニケーションズ (FD.Comm)

# (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30(2018)年度に 3 学部体制の完成年度を迎え、教員組織は様々な学歴、職歴を有する教員で構成されている。教員の配置の将来的なバランスを考慮し、適切な教員の採用を計画し実施していく。また、教育・研究業績、勤務年数、対外的な活動などに対する評価の見直しを進め、専任教員の昇任に係る規程の改善を図っていく。

授業見学、授業改善のためのアンケート及び自己評価シートなどを実施してきており、 これらが他の教員の職能開発の機会となるよう顕彰制度の導入を検討していく。

## 4-3 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み
  - (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

- (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み

第3次中期計画では、教職員一人ひとりが自らの能力を活かす人材づくりを掲げた。本方針の実現のために、平成30(2018)年度は、まず一人ひとりの意識改革と互いの理解を深めることを目的とし、法人本部経営企画課が主体となり様々な研修の機会を提供した。

1) 外部講師による SD 研修の実施

高等教育の動向と今後の方向性について、目標達成に向けた環境や言葉かけについての 講演会、対象を限定したモチベーション研修、意識改革、ハラスメント研修などの各種研 修を行った。

## 2) 英語力向上のための研修の実施

教職員の英語力向上に向けた環境整備として「外国語教員による学内英語学習講座」を 習熟度別に複数回実施している。また、一部学内放送や教職員向けの掲示やメール配信文 書、通知の英語化推進による日常的な英語活用のための風土づくりを推進している。

## 3) 資格等取得奨励制度

幅広い業務に対応できる能力が求められることから、自己啓発支援及び業務スキルの伸長を目的として平成29(2017)年度より資格等取得奨励制度を導入している。

# 4) 部門をまたぐ教職員の業務理解の機会の提供

大学、附属高校、附属中学校、法人本部の相互理解やコミュニケーション向上を図るため、平成 29(2017)年度から職員会議の後に SD 研修を実施し各部門・各部署から私立大学・学校法人を取り巻く法令改正、施策の施行に伴う各部署の取組みについて発表・質疑応答する機会を設けている。発表者のプレゼンテーション能力の向上、部門間の相互理解に繋がっている。

上述の取組みに加えて成長する組織・職場活性化について話合い、組織における課題解 決や相互理解、職員自身の意識改革のきっかけとなる以下の機会を設けた。

# 5) FD·SD 推進委員会との共同研修の開催

FD・SD 推進委員会との共同開催にて、初年次教育改革に向けた問題意識の共有と組織力の強化を目的とし講演会を実施した。

# 6) ボトムアップ方式による中期計画の立案

令和元(2019)年度からの5か年に渡る第3次中期計画は、経営陣からのトップダウン方式ではなく、若手教職員で構成された策定委員会によるボトムアップ方式により立案された。大学運営について考える機会の創出と計画への関心を深め、教職員の大学運営への意識向上に努めている。

## 【4-3-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-3-1】 平成 30(2018)年度~令和元(2019)年度 SD 研修一覧
- 【資料 4-3-2】 令和 2(2020)年度 SD 研修計画書
- 【資料 4-3-3】 学校法人金井学園ホームページ(学内英語学習講座)
- 【資料 4-3-4】 資格等取得奨励制度 案内・要項
- 【資料 4-3-5】 ファミリーダイアログ(案内、計画、実施報告)
- 【資料 4-3-6】 第3次中期計画策定委員会の構成員一覧

## (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

第3次中期計画の策定においては多くの教職員が携わったため、大学の方針や事業展開についての共通認識が深まった。個人の能力向上だけでなく、教員と職員、また学部・学科間の相互理解をより深め、第3次中期計画の実現に資する研修を実施する。また、法人及び大学が教職員に求める人材像を定め、体系的な研修体制を構築する。

## 4-4 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
  - (1) 4-4の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

## (2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

# 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境のハード面での整備・維持については、「学校法人金井学園 施設設備管理規程」に基づき法人本部管財課が担当している。直近では平成27(2015)年度の3学部体制改組時に、新たに再編された学部使用の施設について学科教員の意向をくみ取り、適切に研究環境・実験実習環境の整備及び備品等の調達を行った。また、各施設にその施設や設備に精通した教員を管理責任者として委嘱し、日常の研究環境の維持管理に当たっている。

教員が教育研究活動に必要とする物品、装置の購入・管理については「学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程」「学校法人金井学園 固定資産及び物品管理規程」に基づき厳正に実施している。納品時に備品登録を行い、年に一回、備品検査を実施し、備品管理簿に基づく現物を教員・職員がともに確認し不正使用及び転売等を未然に防止している。

また、公的研究費を利用した物品購入や出張、謝金等の手続きを定め、それを「公的研究費ハンドブック」にまとめて各教員に配布している。例えば、物品を購入する場合「物品購入フローチャート」に基づいて処理するよう定めている。

本学では、これまで地域連携研究推進センター運営委員会を設けて、学内研究の活性化や外部研究費獲得に関する議論と活動を行ってきたが、令和 2(2020)年度より、地域連携研究推進センターが企業や自治体との共同研究の推進、競争的研究資金の公募情報の発信、学内での研究環境の整備を、新たに設置した研究委員会が公的研究費獲得、学内研究費の適切な使用方法などの施策や方針を策定していく。それらは全教員に伝達され実行される仕組みとなっている。

平成30(2018)年7月に大阪大学工学部及び大学院工学研究科との間における教育研究交流に関する協定を締結し、学部生、大学院生の相互受入れを行い、授業科目の単位互換、大学院生が実験設備等を利用しながら研究指導を受けることができる等、研究環境整備においても両大学の教育研究交流を進めている。また、平成31(2019)年2月には大阪大学レーザー科学研究所との間で「レーザー科学における教育・研究交流に関する協定」を締結した。

平成 31(2019)年 4 月には AI と IoT を活用した研究活動を通じて地域のサポート、人材

の育成、産官学連携の活性化等を目的とした「AI&IoT センター」を設立した。同センターでは、①ふくい PHOENIX プロジェクトの AI&IoT に関する展開、②地域の活性化と産業創造に関わる AI&IoT の支援、③AI&IoT のリカレント教育推進をミッションに掲げている。県内企業や自治体との連携を進めるため、設立初年度である令和元(2019)年度はシンポジウムや講演会を複数回実施した。この内、令和元(2019)年7月31日に開催した「福井工業大学 AI&IoT センター設立シンポジウム」及び令和2(2020)年2月12日にふくいオープンイノベーション推進機構との共催で開催した「イノベーション・リサーチ交流会」では、外部から多くの参加者があった。

特徴的な研究施設として「アイソトープ研究所」を設置している。昭和 53(1978)年 2月に設置許可がおり、同年 9 月 1 日に使用を開始した。コバルト 60 をはじめとする密封線源及びストロンチウム 90 などの非密封線源が使用できる施設である。非密封線源を使用できる施設を有する大学は少なく、これらを扱える人材あるいは適切に管理できる人材を育成しており、工学部原子力技術応用工学科が実施する学生実験や文部科学省補助事業:機関横断的な人材育成事業「世界に通用する原子力プロフェッション育成」の研修等で利用されている。また令和元(2019)年度に本研究所を管理運営する上で重要となる「アイソトープ研究所放射線障害予防規程」を大幅改定し、さらに安全に管理できる体制や安全文化を構築する取組みを行っている。

## 【4-4-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-1】 学校法人金井学園 施設設備管理規程
- 【資料 4-4-2】 学校法人金井学園 固定資産および物品調達規程
- 【資料 4-4-3】 学校法人金井学園 固定資産および物品管理規程
- 【資料 4-4-4】 公的研究費ハンドブック (2020 年度版)
- 【資料 4-4-5】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営規程
- 【資料 4-4-6】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営委員会規程
- 【資料 4-4-7】 福井工業大学要覧 2019 P7 (大阪大学との連携) 【資料 F-8】と同一
- 【資料 4-4-8】 福井工業大学 AI&IoT センター規程
- 【資料 4-4-9】 福井工業大学 AI&IoT センター設立シンポジウム開催の案内
- 【資料 4-4-10】福井工業大学ホームページ(AI&IoT センター設立シンポジウム)
- 【資料 4-4-11】福井工業大学地域連携研究推進センターイノベーション・リサーチ(IR) 交流会「AI/IoT で変わる医療、変わる社会」(案内)
- 【資料 4-4-12】福井工業大学ホームページ(イノベーション・リサーチ(IR)交流会)
- 【資料 4-4-13】福井工業大学 アイソトープ研究所規程

## 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「教育・研究不正行為等対応委員会」を設置し、教職員の教育・研究活動における倫理 観を高め、不正行為等の発生防止に努めている。この委員会では内外からの不正行為に関 する通報(告発)があった場合の学内手続きや、公的研究費の不正使用を未然に防ぐため の管理体制を整備している。これは文部科学省制定の「研究機関における公的研究費の管 理・監査ガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 に基づき整備している。

公的研究費の不正使用や研究活動における不正行為の防止策として、学内教員向けの「研究コンプライアンス研修会」を年1回開催しており、教員と博士後期課程の学生に受講を義務付けている。研修会に参加できない場合は、研修会を収録した DVD を視聴することをもって受講に替えている。平成30(2018)年度からは外部講師を招いて研修会を開催している。研修会後に理解度確認テストを行い、コンプライアンスの意識向上に取組んでいる。

また、本学教員の公的研究費の使用に関する規範や事務手続きについてまとめた「公的研究費ハンドブック」を作成し、教職員向けに学内ダウンロードページにて公開している。

研究活動の国際化に対応するため、平成 30(2018)年度に「安全保障輸出管理規程」を策定し、安全保障輸出管理の体制が整備され運用が開始された。同年 10 月には教員を対象とした安全保障輸出管理に関する説明会を実施した。安全保障輸出管理の日常的な業務は社会連携推進課が担当している。また、輸出管理委員会を年1回開催しており、この中で法令の改正、管理状況の報告等の情報共有や管理体制の見直し等を行っている。

#### 【4-4-② エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-14】福井工業大学 教員の教育・研究活動における倫理的基本指針

【資料 4-4-15】令和元(2019)年度研究コンプライアンス研修会の実施について(案内)

【資料 4-4-16】研究コンプライアンス研修 DVD の貸出について (案内)

【資料 4-4-17】研究コンプライアンス研修会 配布資料

【資料 4-4-18】福井工業大学 公的研究費等管理·監查規程

【資料 4-4-19】福井工業大学 教育·研究不正行為等対応委員会規程

【資料 4-4-20】福井工業大学 教育·研究不正行為等対応委員会規程細則

【資料 4-4-21】福井工業大学における人を対象とする研究倫理指針

【資料 4-4-22】福井工業大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-23】福井工業大学 安全保障輸出管理規程

【資料 4-4-24】福井工業大学 安全保障輸出管理規程細則

【資料 4-4-25】安全保障輸出管理に関する説明会の開催について

【資料 4-4-26】安全保障輸出管理に関する概要説明(説明会配布資料)

【資料 4-4-27】福井工業大学における安全保障輸出管理について(教授会説明資料)

## 4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内における研究の競争的資金として、「学内特別研究費」(以下「特研」という)と「若手研究者育成研究費」(以下「若手研」という)がある。特研は、(1)製品の商品化やそのための技術開発、(2)企業との共同研究創出、(3)地域(自治体や地元住民)との連携事業創出を目的とし、若手研は本学の将来を担う若手研究者の育成を目的としてそれぞれ設けられている。

特研の申請対象者は、本学の全教員とし、グループでの申請を原則とするが、個人申請も可能となっている。若手教員(准教授以下)にはベテラン教員とのグループ申請を推奨し、若手研究者の育成にも努めている。また、研究課題は、地域の課題を解決するために本学が設定した重点研究課題に沿った課題を主に募集している。令和 2(2020)年度の重点

研究課題は下記のとおりである。

- (A)次世代のための技術開発
- (B)地方創生のための技術開発
- (C)暮らしの安全安心のための技術開発
- (D)未来を変える技術開発
- (E)ふくい PHOENIX ハイパープロジェクトに関する技術開発
- (F)教育に関する技術開発

特研の種別は「実用可能性調査 (F/S)」(研究期間:1年間)とそこで成果が認められた後に申請できる「応用・実用化研究」(研究期間:最長3年間)の2種類を設けており、最大で4年間継続して研究できる仕組みとしている。そのため、その研究を中長期的に進めることができ、優れた成果が期待できる制度を確立している。令和元(2019)年度までは、地域連携研究推進センター運営委員会の委員による審査会を開催し、審査を実施していたが、令和2(2020)年度からは新たに設置した研究委員会が中心となり、他の学内研究費との関連も考慮した審査を行うこととしている。

若手研の申請対象者は50歳以下の専任教員としている。申請は個人のみとし、研究課題は自由としているが、研究成果を将来的に査読付き論文として投稿することを課しているため、個人研究の推進とともに研究業績をあげることに繋がっている。また、研究申請書は、科学研究費補助金(以下「科研費」という)の申請書の様式に準拠しており、研究委員会の下に設置された若手研究者育成研究費ワーキングで審査を行っている。なお、審査員は採択の可否に関わらず内容の添削を行い、将来、外部研究費を申請する際の参考になるようにしている。

科研費及びその他外部の競争的研究資金の獲得について、これまでは地域連携研究推進センターを中心に導入の拡大に向けた努力を重ねてきたが、令和2(2020)年度からは、新たに設置した研究委員会が推進していく。地域連携研究推進センター運営委員会は、企業や各団体からの共同研究、受託研究及び奨学寄付金などの受入れを推進していく。

科研費については学内教員向けの科研費公募要領等説明会を毎年9月に開催している。 平成30(2018)年度からは、この説明会に併せて外部講師による「科学研究費申請講演会」 を開催し、研究計画調書作成についての講習会を実施している。またベテラン教員が研究計画調書をレビューしアドバイスをおこなう「アドバイザー制度」や、前年度採択された研究課題の研究計画調書を自由に閲覧できる「計画調書閲覧制度」を設けている。さらに、令和元(2019)年度からの新しい試みとして「科学研究費を目指した研究支援」を実施している。これは「前年度科研費申請したものの不採択であった者のうち審査結果がAである者」又は「審査結果がBである者のうち所属学会活動における活動が活発である者」から9人を上限として選抜し、研究計画調書の添削を実施するものである。添削は業務委託した外部機関に依頼している。令和元(2019)年度の支援対象となった9人のうち2人が採択されている。支援終了後のアンケートでは、回答のあった7人中6人が「レビュー内容に満足している」との回答を得ている。

科研費を始めとする競争的研究資金への申請件数は平成29(2017)年度35件、平成30(2018)年度44件、令和元(2019)年度38件、令和2(2020)年度40件で推移しており、科研費新規採択件数及び新規採択率は平成29(2017)年度:3件/8.5%、平成30(2018)年度:7件

/15.9%、令和元(2019)年度:7件/18.4%、令和2(2020)年度:7件/17.5%(暫定値)である。

地域連携研究推進センターから全教員に対して、様々な競争的研究資金の公募内容をまとめてメールと掲示で情報を発信するなど、外部の研究資金獲得への様々な取組みを実施している。企業や他研究機関との共同研究や受託研究の実施についても、各種マッチングイベント、「北陸技術交流テクノフェア」等の地域での産業フェアへの出展、自治体や商工会議所等との協議などを通じて、外部からの研究費の受入れに努めている。

また、本学教員の研究内容、研究業績、経歴を記した教育研究業績情報を公開している。 さらに教員紹介冊子を毎年作成して、地元企業、自治体に配布するとともに、各種展示会 への参加を通して外部研究費の受入れに向け、本学教員の研究活動の広報を行っている。

## 【4-4-③ エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-28】福井工業大学 学内特別研究費規程

【資料 4-4-29】福井工業大学 共同研究取扱規程

【資料 4-4-30】福井工業大学 発明規程

【資料 4-4-31】令和 2(2020)年度 学内特別研究費の申請について(新規募集、F/S 調査)

【資料 4-4-32】 令和元(2019)年度 特別研究費 成果報告・審査会

【資料 4-4-33】令和 2(2020)年度 金井学園若手研究者育成研究費 要領

【資料 4-4-34】令和 2(2020)年度 科研費公募要領等説明会 配布資料

【資料 4-4-35】科研費獲得を目指した研究支援について

【資料 4-4-36】科学研究費獲得を目指した研究支援について(対象者への通知メール)

【資料 4-4-37】科学研究費採択状況推移

【資料 4-4-38】 学外研究受け入れ推移

【資料 4-4-39】令和元(2019)年度 教員紹介冊子

#### (3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究施設・設備は適切に整備している。今後も教員の研究活動に応じて施設・設備の整備を進めていく。令和 2(2020)年度より設置した研究委員会において研究施策や方針、公的研究費の獲得推進、学内研究費の制度設計と運用等の検討を行っていく。

研究倫理に関する規程等については整備している。今後は教職員のコンプライアンス意 識向上を図るため、教育・研究不正行為等対応委員会や輸出管理委員会等において研修会 等の内容充実を検討する。

研究活動への資源配分については、特研や若手研などの学内における研究の競争的資金を継続的に実施する。これにより若手教員の研究業績の向上を図り、外部研究費の獲得に繋げるサポートを実施していく。今後は展示会等を利用した学外への研究活動発信を活発に行うことで受託研究や共同研究数の増加を図っていく。

#### [基準4の自己評価]

大学の意思決定については、学長が招集する大学運営協議会が最高意思決定機関として機能し、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。副学長を置き、 重要な校務を学長の命を受けて、学長を補佐している。大学運営協議会及び各委員会に職

員が参画する体制を構築しており、教職協働による教学マメジメントが機能している。

各学部・学科の教育目的、専門課程に即した教育を行うために必要な専任教員を確保し、 適切に配置している。教員の採用、昇任についても、規程に則り適任であると認めた場合 に行っている。

FD 活動については、FD・SD 推進委員会が中心となり教員の職能開発のための様々な活動を組織的に実施している。また、教職員の資質・能力向上のために、法人本部経営企画課が主体となり SD 研修を計画的に行っている。

研究施設及び実験実習環境の整備、備品等の調達を適切に行っており、その施設や設備 に精通した教職員を管理責任者として委嘱して維持管理に当たっている。

研究不正行為防止策の一環として、学内教員向けの「研究活動におけるコンプライアンス教育」を開催しており、不正防止に関する意識向上に取組んでいる。また、「安全保障輸出管理規程」を策定し、安全保障輸出管理の体制整備と運用が実施されている。

科研費及びその他外部の競争的研究資金の獲得に向けた努力を重ね、科研費については 過去3か年(平成29年度~令和元年度)新規採択率が上昇している。

以上のことから、基準4を満たしていると判断する。

## 基準5 経営・管理と財務

- 5-1 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
  - (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

### (2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

基準1にて述べたとおり、学校法人は寄附行為にその目的として、「建学の精神」を具現化する人材を育成することである旨を定めている。私立学校としての自主性を保ちながら教育機関としての公共性を確保するための組織体制を整えるとともに諸規程を定めて、高等教育機関として社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行っている。

教育機関としての公共性に基づき、学校法人の基本情報、経営及び財務に関する情報、 設置する各学校に関する基本情報等を学校法人のホームページによって広く社会に公開している。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 22(2010)年文部科学省令第 15 号)に基づく教育研究活動等の状況についての情報の公表については、本学ホームページに「教育情報の公表」のページを作成のうえ、一元的な情報の提供に努めている。

また、財務情報の公表については、学校法人のホームページにおいて「財務報告」のページを作成し、事業報告書及び決算関係書類を掲載している。在学生・利害関係者から財産目録や監査報告等の財務情報の閲覧請求があった場合、法人本部経営企画部経営企画課

において対応できる体制を整えている。

## 【5-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人金井学園 寄附行為 【資料 F-1】と同一

【資料 5-1-2】 学校法人金井学園 倫理綱領

【資料 5-1-3】 学校法人金井学園 情報公開·開示規程

【資料 5-1-4】 学校法人金井学園ホームページ(財務情報)

## 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

教育機関としての普遍性を持続しながらも、変動する社会情勢の中で教育内容を時代に即して進化させている。このような教育・研究活動を支えるための財務基盤の強化を目的として、平成 21(2009)年に 5 年間の中期経営計画「Action Plan 60」を作成した。平成 26(2014)年には「Action Plan 60」の検証を踏まえ、第 2 次中期経営計画(平成 26(2014)年度~平成 30(2018)年度)を策定し、平成 29(2017)年 12 月には第 3 次中期計画策定委員会を編成して令和元(2019)年度から第 3 次中期計画(令和元(2019)年度~令和 5(2023)年度)を始動させている。

第3次中期計画に掲げた行動目標の確実な実施と、財務収支計画に基づいた予算編成により、更なる財務基盤の強化を図る。半期または通年の進捗検証を実施して、確実な計画の達成を目指している。

## 【5-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-5】 Action Plan 60 (第 1 次中期経営計画) 【資料 1-2-7】と同一

【資料 5-1-6】 Action Plan 60 検証結果

【資料 5-1-7】 第 2 次中期経営計画 【資料 1-2-8】と同一

【資料 5-1-8】 平成 30(2018)年度教育・研究活動報告書 【資料 1-2-9】と同一

【資料 5-1-9】 第 3 次中期計画 【資料 1-2-10】と同一

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学校法人の寄附行為、就業規則等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、 さらには労働関係法令等に則って適切に制定され、教職員はこれらの規程や法令を遵守し ている。また、近年、教育機関に対して厳しく求められているハラスメント、個人情報保 護、障害を理由とする差別の解消推進については、社会の要請に応え得るよう規程等を適 宜改正し、法令や規範を遵守した運営を行っている。

酷暑や大雪など環境の変化が著しいが、独自に電力使用を制限するなど環境に配慮した 運営を行っている。また例年クールビズ、ウォームビスを実施し、教職員の間では定着し ている。

危機管理については「学校法人金井学園 危機管理規則」、「福井工業大学 危機管理委員会規程」に従って組織体制が整備されている。なお、これらの組織体は、災害等が発生した場合も、法人本部と各学校が連携して機能する体制として整備しており、特に施設関連の対応は法人本部管財課が実務を担当している。

安全面への配慮については、「学校法人金井学園 安全管理規程」に基づいて「安全管理 実施細則」を設置校ごとに定め、学園内の安全管理が徹底される体制を整えている。平成 29(2017)年度からは毎年、学生・教職員の協力のもと避難訓練を実施している。平成 30(2018)年1月の大雪時には、安否確認メールを教職員に配信するなど緊急時における対 応を行っている。

ハラスメント問題や個人情報保護といった人権への配慮については、適切に規程を改正し対応している。ハラスメント問題については、「学校法人金井学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなども明確に定義し、教職員は、どのような行為がハラスメントに当たるかを認識している。判例を通しハラスメントへの理解を深める研修を行うなど、それら行為の防止に努めている。

## 【5-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-10】学校法人金井学園 職員就業規則

【資料 5-1-11】学校法人金井学園 職員服務規程

【資料 5-1-12】学校法人金井学園 公益通報に関する規程

【資料 5-1-13】学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 規程 【資料 2-2-20】と同一

【資料 5-1-14】学校法人金井学園 危機管理規則

【資料 5-1-15】福井工業大学 危機管理委員会規程

【資料 5-1-16】学校法人金井学園 安全管理規程

【資料 5-1-17】福井工業大学 安全管理実施細則

【資料 5-1-18】福井工業大学 危機対応マニュアル【資料 2-4-13】と同一

【資料 5-1-19】令和元(2019)年度 避難訓練計画

【資料 5-1-20】学校法人金井学園 ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-21】学校法人金井学園 個人情報保護規程

### (3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

第3次中期計画については、計画内容の学内ポータルサイトへの掲載に加え、冊子を作成して全教職員に配布した。さらに、全教職員を対象としたキックオフ会を実施し、周知を図った。今後も中期計画に全教職員が一丸となって取組めるよう各種機会を設けていく。また、計画における行動目標ごとに共通フォームを作成することにより検証する仕組みを導入した。検証結果を活用できる仕組みを構築して、本学に相応しい中期計画のPDCA体制を構築する。

近年、各地で発生する地震、日本国内における風水害、北陸地方における大雪など、いつ起こり得るかわからない災害に対し、食料品等の備蓄について検討を行っていく。

#### 5-2 理事会の機能

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

## (1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

## (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人では寄附行為に基づき議決機関として理事会を設置している。理事会は毎年度 4回定例的に開催される他、必要に応じて適宜招集のうえ開催される。

理事定数は10人で、寄附行為第12条における理事の選任条項は次のとおりである。

- 1) 福井工業大学学長及び福井工業大学附属福井高等学校校長
- 2) 評議員のうちから理事会において選任した者三人
- 3) 学識経験者のうち理事会において選任した者五人

現理事のうち3人が学外理事であり、税理士と弁護士、もう一人は元学校法人専務理事である。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立するが、理事会に付議される事項について、予め自己の意思を表示して議決権を委任した者は寄附行為第7条に基づき出席者とみなされる。令和元(2019)年度は7回開催した(出席率100%:4回、90%:3回)。

また、法人運営を円滑に行うために、常任理事会が置かれている。常任理事会規程に基づき、常勤の理事で構成され、理事会・評議員会開催月以外の月に開催されている。審議事項は次のとおりである。

- ① 理事会の包括的授権に基づいての法人の日常業務の決定
- ② 法人と法人が設置する大学及び附属高校・中学校との連携及び連絡調整に関する事項
- ③ 理事会及び評議員会の議案等に関する事項
- ④ その他理事長が特に必要と認める事項

理事会、常任理事会とも、審議内容に応じて担当管理職が陪席しており、本学の状況把握と情報収集が確実に行えるため、的確な判断をもって方策案の採否や合理的な意思決定がなされている。

#### 【5-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一

【資料 5-2-2】 学校法人金井学園 常任理事会規程

【資料 5-2-3】 理事会・評議員会 開催状況【資料 F-10】と同一

【資料 5-2-4】 理事会開催の案内

【資料 5-2-5】 理事会欠席時の意思表示書(様式)

## (3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

戦略的意思決定ができる組織体制が整備されており、会議開催の状況からも機動性は確保できていると言える。しかし、私立学校を取り巻く環境がより厳しさを増す状況下においては、これまで以上に迅速かつ戦略性をもった意思決定が要求されるため、令和 2(2020) 年 4 月施行の私立学校法の一部改正を遵守対応するよう進める。

- 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
  - (1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、理事会・常任理事会・評議員会をまとめ、法人に関する日常業務から重要案件まで、学園経営に関する全ての議決に関わる。学園全体の指針は毎年行う年賀式での年頭挨拶の中で伝えられる。また、大学、高校、中学校それぞれの機関で決定された事項や学園に関わる課題については、月1回開催される全教職員が一同に会する職員会議において経営方針と絡めて理事長が説明して周知を図っている。これに呼応して学園の各部署は必要と思われる施策について随時検討し実行する。

学長を教学部門の最高管理責任者として位置付けており、理事会が責任を有する経営との間の機能分担を明確にしている。その上で、学長は理事会の一員として学校法人の管理運営における意思決定に参画しており、経営側と教学側の橋渡し役を担っている。また、学長は常任理事として常任理事会にも参画しており、経営側と教学側の一層の連携を図っている。

大学の運営組織(各種委員会やセンター)においては教職協働体制を敷いており、教員と職員が一体となって事業を計画し実行している。各組織で検討された様々な事業は、大学運営協議会において学長に提案され、理事長をはじめとする役員へは理事会または常任理事会で提案される。また適時、教員または職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループ(学園プロジェクト等)が置かれ、理事長をはじめとする役員に対してプレゼンテーションを行い、認められた提案は実行される。なお、第3次中期計画については、若手教職員主体の策定委員会が設置され、ボトムアップ方式によって全体計画が策定された。

#### 【5-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】学校法人金井学園ホームページ(学校法人金井学園 組織図)

【資料 5-3-2】学園報 第 42 号【資料 2-3-10】と同一

【資料 5-3-3】学校法人金井学園ホームページ(職員会議・年賀式)【資料 1-2-4】と同一

【資料 5-3-4】学校法人金井学園 常任理事会規程【資料 5-2-2】と同一

【資料 5-3-5】学園プロジェクト概要・メンバー表

【資料 5-3-6】学園商品企画プロジェクト(FUT WATER)

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第6条、第13条に基づき、理事会において選出された候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長に任命された監事2人が理事会・評議員会に出席している。令和元(2019)年度は、理事会7回開催中1人が1回欠席、評議員会5回開催中1人が1回欠席

であった。

監事は、法人の業務、特に財産状況について理事会・評議員会にて意見を述べ、決算承認の理事会においては監査報告を必ず行っている。また、内部監査規程に従って業務監査を年3回実施しており、令和元(2019)年度は全て出席している。

寄附行為第4章に基づき、理事長の諮問機関として評議員会が置かれ、評議員は事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、収益事業に関する事項、その他法人に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べている。評議員定数は21人で、寄附行為第20条における選任条項は次のとおりである。

- (1)この法人の理事のうち第十二条第一項第一号及び第三号に定める者
- (2)この法人の職員のうちから理事会において選任された者七人
- (3)この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五才以上のもののうちから理事会において選任された者二人
- (4)この法人に関係のある学識経験者のうち理事会において選任された者五人

評議員会は毎年度4回定期的に招集、開催される他、必要に応じて適宜招集、開催される。令和元(2019)年度は5回開催し、100%が2回、95%が1回、86%が2回という出席状況であった。

## 【5-3-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-7】 理事会・評議員会 開催状況【資料 F-10】と同一

【資料 5-3-8】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一

【資料 5-3-9】 学校法人金井学園 内部監査規程

【資料 5-3-10】学校法人金井学園 内部監査実施細則

【資料 5-3-11】内部監査報告書

#### (3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

学校法人管理部門と教学部門とは明確に役割分担しながら意思の疎通と連携を適正に行っている。これまでも理事会は大学の意思を尊重しながら意思決定してきており、今後もより一層の連携強化を図る。

ボトムアップの手段として「学園プロジェクト」の有効性・重要性は高く位置づけされてきた。「学園プロジェクト」は若手教職員の横断的なチームによる理事長をはじめとした上層部への企画提案型活動で、学園レストランの改築など学園運営に教職員の声を反映してきた。過年度に活動してきた学園プロジェクトの内容及び効果の検証を行い、教職員の企画提案型プロジェクトが学校法人運営の活性化に繋がるよう改善を重ねながら実施していく。

#### 5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

## (1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

## (2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

各部門からの予算要求に対しては、第3次中期計画に沿う形で各年度の事業計画・収支 予算を策定している。

財務に関する会議及び理事会においては、常に中期計画期間中の事業活動収支の状態を 念頭に置いた審議が行われ、理事会の議決を経て各年度の予算として執行される。各年度 の事業計画を修正する場合には、あわせて関連する収支予算の修正も行っている。

財務に関する会議では、各事業及び取組みに対する予算の配分を示し、理事会・評議員会で審議される。中期計画の単年度実績の検証において、理事会・評議員会において学長または事務局長は各事業の実施状況の報告に加え、事業の進捗率、予算執行率を提示し、経営企画部長が各事業の決算報告を行っている。

学校法人において、建物耐震化等の大規模な支出を伴う事業計画については、耐震診断 状況をもとに立案し、必要性の高い建物順に行ってきた。今後も財務バランスを勘案して 時代に即した施設・設備の更新も視野に入れながら事業計画を策定していく。

## 【5-4-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】第 3 次中期計画 【資料 1-2-10】と同一

【資料 5-4-2】第 3 次中期財務計画

【資料 5-4-3】予算策定に関わる依頼文

## 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支のバランスを適切に保つために、第一に安定した学生生徒等納付金収入の確保が不可欠である。かつての学生生徒等納付金比率は50%台後半で推移していたが、近年は70%台に上昇している。資産運用環境は低迷しているが、入学者は安定的に確保しており、収入構成で学生生徒等納付金の依存度が高くなっている。

基本金組入前当年度収支差額は過去4年赤字決算であるが、積極的に教育研究活動事業を展開してきたこと、また近年の大規模な施設建設に伴う費用の増加によるものである。教育研究活動の積極的な取組みを維持し、教育研究経費に影響が及ばないようにしながら中期計画に基づき事業活動収支の均衡に取組み、安定した財務運営の確立及び収支バランスの確保に努めている。

教育研究活動外収入である資金運用については、「学校法人金井学園 資金運用規程」に従って適切な管理を行っている。資金運用環境の低迷の長期化により収益は伸び悩んでいるが、保守的な運用を心掛けている結果でもある。また、寄付金を増加させていくために募金規程を策定して、ホームページ等で寄付金の募集を積極的に行うことにより、着実に実績を上げてきている。

研究費等の外部資金については、研究委員会を中心に、科研費及びその他の競争的研究 資金の獲得に努めている。また、地域連携研究推進センターが窓口となって共同研究、 受託研究及び奨学寄付金などの受入れを推進している。

その他、外部補助金を申請し交付されている。文部科学省、原子力規制委員会原子力規制庁から、原子力設計・管理及び安全確保に適応できる人材の育成を目的とする補助金を令和元(2019)年度は合計約3,000万円の交付を受け、外部講師による専門的な講座の実施、原子力発電所及び関連する施設での研修の実施等に使用している。福井県が行う「県内大学の地域人材育成支援事業補助金」は、大学生の県内企業への就職が実現することで、高い技術力の確保及び県内定住などを目的とする補助金制度であり、令和元(2019)年度は約1,000万円の交付を受けている。主に留学生の学生募集、スポーツイベントのスタッフ育成事業、県内企業の就職の意識を高める企業説明会、海外インターンシップの実施に使用している。

## 【5-4-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-4】 学校法人金井学園 資金運用規程
- 【資料 5-4-5】 学校法人金井学園ホームページ(寄付金)
- 【資料 5-4-6】 福井工業大学ホームページ(研究、外部資金)
- 【資料 5-4-7】 学校法人金井学園 事業報告書(2019 年度)【資料 F-7】と同一
- 【資料 5-4-8】 原子力人材育成事業(文部科学省) R2 事業計画書
- 【資料 5-4-9】 原子力人材育成事業(文部科学省)R2 交付決定通知
- 【資料 5-4-10】原子力規制人材育成事業 R2 事業計画書
- 【資料 5-4-11】原子力規制人材育成事業 R2 交付決定通知
- 【資料 5-4-12】県内大学の地域人材育成支援事業補助金 R1 事業計画書
- 【資料 5-4-13】県内大学の地域人材育成支援事業補助金 R1 交付決定通知

## (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

第3次中期計画における財務計画で達成すべき最終年度収支の黒字化に向けて、安定した入学者の確保、外部資金の獲得、支出抑制等の着実な取り組みにより収支の改善に努めて、安定した財務基盤を確立していく。事業活動収支改善には支出削減が必須であるため、一つひとつの個別の事業計画をさらに精査するとともに、増加傾向にある費用における抜本的な改革の検討を行う。また、従来は低調であった寄付金募集について、教職員一人ひとりの意識向上を図るとともに、予算と連動した使途限定の寄付金募集等の体制を構築する。

## 5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
  - (1) 5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

- (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人金井学園 経理規程」「経理事務取扱要領」 に基づいて厳格かつ適正な処理を行っている。

学校法人における部門単位は、法人本部、福井工業大学・同大学院、附属高校、附属中学校であり、部門毎に会計処理がなされている。予算は各学校独自の事業計画に基づいて策定され、各部門単位に配分される。大学の教育研究に関わる事業計画及び予算案は、各学科及び事務局各課から出された案を事務局庶務課が取りまとめて作成する。その後、法人本部において学校法人全体の予算案を作成し、理事会に付議する。理事会の承認後、大学に配分された予算は事務局庶務課の管理下で執行される。なお、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間調整及び予算額の適正化を図っている。

会計担当部署の会計処理は、複数の担当者による二重チェックにより不正を未然に防ぐ 仕組みになっている。また、会計担当者は各種セミナーに参加し、知識の向上に努めると ともに必要に応じて税理士及び公認会計士の助言を得ている。

#### 【5-5-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 会計関連セミナーの案内 (SD 研修)

【資料 5-5-2】 学校法人金井学園 経理規程

【資料 5-5-3】 学校法人金井学園 経理事務取扱要領

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人は、公認会計士による会計監査、監事による監査並びに内部監査を実施している。

公認会計士による会計監査は、年間を通じて延べ 20 日前後のスケジュールで実施している。監査では、会計帳簿、帳簿伝票類等の書類の検証、会計処理方法の妥当性の検証を行っている。また、会計責任者及び担当者に直接面談の上で指導・助言が行われる。公認会計士は、決算書についての監査終了後、財務の現況及び会計処理の状況について監査報告書を作成し、監事会にてその内容を報告している。

監事による監査は、財務状況及び学校法人の業務執行状況等について行われる。監事は理事会に出席し、学校法人全体の業務等について意見を述べる。決算については会計帳簿等を監査し、必要に応じて会計責任者に概要についての聴取を行っている。決算が確定した後、監事は公認会計士の同席を得て監事会を開催し、理事長に対して決算の報告を行っている。

内部監査による監査では、獲得した科研費等の公的資金の資金使途や会計処理の適切性を検証している。

#### 【5-5-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-4】 会計監査実施実績

【資料 5-5-5】 学校法人金井学園 監事監査規程

【資料 5-5-6】 内部監査報告書【資料 5-3-11】と同一

【資料 5-5-7】 監事会 開催案内

## (3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

毎年度、全教職員を対象に決算報告及び財務状況について説明を行っているが、予算方針の根拠等を説明する機会を増やし、本学の財務状況について学内理解を深めることで予算の適正化、支出削減等に努めていく。

#### [基準5の自己評価]

私立学校としての自立性と教育機関としての公共性を維持するための組織体制や諸規定を適正に整備しており、使命・目的の実現に向けて関連法令を遵守して財務 5 か年計画を含む第 3 次中期計画に基づいた適切な経営に努めている。

法人の戦略的な意思決定については、寄附行為の定めに従って運営している理事会、理事会を補完する常任理事会の組織体制が適切に機能しており、大学の意思を尊重した判断がなされている。法人及び大学の管理運営において、法人は理事長、大学は学長がリーダーシップを発揮できる環境を構築しており、法人と大学の意思疎通や連携も円滑に行っている。また、学外理事の選任、監事や評議員会の役割と責任を明確にし、相互チェックの体制も適切に整備している。

平成 21(2009)年度以降、5年ごとに中期計画を策定して、各年度の事業計画・収支予算に基づいた財務運営を行っており、従来からの安定した財務バランスを維持している。教育研究活動の充実を目的とした環境整備を実施したことにより、安定した入学者を確保していることに対して厳しい単年度収支の推移となった。収支状況の改善とさらなる良好な財務基盤の確立を目的として、第3次中期計画の着実な取り組みを推進している。また、会計においても学校法人会計基準を遵守して適正な会計処理を行っており、会計監査についても三様監査を厳正に実施している。

以上のことから、基準5を満たしていると判断する。

#### 基準 6 内部質保証

- 6-1 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
  - (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

#### (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証に関する基本方針として「建学の精神に基づいて定められた本学の使命・目的の達成のため、全教職員が連携・協力して、教育研究活動その他大学の諸活動の自主的・自律的な点検・評価を行い、その評価結果を改善に繋げ、教育研究の質を継続的に向上させる」と掲げている。また、学則第1条に定めている使命・目的を達成するため、学則第1条の2に自己点検・評価を行うことを定めている。大学院においても同様に、大学院学則に使命・目的を達成するために自己点検・評価を行うことを定めている。

平成 28(2016)年度以降、自己評価委員会が年度初頭に全学科・全委員会に対して、現状

の課題の抽出とそれに基づく活動目標を設定した「委員会等活動計画・報告書」の提出を 求めている。年度末には年間活動の点検・評価及び次年度への課題・改善向上方策の提出 を求め、大学全体の自主的・自律的な改革・改善に繋げている。

平成 29(2017)年度から内部質保証の重要性に鑑み、これまでの自己点検・評価の体制を改めた。図 6-1-1 に示すように学長の責任のもと自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の3 委員会体制で連携・共同して恒常的な自己点検・評価を実施し、改善向上方策に従って全教職員が連携・協力して内部質保証のための改革・改善を行っている。それぞれの委員長は、大学運営協議会で決定され、構成委員は委員長が任命している。内部質保証に係る委員会の責任体制は以下のとおりである。

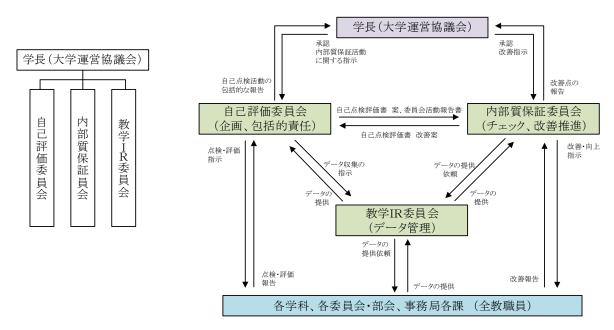


図 6-1-1 内部質保証の組織及び活動の流れ

### ○大学運営協議会

学長が議長となる大学の最高意思決定機関であり、内部質保証推進に責任を負う組織である。

## ○自己評価委員会(教員6人、職員6人)

大学運営協議会のもとに設置され、自己点検・評価活動を企画・立案、実施し、評価結果を取りまとめ、大学運営協議会に提出し、その承認を得て社会に公表する。

委員会規程に基づく主な役割は以下のとおりである。

- ・本学における自己点検・評価活動の企画・立案
- ・自己点検・評価活動の結果を集約・総括した自己点検評価書の作成及び社会への公表
- ・ステークホルダーからの意見聴取及び自己点検・評価活動への反映
- ・自己点検・評価活動の改善・向上計画の策定・推進および包括的責任

#### ○内部質保証委員会(教員 10 人、職員 4 人)

自己点検・評価結果を精査し、改善事項を学長に報告する。大学運営協議会において指摘内容を精査・審議した後、関係部局、委員会に改善を指示する。

委員会規程に基づく主な役割は以下のとおりである。

- ・本学における内部質保証に関する企画・立案
- ・内部質保証のための学部・学科・研究科及び大学全体の改善推進の PDCA サイクルの有効性の検証と改善
- ・IR(Institutional Research)などを活用した調査・データの収集及び分析
- ・自己点検・評価の検証に基づく改革・改善の推進

## ○教学 IR 委員会(教員 4 人、職員 7 人)

内部質保証推進に必要な大学の教育研究活動及びその他諸活動に関するデータの収集、 調査、分析を行い、大学運営協議会、自己評価委員会及び内部質保証員会に提供する。 委員会規程に基づく主な役割は以下のとおりである。

- ・大学の諸活動に関する情報の収集、調査、分析
- ・大学の諸活動の実施状況と事後効果の分析
- ・教育情報の公表、大学ポートレート等の対外的な情報の管理運営
- ・認証評価を含む外部評価のためのデータの収集
- ・求められた各種データの提供
- 蓄積したデータの管理
- ・その他、各種調査分析にかかわる業務

上述の3委員会は定期的に連絡会議を行い、内部質保証活動に対する意見交換を行うと ともに、各委員会の活動内容、役割分担について協議を行っている。

以上述べたように、自己評価委員会からの自己点検評価書及び内部質保証委員会からの 改革・改善点の報告を受けて、学長あるいは大学運営協議会が改革・改善の承認及び指示 する体制を構築することで内部質保証活動が行われている。

#### 【6-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 内部質保証に関する方針

【資料 6-1-2】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同一

【資料 6-1-3】 福井工業大学大学院学則【資料 F-3-2】と同一

【資料 6-1-4】 福井工業大学 自己評価委員会規程

【資料 6-1-5】 福井工業大学 内部質保証委員会規程

【資料 6-1-6】 福井工業大学 教学 IR 委員会規程

【資料 6-1-7】 福井工業大学 大学運営協議会規程【資料 1-2-1】と同一

【資料 6-1-8】 令和元(2019)年度 委員会等活動計画·報告書

【資料 6-1-9】 3 委員会連絡会議議事録(令和元~2 年度)

#### (3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証活動を担う3委員会においては、各委員会の規程に基づき活動し、加えて合

同委員会を行うなど連携し、内部質保証の体制を整備している。今後は、自己点検評価書の精度の向上、各種データをより内部質保証活動に活かすため、一層の連携が図られるよう改善を継続する。

また、ステークホルダーからの意見聴取など内部質保証活動は、年々その内容の充実が図られている。そうした結果を適時、意思決定に反映させるため、内部質保証体制の再構築についても検討する。

#### 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
  - (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

## (2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証活動は上述したように学長の責任のもと 3 委員会体制で連携・共同して実施している。毎年行っている学科・委員会・部会の自己点検・評価及び定期的に実施する認証評価の基準に基づく自己点検・評価について以下に記述する。

- 1) 学科・委員会・部会の自己点検・評価
- ①自己評価委員会は、年度初頭に全学科・委員会・部会に対して、委員会等活動計画・報告書の中で、現状の課題とそれに基づく活動目標の作成を依頼する。
- ②自己評価委員会は、年度末、活動結果を踏まえた今年度の評価と次年度に向けた改善・向上方策を記載した委員会等活動計画・報告書の提出を依頼する。
- ③内部質保証委員会は、自己評価委員会がとりまとめた前年度の委員会等活動計画・報告書と本年度の活動目標を精査し、学科及び委員会活動の改革・改善点をまとめる。
- ④内部質保証委員会は、学科・委員会・部会の活動の改革・改善点のまとめを学長及び大 学運営協議会に報告する。
- ⑤学長及び大学運営協議会は、学科・委員会・部会の活動の問題点を把握し、改革・改善の指示を行う。また、組織の変更が必要な場合には検討を行う。
- ⑥内部質保証委員会は、学長の承認及び大学運営協議会からの改善指示のもと、各学科及 び各委員会へ改革・改善の指示を行う。重要な改善事項については学科・委員会・部会 からの回答を要求する。
- ⑦学科・委員会・部会は改善要求に従い、改革・改善を遂行する。

#### 2) 認証評価機関の基準に基づく自己点検・評価

これまで本学で自己点検・評価活動として取りまとめてきた 8 回(2000 年、2002 年、2007 年、2011 年、2014 年、2017 年、2018 年、2019 年)の自己点検評価書においては、収集データに基づいた客観性・透明性を重視してきた。自己点検・評価活動開始以来、一

貫してデータに基づく自己点検・評価活動、改善推進を自主的に行ってきており、その結果はホームページで公表している。

- ①自己評価委員会は、過去に実施されている認証評価の基準に則り、各基準の内容と関連 する委員会、事務局各課に自己点検の実施及び自己点検評価書の作成を依頼する。
- ②自己評価委員会は各委員会、事務局各課が作成した自己点検評価書をとりまとめ、内部 質保証委員会に自己点検評価書の修正・コメントを依頼する。
- ③内部質保証委員会は、自己点検評価書の精査を行い、修正コメント集を作成して自己評価委員会に回答する。また、内部質保証委員会は自己点検評価書の査読を通じて内部質保証上の問題点を把握し、改善向上策が示されていない場合には改善向上策を要求する。また、エビデンスが明らかでない場合には、教学 IR 委員会を通じてデータ収集の要求をする。
- ④自己点検評価書に問題点がある場合には、3 委員会による合同委員会を開催して問題点を共有する。
- ⑤自己評価委員会は、内部質保証委員会からの修正コメント集に従い自己点検評価書の修正、加筆を執筆者に依頼し、最終的な自己点検評価書を完成させる。
- ⑥自己評価委員会の委員長は、自己点検評価書及び内部質保証活動全般について学長ある いは大学運営協議会へ報告するとともにホームページに公表する。
- ⑦学長あるいは大学運営協議会は、自己点検評価書を受けて問題点を把握し、改善・改革 の指示を行う。
- ⑧各委員会、事務局各課及び全教職員は改善向上策に従い連携・協力して改善を実施する。

また、自己評価委員会は、平成 29(2017)年度から学内外のステークホルダーから三つのポリシーに基づく意見聴取の機会を設けている。具体的には、毎年開催される後援会地区懇談会において、出席した保護者・同窓生へ本学の教育体制・支援の説明を行ったうえで、意見等を聴取している。得られた情報は、個人面談記録票等を学内回覧するなどして共有している。他にも在学生(留学生含む)、地方自治体、企業の人事担当者、連携協定を結ぶ高校等との意見交換の場を持ち、本学の教育研究及び支援活動に対する意見等を聴取している。

### 【6-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 自己点検・評価報告書 新しい時代に向けて(表紙)

【資料 6-2-2】 評価向上中間報告書 新しい時代に生きる (表紙)

【資料 6-2-3】 福井工業大学ホームページ(自己点検・評価)

【資料 6-2-4】 令和元(2019)年度 委員会等活動計画・報告書 【資料 6-1-8】と同一

【資料 6-2-5】 内部質保証委員会コメント(委員会等活動計画・報告書)

【資料 6-2-6】 内部質保証委員会コメント(自己点検評価書)

【資料 6-2-7】 令和元(2019)年度 地区懇談会資料 【資料 2-2-36】と同一

【資料 6-2-8】 令和元(2019)年度 ステークホルダーとの懇談会一覧 【資料 2-6-1】と同

87

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR 活動の発展と充実を図るため、平成 27(2015)年に教学 IR 委員会を発足させ、「教学 IR 委員会規程」に基づき各種データの収集と分析、学生に実施している各種アンケート結果の管理及び公開を行っている。また、各部署のデータを蓄積する体制を構築するとともに、学内ポータルサイト(教職員用)内に教学 IR ページを開設し、各種データ、支援施設の利用状況、アンケートの集計結果等を提供している。認証評価機関である日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集(データ編)を毎年作成しており、それらのデータを平成 29(2017)年度以降、自己点検評価書の作成において提供するなど、自己点検・評価が滞りなく実施されるよう各委員会の活動をサポートしている。平成 29(2017)年度には大学事務局・庶務課に IR を担当する職員を配置し、求めに応じて随時データ等を収集・分析できる体制を整え、各種データの提供を行っている。

令和元(2019)年度には、ホームページに「教学 IR 情報」のページを新設した。IR 担当 が分析したデータを掲載し、学内外に公表している。

#### 【6-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-9】 福井工業大学 教学 IR 委員会規程 【資料 6-1-6】と同一

【資料 6-2-10】学内ポータルサイト(教学 IR 情報)※教職員用

【資料 6-2-11】福井工業大学ホームページ(教学 IR 情報)

#### (3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための自己点検・評価は、自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の3委員会構成で行い、一貫してデータに基づく自己点検・評価活動、改善推進を自主的・自律的に行っている。今後も継続的に行い、その結果をホームページに公表することで、改善すべき問題点を全教職員で共有していく。

学内の様々なデータについて、教学 IR 委員会及び IR 担当への集約は一部に留まっている。今後は、それら全体を集約し自己点検・評価を効率的に行うため、事務局各課と連携して管理方法を改善する。また、それらのデータより分析された結果の一部はホームページ等を通じて学内外への公表を進めており、今後その内容をより一層充実させていく。

## 6-3 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
  - (1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

- (2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

本学では、「建学の精神」、教育方針及び教育目標を踏まえ三つのポリシーが策定され、

それらを踏まえた教育課程の体系的編成及び学修成果の点検・評価方法を確立している。 本学の内部質保証は、この教育研究体制を担っている全学科・委員会・部会が作成した活動計画・報告書及び自己点検評価書を起点として行われている。学長の責任のもと上述した自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の3 委員会が有機的に連携し、大学運営協議会は意思決定機関として点検・評価結果に対する改善・向上指示を行うことで内部質保証が行われる。

この内部質保証体制と点検・評価サイクルを実質化するために、自己評価委員会は、平成 28(2016)年度以降、各学科、委員会及び部会に対して活動計画書・報告書の作成を求めている。また、内部質保証委員会は、学科活動及び委員会活動について改善意見・コメントをまとめており、学長の承認のもと早急に検討すべき事項など各学科及び委員会へ改善を要求できる体制を整えている。それらにより、教育研究及び大学運営の質の水準を保つとともに毎年確実な改善が図られている。

また、平成 29(2017)年度より自己評価委員会は、様々なステークホルダーと意見交換の機会を設けるなど、自己点検・評価の手法についても改善が図られている。

認証評価をはじめとした外部評価や各種調査で指摘された事項については、内部質保証 委員会が中心となって各実施部局に対し進言するなど、改善推進を行ってきている。その 一例として下記が挙げられる。

- ・避難訓練の実施については、内部質保証委員会から法人本部管財課に進言し、福井市中 消防署の協力のもと平成 29(2017)年に大規模な避難訓練を実施した。以降、毎年避難訓 練を行っている。
- ・設置計画履行状況等調査において指摘を受けたスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 の教員の年齢が高いことについては、法人本部と連携し、若手教員の採用に努め改善を 進めている。

中長期的な視点での内部質保証として、第3次中期計画において9つの戦略分野を定めており、うち1つに「質保証と情報公開」を設定することで、中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されている。

以上のように、自己点検・評価、外部評価・調査の結果を踏まえて大学全体の PDCA サイクルが回されており、本学の内部質保証の仕組みは有効に機能している。

## 【6-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 令和元(2019)年度 委員会等活動計画・報告書【資料 6-1-8】と同一

【資料 6-3-2】 内部質保証委員会コメント(委員会等活動計画・報告書)【資料 6-2-6】と 同一

【資料 6-3-3】 学園報 第 42 号 P30 (内部質保証委員会の活動について) 【資料 2-3-10】 と同一

【資料 6-3-4】 福井工業大学ホームページ(避難訓練実施)

【資料 6-3-5】 第 3 次中期計画(戦略分野「質保証と情報公開」)【資料 1-2-10】と同一

## (3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

3 委員会を中心とした自己点検・評価及び大学運営の改善・向上を図る仕組みは機能し

ているので、今後も自己点検・評価体制の PDCA サイクルをより確実なものとしていく。 教育研究、社会貢献活動など様々な活動を第三者から定期的に評価される機会を設ける ために外部評価委員会の設立を進める。その助言・提言により、学内組織のさらなる活性化 を図っていく。

#### [基準6の自己評価]

学長の責任のもと自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の3 委員会の連携体制で、自己点検・評価を行っている。その結果、全教職員が連携・協力して内部質保証に繋がる PDCA サイクル機能が充分に果たされている。平成28(2016)年度以降、毎年、委員会等活動計画・報告書を作成しており、改善すべき事項を明らかにし、三つのポリシーを起点とした内部質保証の仕組みが機能している。また、定期的に自己点検評価書が取りまとめられ、その結果をホームページに公表している。

平成 29(2017)年度からは自己評価委員会よりステークホルダーとの懇談会が行われるなど、より充実した自己点検・評価が行われるよう改善が図られている。

教学 IR 委員会、大学事務局・庶務課によって IR 及び分析が行われており、その結果が自己点検・評価に生かされている。

自己点検・評価に加えて外部調査による指摘にも対応できており、本学における内部質 保証は各委員会がその役割を充分に果たしていると判断される。

以上のことから、基準6を満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

#### 基準 A. 地域貢献·地域連携推進活動

- A-1 大学が持つ知的資産および物的資源の地域社会への提供
- A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供
- A-1-② 企業、自治体等との連携・協力
- A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

#### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

#### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

本学は、学則第1条に「高い教養と工学に関する高度な専門知識・技術を身に付けた人材を養成することを使命とし、教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする」と定めて、長年にわたって地域社会と連携し種々の社会貢献活動を行ってきた。地域連携研究推進センターと事務局社会連携推進課が業務を担当し、定期的に開催される地域連携研究推進センター運営委員会内で本学の社会貢献活動や地域連携活動についての内容が検討されている。それを基に、大学の意思決定機関が全学的な地域貢献・地域連携活動の方針や方策を定めている。

#### 1) 未来塾講演会

平成 15(2003)年より「世界と日本の未来を考えよう」を主題に、各界の著名な講師を迎え一般市民に対するオープンカレッジとして「未来塾講演会」を開催している。令和元 (2019)年度は山田五郎氏(編集者・評論家)を講師に迎え「住んでる人が幸せになるまちづくりを!~量より質の観光振興~」をテーマに開催し、多くの方が聴講に訪れた。

#### 2) 未来塾 福井工業大学公開講座

本学における市民開放講座を「未来塾」の名称で統一し、本学の社会貢献活動のブランド化を図っている。3 学部8 学科と基盤教育機構が持ち回りでテーマを企画し、講師として本学教員だけでなく学外の有識者を招き、それぞれの専門分野の最新のトピックスや社会的に関心の高いテーマについて一般市民にわかりやすい講演と討論を行うことによって、本学の学術研究の成果を内外に広く紹介している。地域連携研究推進センター運営委員会及び社会連携推進課の職員が担当する学科と協働で運営に当たっている。令和元(2019)年度は、前期にデザイン学科、後期に経営情報学科が企画を担当した。デザイン学科は「福井の公共空間をデザインする 一新幹線が来る前にみんなでまちづくりを考えよう一」をテーマとして開催し162人の参加があった。経営情報学科は「地方創生福井からの挑戦ー福井をうごかす 日本をうごかす一」をテーマとして開催し407人の参加があった。

#### 3) 未来塾 FUT 公開講座

平成 27(2015)年度、「市民ふれあい教室」から「未来塾 FUT 公開講座」に改称し、小・中・高校生を含めて、広く一般市民を対象とする講座として開催している。総参加者数は平成 30(2018)年度は 53 講座を開催し 435 人、令和元(2019)年度は 16 講座を開催し 763人であった。

#### 4) 科学実験キャラバン、出前講義・出前実験等

平成 19(2007)年度から、本学教職員や学生が地域各地に出向き、幼児から高校生までを対象に科学やものづくりに興味を持ってもらい「学ぶ楽しさ、喜び」を発見してもらうことを目的に、講義や実験教室を開催している。幼児から小学生に向けては「科学実験キャラバン」を実施し、教職員や学生ボランティアで構成した組織で理科実験のおもしろさを伝える活動を行っている。令和元(2019)年度においては 35 件の科学実験キャラバンを実施した。

中高生以上の年代に向けては「出前講義・出前実験」を実施しており、中高の授業の発展した内容から最先端の科学まで多岐にわたる内容を教員が教授する活動を行っている。

## 【A-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同一

【資料 A-1-2】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営規程【資料 4-4-5】と同一

【資料 A-1-3】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営委員会規程【資料 4-4-6】 と同一

【資料 A-1-4】 福井工業大学要覧 2019 P39~41 (社会貢献) 【資料 F-8】と同一

【資料 A-1-5】 未来塾講演会 (チラシ)

【資料 A-1-6】 福井工業大学ホームページ(未来塾講演会 実施記事)

【資料 A-1-7】 福井工業大学公開講座「福井の公共空間をデザインする -新幹線が来る前にみんなでまちづくりを考えよう-」(チラシ)

【資料 A-1-8】 福井工業大学ホームページ (未来塾公開講座 実施記事①)

【資料 A-1-9】 福井工業大学公開講座「地方創生 福井からの挑戦 ー福井をうごかす 日本を動かすー」(チラシ)

【資料 A-1-10】福井工業大学ホームページ(未来塾公開講座 実施記事②)

【資料 A-1-11】 令和元(2019)年度 未来塾 FUT 公開講座(リーフレット)

【資料 A-1-12】科学実験キャラバン(リーフレット)

【資料 A-1-13】出前講義・出前実験(リーフレット)

## A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

本学における企業、自治体及び各種団体との連携の窓口として地域連携研究推進センターを設置し、その運営は地域連携研究推進センター運営委員会が担当しており、社会連携推進課と協働して教職員への周知、協力依頼を行っている。

## 1) 企業との連携・協力関係

地域連携研究推進センターの具体的な活動は、共同研究、受託研究、試験研究、奨学寄付金の受入れ、「北陸技術交流テクノフェア」や「Matching HUB Kanazawa 2019」等、福井県内や北陸地区で開催される展示会への出展、教員の研究シーズの公表などである。さらに、技術相談を無料で受付けており、県内企業や地方自治体などからの相談に随時対応している。本学あるいは学校法人はこれまでに表 A-1-1 に示す企業・団体 6 社と産学連携、包括的連携協力に関する協定を締結している。

名称	締結先	締結年月
産学連携の協力推進に係る協定	株式会社福井銀行	平成 17(2005)年 11 月
包括的連携協力に関する協定	サカイオーベックス株式会社	平成 18(2006)年 3 月
包括連携協力に関する協定	株式会社アイビックス	平成 18(2006)年 4 月
連携協定に関する協定	独立行政法人 日本原子力研 究開発機構	平成 19(2007)年 3 月
包括的連携・協力に関する協定	株式会社福邦銀行	平成 19(2007)年 11 月
スポーツ振興および健康増進に関する連携協定※	大塚製薬株式会社	平成 30(2018)年 3 月

表 A-1-1 企業との連携一覧

#### ※学校法人金井学園との協定

また、令和元(2019)年度から企業側からのニーズに対応して独自のリカレント教育にも 取組んでいる。(株)フォーラムエンジニアリングと連携し、北陸地域の企業に勤める新卒、 中堅エンジニアを対象にエンジニア育成教育を展開している。本学が開講する講義から企 業に内容を選んでもらうオンデマンド形式で開講し、取組み初年度である令和元(2019)年

度は、石川県小松市にあるジェイ・バス(株)の入社  $2\sim5$  年目の若手社員 4 人が受講した。

2) 自治体・団体等との連携・協力関係

協定を締結している自治体等との主な協定内容及び取組みについて以下に示す。 (鯖江市)

平成 21(2009)年、鯖江市と鯖江商工会議所と本学は、福井県では初となる大学、行政、 産業界の三者による「相互の発展を目的として、産業、学術、文化、教育などの分野にお ける相互協力を推進する」ことを目的として相互連携協定を締結した。

協定に基づき、上記 6 項目に関係する鯖江市の委員会への委員の派遣、企業との共同研究・委託研究・技術相談等の受入れ、セミナー・ワークショップ等への講師派遣を行っている。令和元(2019)年 8 月には鯖江商工会議所との共同企画で事業所見学会を実施し、学生 13 人が 2 社を訪問した。平成 31(2019)年 2 月に、鯖江市内の企業の方々を招いて意見交換会や研究室紹介などの交流会を開催した。令和元(2019)年度も同様に本学を会場とした交流会を 11 月に開催した。交流会では大学間連携協定を締結している東京都市大学 総合研究所所長 野中謙一郎氏の特別講演「東京都市大学の産学連携事業の取り組み」と研究室見学会を実施した。鯖江市内の企業及び市役所等から 72 人、本学教員 42 人の参加があった。

#### (若狭町)

若狭町より同町内にある休校予定の岬小学校の校舎再利用方法の検討依頼と相互の連携を図って将来的な発展を目指す連携協定の依頼があった。

平成 29(2017)年 9 月、産業、観光、学術、文化、教育などの幅広い分野における相互連携を推進するため、同町と学校法人金井学園との相互連携協定を締結するとともに、両者と旧岬小学校のある同町西浦地域づくり協議会を加えた三者にて西浦地区交流促進協定を締結した。

平成 30(2018)年 4 月、旧岬小学校は若狭町みさき漁村体験施設(愛称:みさきち)として改修され、本学がその運営を担っている。同年 11 月には地元地区との共同で第一回「みさき祭」を開催し、多くの本学学生が賑わいに一役買った。令和元(2019)年度も 11 月にみさき祭を開催した他、県内外のスポーツ少年団や児童クラブ等一般団体による合宿利用が多くみられた。今後も学生も含めた地域の交流人口拡大の拠点として運営し、地域とともに活動を継続する。

その他にも若狭町地元住民の実施するイベント「若フェス」(令和元(2019)年9月15日 開催)への学生ボランティアの参加など、地域住民との交流も進めている。

#### (大野市)

平成 28(2016)年度に文部科学省より私立大学研究ブランディング推進事業「ふくい PHOENIX プロジェクト」に採択された。宇宙を題材にした地域イメージの形成を図る観光文化研究軸グループの活動等が組込まれており、日本一の星空に選ばれたことがある六呂師地区においての活動を推進するべく同市に協力を依頼した。

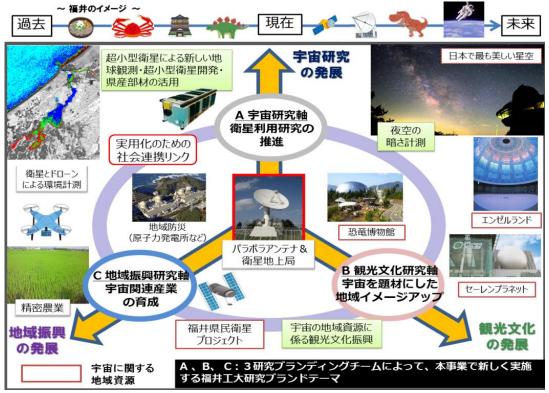
この星空の活用を契機に、福井工業大学と産業、学術、文化、教育、環境などの各分野で相互に協力する大野市と福井工業大学との相互連携協定を平成30(2018)年4月に締結し

た。協働で星空観光の企画を展開するとともに、平成 31(2019)年 3 月には同市にて星空シンポジウムのイベントを開催した。各協定項目に沿って大学が有する高度な知的資産や人材等を施策形成に生かし、地域の活性化に繋げている。

#### (独立行政法人日本原子力研究開発機構)

「原子力」に関する教育、研究を充実させるために、平成 19(2007)年に独立行政法人日本原子力研究開発機構と連携協力協定を締結した。この協定に基づいて、日本原子力研究開発機構原子力研修センターと原子力技術応用工学科が連携協力に関する覚書を取り交わしている。高速増殖炉「もんじゅ」、原子炉廃止措置研究開発センター、原子力緊急時支援・研修センターの見学、バルブ・ポンプの保守、計測制御、放射線計測、シミュレータ、ナトリウム管理の講義・実習などの研修を実施しており、令和元(2019)年 9 月には原子力技術応用工学科の学生 5 人が参加している。

3) 文部科学省私立大学ブランディング事業による地域と協働するプロジェクトの推進本事業は、平成 28(2016)年度に採択され、「宇宙」事業推進のために地域と協働する"ふくい PHOENIX プロジェクト"として推進している。「宇宙」を基盤とする産業の育成や観光・文化の振興に繋げる計画となっており、令和元(2019)年度をもってプロジェクト期間が終了した。図 A-1-1 にイメージ図を示す。本学がこれまでに培ってきた「衛星情報活用研究」と大学の特徴である「地域貢献」活動を、本プロジェクトを通して 3 つの研究軸と広報チームに分け活動してきた。今後は「ふくい PHOENIX ハイパープロジェクト」へと改称し、プロジェクトを発展・展開していく。



A-1-1 "ふくい PHOENIX プロジェクト"のイメージ図

## 【A-1-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-14】自治体、企業、団体等との連携協定書
- 【資料 A-1-15】令和元(2019)年度地域連携事業としての各フェア出展等一覧
- 【資料 A-1-16】 リカレント教育スケジュール一覧
- 【資料 A-1-17】福井工業大学ホームページ(リカレント教育)
- 【資料 A-1-18】 リカレント教育 実施記事(2019 年 11 月 24 日北國新聞)【資料 1-1-14】 と同一
- 【資料 A-1-19】 令和元(2019)年度業界研究セミナーについて
- 【資料 A-1-20】福井工業大学ホームページ(鯖江市企業見学会)
- 【資料 A-1-21】鯖江商工会議所と鯖江市と福井工業大学との相互連携協議会
- 【資料 A-1-22】「鯖江市企業と福井工業大学との交流会」について
- 【資料 A-1-23】福井工業大学ホームページ(鯖江市企業と福井工業大学との交流会)
- 【資料 A-1-24】福井工業大学ホームページ(若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」オープン記念式典)
- 【資料 A-1-25】若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」(チラシ)
- 【資料 A-1-26】福井工業大学ホームページ (第2回みさき祭 実施記事)
- 【資料 A-1-27】 若フェス (チラシ)
- 【資料 A-1-28】福井工業大学ホームページ(若フェス 実施記事)
- 【資料 A-1-29】福井工業大学ホームページ(星空シンポジウム「大野の星空から夢を描こう!」)
- 【資料 A-1-30】国立研究開発法人日本原子力研究開発機構への学生実習生受け入れに関する資料
- 【資料 A-1-31】『宇宙』事業推進のために地域と協働する "ふくい PHOENIX プロジェクト" 平成 30 年度成果報告書
- 【資料 A-1-32】『宇宙』事業推進のために地域と協働する "ふくい PHOENIX プロジェクト"シンポジウム (チラシ)
- 【資料 A-1-33】福井工業大学ホームページ ("ふくい PHOENIX プロジェクト"シンポジウム)
- 【資料 A-1-34】Soracara vol.01(リーフレット)
- 【資料 A-1-35】Soracara vol.02(リーフレット)

## A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

1) 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)

本学は、平成 27(2015)年度からスタートした文部科学省補助金事業「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する 5 大学連携事業」に参加した。当時の県内すべての 4 年制大学(福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学、敦賀市立看護大学)が参加する地方創生事業であり、その一環として地域志向科目を学内での通常授業として、また大学間共通科目を福井駅前 AOSSA 内の大学連携センター(F スクエア)にて開講してきた。さらに本事業の特色人材育成部会において、本学は原子力技術、ふくいブランド創出、まちづくりなどの分野の活動に積極的に参加し、大学の強みを活かした人材育成活動に取

組んだ。平成 29(2017)年度には、①12 単位以上の地域志向科目の修得、②インターンシップなどによる福井県内企業の理解、③各大学における学習意欲の評価等に基づいて、本学から 5 人の学生が「ふくい地域創生士」として認定された。さらに平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度には、それぞれ 2 人の学生が「ふくい地域創生士」として認定された。

#### 2) 高等学校との連携

高校生の大学への理解や将来の進路選択に向けた一助になることを目指して高大連携に積極的に取組んでいる。本学の理念に共感し、賛同する県外高校3校と表 A-1-2 のとおり協定を結び、教育内容の充実や学生、生徒の質の向上を図るための交流活動を行っている。

表 A-1-2 本学が教育連携に関する協定を締結している高等学校

高校名	協定締結年月
京都府 私立 洛陽総合高等学校	平成 24(2012)年 4 月
大阪府立 淀川工科高等学校	平成 26(2014)年 3 月
京都府立 田辺高等学校	平成 30(2018)年 1 月

協定内容は以下のとおりである。

- ①短期集中講座、出前講義、出前実験
- ②入試における指定校推薦枠の提供
- ③来学しての講義、施設等の視察
- ④教育についての情報交換及び交流
- ⑤高等学校進路指導及び大学入学者選抜の改善に関する研究及び協議等令和元(2019)年度における活動内容は表 A-1-3 に示すとおりである。

#### 表 A-1-3 令和元(2019)年度 協定校との連携事業実績

## ○洛陽総合高等学校(京都府)

1/12 H 1/4 4 4 1 10 (03 H 1// 14)			
事業内容	実施日	対象	参加数(人)
来学 (模擬授業)	7月29日~31日	2 年生	32
進路ガイダンス	10月8日	1年生	10
出前実験	10月11日(文化祭)	全学年	30
出前講義	1月27日	1年生	10
大学説明会	2月3日	2年生	10

## ○淀川工科高等学校(大阪府)

事業内容	実施日	対象	参加数(人)
出前講義	9月9日	2 年生	40

## ○田辺高等学校(京都府)

事業内容	実施日	対象	参加数(人)
来学(模擬授業)	6月16日	2年生	40

来学 (ロボット競技会参加)	7月21日	教員 1・2 年生	1 9
出前講義	8月20日	2年生	40
大学説明会	10月9日	2年生	10
連絡協議会 ・本学への意見等聴取 ・次年度連携事業の確認	2月19日	教員	2

### 【A-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-36】ふくい COC+事業報告書 平成 29 年度(後期)~令和元年度 【資料 A-1-37】高等学校との連携協定書

## (3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地域連携活動に注力しており、多岐にわたる幅広い内容を展開している。大学としての 費用対効果は短期的には見えにくいが、地域課題解決へのプロセスを教育・研究の深化に 連動させることは、地域に立脚する本学の存在意義を高めるために不可欠であり、今後も 教職協働体制で臨みながら積極的な提案を地域に対して行っていく。活動の方向性が自己 中心的にならないように、現在、周辺自治体に対するアンケートや聞き取り調査を実施中 であり、現場のニーズを反映した事業の展開に努めていく。

## [基準 A の自己評価]

地域貢献、地域連携に関しては、地域連携研究推進センター及び大学事務局社会連携推 進課を窓口とした学内の体制と規程を整備し、教職協働体制で組織的に取組んでいる。

未来塾や公開講座、科学実験キャラバンなど、子どもから年配の方々まで幅広い学びの 機会を提供するために積極的に取組み、全学で成果を上げている。

県内自治体や地元企業との連携協力関係も良好である。連携協定をそれぞれ締結し、協議を重ねながら PDCA サイクルを回している。本学の研究事業を地域と協働して行うことで、地域の課題解決に貢献している。

地域の大学・高校との連携や県内図書館施設との連携など、学びの分野での地域との連携も深化させている。

以上のことから、基準Aを満たしていると判断する。

#### 基準 B. 国際交流活動

- B-1 国際化に向けた取組み
- B-1-① 大学の国際化における組織の整備
- B-1-② 海外教育機関との連携協定強化と充実

#### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

## (2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## B-1-① 大学の国際化における組織の整備

平成 25(2013)年、東南アジア諸国連合(ASEAN)地域での学生募集や留学生の受入れ、 日本人学生の海外インターンシップ事業の拠点として、タイ王国首都バンコクに「福井工業大学 ASEAN 事務所」を設置した。

平成 28(2016)年度、連携協定を締結している海外教育機関とのコーディネーター役を務める教員とともに、積極的な国際交流を推進するための「国際交流推進部会」を設置した。また、平成 29(2017)年度には、本学の各組織を有機的に連携させ、全学的な視点から戦略的な国際化を推進することを目的に「国際化推進委員会」を設置し、併せて、国際化に向けた基本目標及び行動目標を示した「福井工業大学国際化ポリシー」を制定した。

以上のことから、学内における組織体制のみならず、海外にも国際交流事業を推進する ための事務所を設立することで、全学的な国際交流活動の推進体制を整備している。

## 【B-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程【資料 2-2-10】と同

【資料 B-1-2】 福井工業大学 大学案内 P31(ASEAN 事務所)【資料 F-2】と同一

【資料 B-1-3】 令和 2(2020)年度大学運営組織図 ※自己点検評価書 P15 (図 1-2-2)

【資料 B-1-4】 福井工業大学 国際化推進委員会規程

【資料 B-1-5】 福井工業大学ホームページ(国際化ポリシー)

## B-1-② 海外教育機関との連携協定強化と充実

国際交流活動の推進を目的に、海外教育機関12機関(8か国)と連携協定を締結している。主な交流事業は次のとおりである。

① サザンクロス大学 (オーストラリア連邦)

平成 24(2012)年度以降、毎年春季長期休暇中に、学生が約 1 か月間の語学研修プログラムに参加している。

② カリフォルニア州立大学サンマルコス校(アメリカ合衆国)

平成 29(2017)年度以降、毎年夏季長期休暇中に、学生が 2 週間の語学研修プログラムに参加している。また、平成 30(2018)年度には、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の学生 1 人が、約 1 か月にわたり、語学研修を兼ねてスポーツトレーナーに関する技術等を学んだ。

③ ランパーンラチャパット大学(タイ王国)

令和 2(2020)年 2 月、同大学産業技術学部と本学環境情報学部デザイン学科が、新たに 学部学科間協定を締結した。

#### 【B-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-6】 福井工業大学要覧 2019 P8 (交流協定一覧) 【資料 F-8】と同一

【資料 B-1-7】 サザンクロス大学との MOU 覚書

【資料 B-1-8】 カリフォルニア州立大学サンマルコス校との LOI 基本合意書

【資料 B-1-9】 福井工業大学ホームページ(オーストラリア語学研修終了報告)

【資料 B-1-10】福井工業大学ホームページ(アメリカ語学研修終了報告)

【資料 B-1-11】ランパーンラチャパット大学産業技術学部と福井工業大学環境情報学部デザイン学科との間の覚書

## (3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

国際交流推進部会に所属する教員が積極的に連携協定締結校を訪問し、具体的な交流促進の方策を模索していく。令和 2(2020)年度は、次の海外連携校との交流を進めていく。

① オンタリオ工科大学(カナダ連邦)

共同研究及び学生交流活動が進んでいる原子力分野以外の工学分野について、学術交流 を実現させるための協議を行う。

② ホーチミン市工業大学 (ベトナム社会主義共和国)

令和 3(2021)年度に実施を予定している教員派遣事業に向けて、当該教員による現地視察や条件面に関する詰めの作業を計画的に進める。また、国立研究開発法人科学技術振興事業が実施する「さくらサイエンス」事業を活用し、同大学学生の本学への招へいや学術交流の可能性についても協議・検討する。

③ カリフォルニア州立大学サンマルコス校(アメリカ合衆国)

今後も共同研究や学生交流などの学術交流に向けて教員が相互訪問し、キネシオロジー (運動学) 学部教員との協議、関連施設の視察等を行う。

### [基準Bの自己評価]

インターナショナルセンターを中心として、ASEAN 事務所の設置、国際化推進委員会 及び国際交流推進部会の設置、国際化ポリシーの制定など、全学を挙げてグローバル化に 向けた推進体制の整備に取組んできた。

その上で、ASEAN 地域における積極的な学術交流及び学生交流を図っており、近年では、アメリカ、カナダ及びオーストラリアの教育機関との交流にも力を注いでいる。

以上のことから、基準Bを満たしていると判断する。

#### 特記事項

#### 1. 高い就職率と就職支援満足度

本学の特徴の1つに高い就職率がある。令和元(2019)年度卒業生の就職率は99.8%であり、平成28(2016)年度から4年連続して99%を超えている。また、平成31(2019)年3月に行った卒業生アンケートにおいて、94.6%が「本学の就職支援に満足」と回答している。これらの高い数字はキャリアセンターによるきめ細やかな就職支援が反映されたものである。専任の職員が学科ごとに置かれ、就職担当の学科教員と連携して学生の個別指導にあたっている。16科目のキャリア形成科目がカリキュラムに組込まれているとともに、入学直後から内定までスムーズなステップアップで確かな実践力を養う就職支援プログラムが学生の就職活動をサポートしている。

#### 2. OCPS (Overseas Challenge Program for Students)

異文化を理解する心を持ち、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目的として、様々な海外留学プログラムを実施しており、これらの活動の総称を OCPS と名付け、国際人を目指す学生を支援している。長期休暇を利用して協定校などで語学力向上と国際感覚の養成を目指す「海外語学研修」はオーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダの 4 か国の研修を企画している。海外での就業体験を通してキャリア形成の動機付けを目的とした「海外インターンシップ」では、タイ、ベトナムに事業所を持つ日系企業で約 3 週間に渡って就業体験を行う。タイでは同時期に実施の、日本語を学ぶタイの高校生の授業をサポートする「日本語アシスタント研修」に参加することもできる。さらに、平成 30(2018)年度から始まった、積極的に海外留学に挑戦する学生へ最大 50 万円を給付する制度「Seize the day」には、令和元(2019)年度までに 7 人の学生が応募し、留学費用の支援を行った。

#### 3. 充実した障害学生支援

本学の学生生活支援室は、障害学生支援の窓口として保健師(2人)、非常勤のカウンセラー(3人:元特別支援学校教員1人、社会福祉士・公認心理師1人、臨床心理士・公認心理師1人)及び各学科から選出された教員カウンセラー(9人、内1人は臨床心理士・公認心理師)からなる。教員カウンセラーは、所属学科の学生の状態を見守るとともに、専門カウンセラーとのパイプ役として機能し、各学科と学生生活支援室の連携を促進する役割を果たしている。学生生活支援室には、学生がいつでも自由に過ごせるフリースペース、個別に相談を受けることのできる個室が用意されていて、総学生数が2,000人強の規模の大学としては充実した人員ならびに設備が整えられている。

また、障害学生支援委員会を設置して障害学生の移行支援、修学支援及び就労支援に組織的に取組んでいる。移行支援として、附属高校と年 2 回移行支援会議を実施している。修学支援においては、大学組織全体での修学支援の対応手順を明確化し、支援を行っている。就労支援においては、平成 30(2018)年度より、地域の社会福祉法人との連携のもと、発達障害学生のインターンシップや就労移行支援に取組んでいる。また、身体が不自由な学生の移動介助に携わる学生を対象として障害の理解等に関する研修会を開催している。

# VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守	** 中北コの部田	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
		福井工業大学学則(以下「学則」という)第1条に「学校法人金井学	
		園が設置する福井工業大学は、本学園建学の精神に基づいて、質	
		実剛健な気風と、愛国心の涵養に努め、人格円満にして徳性の高	
第 83 条		い社会人を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法の定め	1-1
- 男 83 采		るところに従い高い教養と工学に関する高度な専門知識・技術を	1-1
		身に付けた人材を育成することを使命とし、教育研究活動を通し	
		て地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢	
		献することを目的とする。」と定めている。	
		学校法人金井学園寄附行為(以下「寄附行為」という)第 4 条及	
第 85 条		び学則2条により、学部を定めている。	1-0
第60条	O	基盤教育機構については、学校法人金井学園管理規則(以下「管	1-2
		理規則」という)第12条に定めている。	
第 87 条	0	学則第4条により、修業年限を4年とすることを定めている。	3-1
		福井工業大学学習規程第10条4項により、他大学または短期大学	
第 88 条	$\circ$	において修得した単位について定めている。また、編入学規程第5	3-1
		条により、編入学の際の修得した単位の認定について定めている。	
第 89 条		対象外 (該当なし)	3-1
第 90 条	0	学則第15条により、本学に入学できるものを定めている。	2-1
		管理規則第11条により、学長、副学長、学長補佐について定め、	3-2
第 92 条	$\bigcirc$	学部長については同規程第16条から18条により規定されている。	3 <u>2</u> 4-1
7 J J X		また、学校法人金井学園第職員任用・任命規程第3条から8条に	4-1
		より、教授等に求められる資質について規定している。	4 2
		学則 38 条、39 条において教授会の設置を規定し、教授会規程を	
第 93 条	$\cap$	別に定めている。教授会規程第3条で規定する事項について審議	4-1
31 00 X		し、学長に意見を述べている。	71
		また、教授会規程第2条に参加する教職員について規定している。	
		福井工業大学学位規程第1条から第3条において学位授与の要件	
第 104 条	$\circ$	及び関連規程が定められている。また、同規程第13条において授	3-1
		与する学位の名称を定めている。	
第 105 条	_	対象外 (該当なし)	3-1
第 108 条		対象外 (該当なし)	2-1
		学則第1条の2及び同条第2項において自己点検・評価の実施に	
第 109 条	$\circ$	ついて定めるとともに、その結果については、ホームページにて	6-2
		学内外に公表している。	

		認証評価機関による評価についても法令により定められた期間内	
		に受審している。	
		教育研究活動の公表は学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めら	
第 113 条	$\circ$	れた 9 項目をはじめ、ホームページ及び各種刊行物において各種	3-2
		情報を公表している。	
		管理規則第4条により、事務職員及び技術職員を置くことを規定	
笠 11 4 冬		し、第21条において事務職員の各役割が定められている。職務の	4-1
第 114 条		内容については、学校法人金井学園事務分掌規程第2条から第14	4-3
		条に定めている。	
第 122 条	0	編入学規程第4条において規定している。	2-1
第 132 条	0	編入学規程第4条において規定している。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守	** ウルンフ ヘ = 2 n n	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第 4 条	0	・修業年限、学年、学期及び授業を行わない日 (学則第4条から第7条) (福井工業大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第3条、 第4条、第6条、第7条) ・部科及び課程の組織に関する事項 (学則第2条) (大学院学則第5条) ・教育課程及び授業日時数に関する事項 (学則第8条から第10条) (大学院学則第8条から第12条) ・学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 (学則第11条から第13条) (大学院学則第13条から第15条) ・収容定員及び職員組織に関する事項 (学則第3条、第37条) (大学院学則第5条) ・入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 (学則第15条から第30条) (大学院学則第19条から第28条) ・授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 (学則第31条から第34条) (大学院学則第29条から第31条) ・賞罰に関する事項 (学則第50条、第51条)	3-1 3-2

		(大学院学則第 41 条、第 42 条)	
		寄宿舎は有していない	
		指導要録については、教務システムにより学生の各種情報を適切	
第 24 条	0	に管理している。また、卒業証明書、各種証明書については、学	3-2
		長名で発行している。	
第 26 条		学生への懲戒については学則第51条に規定しており、その手続き	
第5項	0	については福井工業大学懲戒規程に定めている。	4-1
		学校に関係する法令は大学庶務課にて備え、必要に応じて e-Gov	
		を利用している。	
第 28 条	$\circ$	その他の表簿等については学校法人金井学園文書保存規程に則り	3-2
		管理・保管している。	
		学則第38条において、大学運営協議会の設置について規定してい	
		3.	
第 143 条	0	また、管理規則第 12 条において、委員会の設置について定めてい	4-1
		る。	
	_	学習規程第10条において、入学前の既修得単位等の認定について	
第 146 条	0	規定している。	3-1
第 147 条	_	対象外(該当なし)	3-1
第 148 条	_	対象外(該当なし)	3-1
第 149 条	_	対象外(該当なし)	3-1
第 150 条	0	学則第15条により、いずれの要件についても規定している。	2-1
第 151 条	_	対象外(該当なし)	2-1
第 152 条	_	対象外(該当なし)	2-1
第 153 条	_	対象外(該当なし)	2-1
第 154 条	_	対象外(該当なし)	2-1
<b>第 101 冬</b>	0	編入学規程により、短期大学卒業者の編入と期間の控除について	0.1
第 161 条	O	規定している。	2-1
第 162 条	_	対象外(該当なし)	2-1
<b>第 10 9 </b>		学則第5条、第6条により、学年の始期及び終期について規定し	2-0
第 163 条	O	ている。	3-2
第 163 条の 2		対象外 (該当なし)	3-1
第 164 条		対象外 (該当なし)	3-1
		卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は学位ごとに	1-2
		定め、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポ	2-1
第 165 条の 2	$\circ$	リシー)及び入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポ	3-1
		リシー) は学科ごとに定め、各ポリシーの一貫性に配慮し策定し	3-2
		ている。	6-3
第 166 条	0	自己点検・評価については学則第1条の2に定めている。大学運	6-2
N3 100 ★	)	営協議会の責任のもと、自己評価委員会、内部質保証委員会、教	0.2

		学 IR 委員会が連携して実施する体制を構築している。	
		教育研究活動等の各情報については大学ホームページの「教育情	1-2
		報の公表」への掲載及び学生生活支援室、学習支援室、キャリア	2-1
第 172 条の 2	$\circ$	センターのホームページ上で掲載し公表している。	3-1
		(教育情報の公表)	3-2
		http://www.fukui-ut.ac.jp/ut/introduction/public/	5-1
第 173 条		学位規程第9条に基づき、所定の要件を満たした学生に対して学	0-1
<b>第173</b> 未		位記を授与している。	3-1
第 178 条		編入学規程第2条及び第4条において、高等専門学校卒業生の編	0-1
第178 宋		入について定めている。	2-1
<b>第 100 冬</b>		編入学規程第2条及び第4条において、専修学校の課程修了者の	2-1
第 186 条			

## 大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	0	学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準に基づき、大学 設置基準に定められた各種基準を満たしている。また、学則第1 条の2に基づき自己点検・評価を実施することにより、その水準 の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	0	学則第2条の2に基づき「人材の養成及び教育研究上の目的」を 学部・学科ごとに定め、同学則別表Iにおいて明示している。	1-1 1-2
第2条の2	0	入学者の選抜については学則第 16 条に定め、入学志願者選考規程 に基づき各種選考が行われ、入学選考委員会を設置し公正な判定 がなされている。	2-1
第2条の3	0	各委員会、センター等は、教員と事務職員で構成されており、教 職協働による教育研究活動及び学生支援等が行われる体制が整え ている。	2-2
第 3 条	0	使命・目的を達成するため、工学部・環境情報学部・スポーツ健康科学部について学則第 2 条に規定している。1 学年の入学定員500 名とし、教育研究上適当な規模内容を有し、教員数及び教授数は、収容定員に応じて大学設置基準に定められた人数を満たしている。	1-2
第 4 条	0	使命・目的を達成するため、各学部及び各学科について学則第 2 条に規定している。各学部のもと専攻分野の教育研究に必要な組 織として、電気電子工学科、機械工学科、建築土木工学科、原子 力技術応用工学科、環境食品応用化学科、経営情報学科、デザイ ン学科、スポーツ健康科学科を設置している。	1-2
第5条	0	教育職員免許状の取得のために教職課程を設置している。	1-2

	,		
第6条	0	   管理規則第 19 条により、教養教育を担う組織として基盤教育機構	1-2
		を設置している。	3-2
			4-2
第7条	0	各学部・学科の教員数及び教授数は、大学設置基準に定められた	3-2
		人数を満たしている。	4-2
第 10 条	0	主要授業科目については原則として専任教員を配置しており、そ	
		れ以外の授業科目についても適切に教員を配置している。実験、	3-2
		実習等については、センター管理課職員(実習助手)が補助して	4-2
		いる。	
第 10 条の 2	0	専任教員は教授会及び各学科の教室会議に参加しており、教育課	3-2
		程の編成へ参画している。	
第 11 条	0	教員の役割を考慮して、一部授業を担当しない教員を配置してい	3-2
		る。	4-2
第 12 条	0	本学の専任教員については、他大学の専任教員を兼務しておらず、	3-2
		   本学の教育研究に専念している。	4-2
第 13 条	0	□ 申任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たして	3-2
		vs.	4-2
第 13 条の 2	0	学長選考・選任に関する規程第3条に定めており、厳格に運用し	4-1
		ている。	
第 14 条	0	教授の任用基準については、学校法人金井学園職員任用・任命規	3-2
		程第4条に規定している。	4-2
第 15 条	0	准教授の任用基準については、学校法人金井学園職員任用・任命	3-2
		規程第5条に規定している。	4-2
第 16 条	0	講師の任用基準については、学校法人金井学園職員任用・任命規	3-2
		程第6条に規定している。	3 2 4-2
		助教の任用基準については、学校法人金井学園職員任用・任命規	
第 16 条の 2	0	一切教の住用基準に フィーマは、子校伝入並升子園職員住用・住前院	3-2
		住界 1 米に焼たしている。   助手の任用基準については、学校法人金井学園職員任用・任命規	4-2
第 17 条	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3-2
		程第8条に規定している。	4-2
第 18 条	0	収容定員については学則第3条に定めている。	2-1
第 19 条	0	ディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーを学	3-2
		科ごとに設定している。カリキュラム・ポリシー基づき、教育課	
		程を編成しており、各分野の専門科目及び教養科目を開講してい	
		る。	
第 20 条	0	開講する授業科目は学則第9条及び別表Ⅱに規定しており、必修・	3-2
		選択、自由取得に分けられている。	
第 21 条	0	学則第10条に単位数の計算について規定している。	3-1
		講義及び演習については、1時間の講義または演習に対して、教室	
		外における2時間の準備のための学修を考慮して、15時間で1単	
•	•	·	-

		位としている。	
		実験・実習・製図については、毎週2時間又は3時間15週の実験・	
		実習・製図をもって1単位と定めている。	
		また、卒業研究については、学習規程第 12 条に規定し、6 単位と	
		している。	
th oo t		授業を行う期間については学則第5条に「試験等を含め35週」と	0.0
第 22 条	0	規定している。	3-2
第 23 条	0	学則第 10 条において 15 週と規定している。	3-2
<b>第94</b> 冬		各授業を行うにあたり、十分な教育効果を挙げることができるよ	0.5
第 24 条		う適正な人数で実施されている。	2-5
		学習規程第3条に授業は講義、演習、実験、実習、製図、実技と	2-2
第 25 条	0	することを規定している。学則第 10 条(3)に二以上の方法を併用す	
		る場合の単位計算について規定している。	3-2
		授業の内容、方法及び授業計画はシラバスにより明示されている。	
第 25 条の 2	0	成績評価基準は学則第 11 条、12 条及び学生便覧で示され、シラバ	3-1
		スに評価方法が明示されている。	
		FD・SD 推進委員会が組織され、教授方法の改善を図る研修が定	3-2
第 25 条の 3	0	期的に実施されている。	3-3
		別ので、天旭ではしている。	4-2
第 26 条		対象外 (該当なし)	3-2
第 27 条	$\bigcirc$	学則第 11 条に各授業科目の単位修得の認定について規定してい	3-1
<i>#</i> 21 <i>*</i>	O	る。	0.1
		学習規程第6条2項において、年間の登録単位数の上限は48単位	
第 27 条の 2	0	に規定している。ただし、累積 GPA3.80 以上の優れた成績を修め	3-2
		る学生については52単位まで登録できることとしている。	
第 28 条	0	る学生については 52 単位まで登録できることとしている。 学習規程第 10 条 3 項及び 4 項に規定している。	3-1
第 28 条	0		3-1
第 28 条	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。	3-1
		学習規程第 10 条 3 項及び 4 項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学	
		学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学 習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は	
		学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。	
第 29 条	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10	3-1
第 29 条	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないもの	3-1
第 29 条 第 30 条 第 30 条の 2	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。	3-1
第 29 条 第 30 条	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 対象外(該当なし)	3-1 3-1 3-2
第 29 条 第 30 条 第 30 条の 2 第 31 条	0 0 -	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 対象外(該当なし) 科目等履修生については、学則43条及び科目等履修生規程に定め	3-1 3-2 3-1 3-2
第 29 条 第 30 条 第 30 条の 2	0	学習規程第10条3項及び4項に規定している。 大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。 対象外(該当なし) 科目等履修生については、学則43条及び科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-1 3-2 3-1
第 29 条 第 30 条 第 30 条の 2 第 31 条	0 0 -	学習規程第10条3項及び4項に規定している。  大学以外の教育施設における学修での単位の認定については、学習規程第10条3項及び4項で規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。  本学に入学する前の既修得単位の認定については、学習規程第10条4項に規定している。なお、その上限は60単位を超えないものと定めている。  対象外(該当なし)  科目等履修生については、学則43条及び科目等履修生規程に定めている。  卒業の要件については、学則第13条及び学習規程第1条に定めている。	3-1 3-2 3-1 3-2

利用する施設・設備を整えている。 あわらキャンパス及びカールマイヤーグラウンドに運動場を設けている。また、福井キャンパスの敷地内には体育館、武徳殿、トレーニングセンターを整備している。 学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を有し、専任教員の研究室を備えている。また、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。 第 37 条 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。 2・5 第 37 条の 2 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。 第 38 条 厳書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。体育に関する学部(スポーツ健康科学部)については、あわらキ	
<ul> <li>第 35 条</li> <li>でいる。また、福井キャンパスの敷地内には体育館、武徳殿、トレーニングセンターを整備している。</li> <li>学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を有し、専任教員の研究室を備えている。また、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。</li> <li>第 37 条</li> <li>校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>第 37 条の2</li> <li>校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>塩井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、満書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。</li> </ul>	
レーニングセンターを整備している。  学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を有し、専任教員の研究室を備えている。また、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。  第 37 条 ○ 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。  第 37 条の 2 ○ 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。  第 38 条 ○ 蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。	
第 36 条       学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を有し、専任教員の研究室を備えている。また、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。       2-5         第 37 条       校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。       2-5         第 37 条の2       校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。       2-5         福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、満書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。       2-5	
<ul> <li>第 36 条</li> <li>自習室、学生控室等を有し、専任教員の研究室を備えている。また、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。</li> <li>第 37 条</li> <li>校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>第 37 条の2</li> <li>校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。</li> </ul>	
第 36 条       ○       た、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。       2-5         第 37 条       ○       校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。       2-5         第 37 条の2       ○       校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。       2-5         福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。       2-5	
た、情報処理施設を備え、体育館以外のスポーツ施設、講堂等も有している。  第 37 条	
<ul> <li>第 37 条</li> <li>○ 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>2-5</li> <li>第 37 条の 2</li> <li>○ 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、 蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館 時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。</li> </ul>	
<ul> <li>第 37 条の 2 ○ 校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。</li> <li>2-5</li> <li>福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、 蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館 時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。</li> </ul>	
<ul> <li>福井キャンパスに図書館を設置しており、教育研究上必要な設備、</li> <li>( 蔵書を備えるとともに、ラーニングコモンズを有している。開館 時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。</li> </ul>	
第38条	
時間内においては専任職員が常駐する勤務体制を敷いている。	
体育に関する学部 (スポーツ健康科学部) についてけ あわらき	
第 39 条	
第 39 条の 2 ― 対象外 (該当なし) 2-5	
機械、器具等については、学部または学科に合わせ教員数及び学	
第 40 条	
福井キャンパスはメインキャンパスとして必要な施設・設備を整	
第 40 条の 2	
設・設備を備えている。	
各事業に対し適切な予算が配分され、教育研究上の目的を達成す 2-5	
第40条の3       ○       るため必要な教育研究環境が整備されている。       4-4	
大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的からふさわしい	
第 40 条の 4	
大学事務局の組織は管理規則第13条に基づき設置され、その業務 4-1	
第41条 については学校法人金井学園事務分掌規程で定めている。 4-3	
厚生補導については学務課が担当しており、学校法人金井学園事	
務分掌規程にて詳細な業務を定めている。また、学生委員会、学 2-4	
第 42 条	
置して各種支援を実施している。	
社会的及び職業的自立を図るための必要な能力を培うため、管理	
規則第24条に基づきキャリアセンターを設置している。また、キ	
第 42 条の 2	
り、教職協働による支援が実施されている。	
大学の教職員に対する研修については、法人本部経営企画課が中	
大学の教職員に対する研修については、法人本部経営企画課が中 第42条の3	

Ø 2			
第 43 条		対象外(該当なし)	3-2
第 44 条	_	対象外(該当なし)	3-1
第 45 条	_	対象外(該当なし)	3-1
<b>年 40 久</b>		<b>小色り (************************************</b>	3-2
第 46 条		対象外(該当なし)	4-2
第 47 条	_	対象外 (該当なし)	2-5
第 48 条	_	対象外 (該当なし)	2-5
第 49 条	_	対象外(該当なし)	2-5
第 49 条の 2	_	対象外(該当なし)	3-2
第 49 条の 3		対象外(該当なし)	4-2
第 49 条の 4		対象外(該当なし)	4-2
第 57 条	_	対象外(該当なし)	1-2
第 58 条		対象外(該当なし)	2-5
			2-5
第 60 条		対象外 (該当なし)	3-2
			4-2

### 学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	0	学位規程第 2 条により、本学を卒業したものに対して学士の学位 の授与している。	3-1
第 10 条	0	学位規程第13条により、適切な専攻分野の名称を付記した学位を 授与している。	3-1
第 13 条	0	論文審査、試験及び学力の確認などの学位に関する諸事項について は、学位規程及び学位規程細則に定めている。	3-1

#### 私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		法人本部部門において調達・財務・人事を担い学校運営に係る業務	
		を専門的に遂行している。よって、各学校においては教育研究活動	
第 24 条	$\circ$	に専念できる体制がとれており、質の向上に努めている。また法人	5-1
		本部および各学校の理事が月に1度開催される常任理事会におい	
		て顔を合わせ、情報共有と様々な事案に対する協議している。	
第 26 条の 2	0	特別の利益は与えていない。	5-1
第 33 条の 2		学校法人金井学園 情報公開・開示規程に則り、閲覧請求があった	F_1
		場合は、閲覧に供している。	5-1

第 35 条		寄附行為第6条の定めにより「役員10人、監事2人」で構成され	5-2
		ており、同条第2項に1名を理事長とする旨が定められている。	5-3
第 35 条の 2	0	役員は、就任のお願いを発し、受任者は承諾書を提出することによ 	5-2
		り就任している。	5-3
第 36 条	0	理事会については寄附行為第7条に規定している。	5-2
		理事長の職務については寄附行為第 8 条、理事の代理者の職務に	5-2
第 37 条	0	ついては寄附行為第9条、監事の職務については寄附行為第10条	5-3
		に規定している。	
第 38 条		理事及び監事の選任については寄附行為第12条、13条に定めてい	5-2
71 00 X		る。	0 2
第 39 条	0	監事の兼職禁止については寄附行為第13条に定められている。	5-2
第 40 条		基準日時点(5月1日)において理事及び監事の欠員はない。欠員が	5-2
分 40 木		発生した場合には適時補充をしている。	0 2
第 41 条	$\circ$	評議員会については寄附行為第 18 条に規定している。	5-3
第 42 条		評議員会の諮問事項は寄附行為第19条に規定されており、理事長	5-3
<b>第 42 米</b>		は各事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。	9-3
		評議員会は、学校法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況	
第 43 条	$\circ$	について、寄附行為第 19 条に基づき意見を述べる、または諮問に	5-3
		答えることができる。	
第 44 条	0	評議員の選任については、寄附行為第20条に規定している。	5-3
# 11 P D O		寄附行為第45条において損害賠償責任を負った場合の免除を定め	5-2
第 44 条の 2		ており、つまり役員は損害賠償責任を負うことを規定している。	5-3
# 11 A D D		役員は職務において第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任	5-2
第 44 条の 3		を負う。	5-3
total and the same of		役員は職務において第三者に対して損害を与えた場合は、連帯して	5-2
第 44 条の 4		責任を負う。	5-3
forten fiz		寄附行為の変更については、寄附行為第41条に規定しており、文	
第 45 条		部科学省の認可申請および届出を行っている。	5-1
		7 MT 7 (8 T 20 T 2	1-2
第 45 条の 2	$\circ$	予算及び事業計画並びに中期的な計画については、寄附行為第 31	5-4
		条に規定しており、理事会の議決を得ている。 	6-3
htte 40 hr		評議員会に対する決算等の報告は、寄附行為第33条に規定してい	
第 46 条		<b>వ</b> 。	5-3
forter 4 = for		財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第34条に規定	
第 47 条		している。	5-1
		役員の報酬については、寄附行為第36条に定め、学校法人金井学	
第 48 条	$\circ$	園役員報酬等規規程により支給基準を定めている。またその支給額	5-2
		については理事会において決定している。	5-3
第 49 条	<del>                                     </del>		<b> </b>

		日に始まり、翌年3月31日に終るものとしている。	
第 63 条の 2	$\circ$	情報の公表については、寄附行為第35条に規定している。	5-1

#### 学校教育法 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	0	大学院の目的については、大学院学則第1条第1項に規定している。	1-1
第 100 条	0	大学院学則第2条に工学研究科を設置することを定めている。	1-2
第 102 条	0	大学院に入学できる者については、大学院学則第20条に定めている。	2-1

#### 学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	0	大学院に入学できる者については、大学院学則第20条に定めている。	2-1
第 156 条	0	大学院に入学できる者については、大学院学則第20条に定めている。	2-1
第 157 条	0	大学院学則第 20 条第 1 項第 10 号に定め、適切な運用を行っている。	2-1
第 158 条	0	自己点検及評価については、大学院学則第 1 条第 2 項に定めている。	2-1
第 159 条	0	大学院学則第20条第10項に定めている。	2-1
第 160 条	0	大学院に入学できる者については、大学院学則第20条に定めている。	2-1

#### 大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	0	本学はこの省令に定めるところにより設置しており、大学院学則 第1条第2項及び同項第2号により自己点検・評価を行い、常に	6-2
		改善に努めることを定めている。	6-3
第1条の2	$\bigcirc$	人材養成及び教育研究上の目的は、大学院学則第 5 条の 2、第 2	1-1
31 1 X 1 Z	)	項及び別表 I に定められている。	基準項目 6-2 6-3
		入学者の選抜については、大学院学則第22条及び入学志願者選考	
第1条の3	$\bigcirc$	規程に定めている。入学センターが中心となり適切な体制を整え	2-1
		るとともに、公正かつ妥当な方法で実施している。	
第1条の4	$\circ$	管理規則第 12 条から 14 条に大学組織、事務局、研究科の役職に	2-2

		ついて規定している。大学院の教育、学生支援に関する各種委員	
		会、センター等は教員と事務職員との協働で運営されており、教	
		職協働の体制が整えられている。	
pts o B		大学院学則第2条において、2年の修士(博士前期)課程、3年の	1.0
第2条	0	博士(博士後期)課程を置くことを定めている。	1-2
第2条の2	—	対象外 (該当なし)	1-2
第3条		大学院学則第 3 条において、修士課程(博士前期課程)の目的及	1-0
<b>ある</b> 未	0	び修業年限を規定している。	1-2
hts 4 M		大学院学則第 3 条において、博士課程(博士後期課程)の目的及	1.0
第4条	0	び修業年限を規定している。	1-2
		研究科の設置については大学院学則第 2 条に規定しており、第 5	
第5条	$\circ$	条において専攻を置くこと、教育研究上の目的について定めてい	1-2
		る。教員数その他については大学院設置基準を十分満たしている。	
trite a Az		大学院学則第5条に「応用理工学専攻」「社会システム学専攻」の	1.0
第6条		設置を定めている。	1-2
hh = A		各学部・学科を基礎とする専攻及びコースを研究科のもとに設置	1.0
第7条		しており、学部・研究科間の連携を図っている。	1-2
			1-2
第7条の2	_	対象外(該当なし)	3-2
			4-2
			1-2
第7条の3	_	対象外(該当なし)	3-2
			4-2
Mr. o. M		大学院の教員数は設置基準を満たしており、年齢構成や分野に関	3-2
第8条		しても、適正に教員を配置している。	4-2
		大学院の教員数は、定められた基準数を満たしている。	
<b>第</b> 0名		内規による選定基準を設定しており、学校法人金井学園職員任	3-2
第9条		用・任命規程と併せて十分な指導能力あると認められた者を任命	4-2
		している。	
竺 10 夕		収容定員は大学院学則第 5 条に定められ、学生数は適切に管理さ	0.1
第 10 条	0	れている。	2-1
		カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成し、大	
第 11 条	$\circ$	学院学則別表Ⅱのとおり、使命・目的の達成に必要な科目を開設	3-2
		している。	
th 10 h			2-2
第 12 条		大学院学則第8条に定めている。 	3-2
		大学院工学研究科規程第 5 条により、学生ごとに研究指導教員を	0.0
第 13 条	$\circ$	定め、学位論文の指導等を行うことを規定している。	2-2
		また、大学院学則第 10 条において、博士後期課程の研究指導教員	3-2
<u> </u>	l .	I	

		について定めている。	
		学生の事情に合わせ、必要と認められる場合は研究指導の時間に	
第 14 条	$\circ$	ついて柔軟に対応している。	3-2
		シラバスを学生向けポータルサイトに掲載することにより、授業	
		及び研究指導の方法、一年間の授業計画を学生に明示している。	
第 14 条の 2	$\bigcirc$	シラバスには、各授業の評価方法も掲載している。成績について	3-1
)(1 11 )(C) =		は大学院学則第14条に定めており、学位論文の審査、最終試験及	0 1
		び学力の確認については学位規程第5条、6条に定めている。	
		大学院の教員は学部の専任教員が兼ねており、FD 研修や学部で実	
第 14 条の 3	0	   施する授業評価アンケートの結果をもとに授業及び研究指導方法	3-3
		の改善を図っている。	4-2
			2-2
		大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及	2-5
第 15 条		び単位の授与等について、大学院学則第8条から13条に規定して	3-1
		いる。	3-2
		修士課程(博士前期課程)の修了要件は、大学院学則第 15 条第 1	
第 16 条	$\circ$	項により、大学院に2年以上の在学、30単位以上の修得、かつ、	3-1
		修士論文審査及び試験に合格したものと定めている。	
		博士課程(博士後期課程)の修了認定は、大学院学則第 15 条第 2	
第 17 条	$\circ$	項により、大学院に 3 年以上の在学、所定の単位の修得、かつ、	3-1
		博士論文審査及び最終試験によって行うことを定めている。	
第 19 条		教育研究に必要な講義室、研究室をはじめとした各施設が整備さ	2-5
为13 木		れている。	2-9
第 20 条	0	教育研究に必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条		教育研究に必要な図書、学術雑誌、電子ジャーナル、その他資料	2-5
		を備え、専門分野ごとに整理している。	2.9
第 22 条	$\bigcirc$	施設及び設備に関しては、支障のない範囲で必要に応じて学部と	2-5
		共用している。	20
第 22 条の 2		福井キャンパスはメインキャンパスとして必要な施設・設備を整	
	$\circ$	備している。あわらキャンパスにおいても、利用する専攻、コー	2-5
		スに必要な施設・設備を備えている。	
第 22 条の 3	$\bigcirc$	教育研究上の目的を達成するため、必要な予算を確保しており、	2-5
		教育研究環境の整備に努めている。	4-4
		研究科の名称は大学院学則第 2 条に規定している。教育研究上の	
第 22 条の 4		目的は、大学院学則第5条の2において、研究科のもとに設置さ	1-1
		れる専攻ごとに定めており、研究科及び専攻の名称はその目的に	
		ふさわしいものとなっている。	
第 23 条		対象外(該当なし)	1-1
			1-2

第24条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第26条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第27条       一 対象外 (該当なし)       3・2・4・2         第28条       一 対象外 (該当なし)       2・2・3・1・3・2         第29条       一 対象外 (該当なし)       2・2・3・2         第30条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第30条の2       一 対象外 (該当なし)       3・2         第31条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第33条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第34条       一 対象外 (該当なし)       2・5         第34条の2       一 対象外 (該当なし)       4・2         第42条       一 対象外 (該当なし)       4・2         第42条       一 対象外 (該当なし)       4・2         第43条       一 対象外 (該当なし)       4・2         第43条       一 対象外 (該当なし)       4・2         第45条       一 対象外 (該当なし)       4・3         第45条       一 対象外 (該当なし)       4・3         第45条       一 対象外 (該当なし)       1・2         第46条       一 対象外 (該当なし)       1・2         第46条       一 対象外 (該当なし)       2・5・5・4・2				
<ul> <li>第 26 条</li></ul>	第 24 条		対象外 (該当なし)	2-5
<ul> <li>第 27 条</li></ul>	第 25 条		対象外(該当なし)	3-2
第 28 条       一 対象外(該当なし)       2・2・3・1・3・2         第 30 条       一 対象外(該当なし)       2・2・3・2         第 30 条の2       一 対象外(該当なし)       3・2         第 31 条       一 対象外(該当なし)       3・1         第 32 条       一 対象外(該当なし)       3・1         第 33 条       一 対象外(該当なし)       2・5         第 34 条の2       一 対象外(該当なし)       3・2         第 34 条の3       一 対象外(該当なし)       4・2         第 42 条       ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。 本部職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4・3         第 45 条       一 対象外(該当なし)       1・2	第 26 条		対象外(該当なし)	3-2
第 29条       一 対象外 (該当なし)       2・5         第 30条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第 30条の2       一 対象外 (該当なし)       3・2         第 31条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第 32条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第 34条       一 対象外 (該当なし)       2・5         第 34条の2       一 対象外 (該当なし)       4・2         第 34条の3       一 対象外 (該当なし)       4・2         第 42条       ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。と教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4・3	第 27 条	_	対象外 (該当なし)	3-2,4-2
第30条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第30条の2       一 対象外 (該当なし)       3・2         第31条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第32条       一 対象外 (該当なし)       3・1         第33条       一 対象外 (該当なし)       2・5         第34条       一 対象外 (該当なし)       3・2         第34条の2       一 対象外 (該当なし)       4・2         第42条       ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。会教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4・3	第 28 条		対象外(該当なし)	2-2,3-1,3-2
<ul> <li>第 30条の2  一 対象外 (該当なし) 3・2</li> <li>第 31条  一 対象外 (該当なし) 3・2</li> <li>第 32条  一 対象外 (該当なし) 3・1</li> <li>第 33条  一 対象外 (該当なし) 2・5</li> <li>第 34条  一 対象外 (該当なし) 3・2</li> <li>第 34条の2  一 対象外 (該当なし) 3・2</li> <li>第 34条の3  一 対象外 (該当なし) 4・2</li> <li>第 34条の3  一 対象外 (該当なし) 4・2</li> <li>第 42条  ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。 4・3</li> <li>第 43条  ○ 全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。 数員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。</li> <li>第 45条  一 対象外 (該当なし) 1・2</li> </ul>	第 29 条	_	対象外 (該当なし)	2-5
第 31 条	第 30 条		対象外(該当なし)	2-2,3-2
<ul> <li>第 32 条</li></ul>	第 30 条の 2	_	対象外(該当なし)	3-2
第33条       一 対象外 (該当なし)       3·1         第34条       一 対象外 (該当なし)       3·2         第34条の2       一 対象外 (該当なし)       4·2         第42条       ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4·1         事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4·3         全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。       4·3         新員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4·3         第45条       一 対象外 (該当なし)       1·2	第 31 条		対象外(該当なし)	3-2
第34条       一 対象外 (該当なし)       2-5         第34条の2       一 対象外 (該当なし)       4-2         第34条の3       一 対象外 (該当なし)       4-2         第42条       ○ 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。 大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4-3         全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4-3         第45条       一 対象外 (該当なし)       1-2	第 32 条		対象外(該当なし)	3-1
第34条の2       一 対象外(該当なし)       3-2         第34条の3       一 対象外(該当なし)       4-2         第42条       一 大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4-1         全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4-3         第45条       一 対象外(該当なし)       1-2	第 33 条		対象外(該当なし)	3-1
<ul> <li>第 34 条の 3 ─ 対象外 (該当なし)</li> <li>第 42 条</li> <li>★学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。</li> <li>4-3</li> <li>全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。</li> <li>第 45 条 ─ 対象外 (該当なし)</li> </ul>	第 34 条	_	対象外(該当なし)	2-5
第42条       大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4-1         事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4-3         全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員のFD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4-3         第45条       一 対象外(該当なし)       1-2	第 34 条の 2	_	対象外 (該当なし)	3-2
<ul> <li>第42条</li> <li>事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。</li> <li>全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。</li> <li>第45条</li> <li>対象外(該当なし)</li> </ul>	第 34 条の 3		対象外(該当なし)	4-2
事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。       4-3         全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、研修会等を実施している。       4-3         第 45 条       一 対象外 (該当なし)       1-2	<b>第 49 冬</b>		大学事務局の組織は、管理規則に基づき設置している。大学院の	4-1
第 43 条       となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。 教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、 研修会等を実施している。       4-3         第 45 条       一 対象外 (該当なし)       1-2	第 42 <del>宋</del>	O	事務を含む業務内容については事務分掌規程にて定めている。	4-3
<ul> <li>第 43条</li> <li>         教員のFDに係る内容については、FD・SD推進委員会を設置し、研修会等を実施している。</li> <li>第 45条</li> <li>         対象外(該当なし)</li> <li>1-2</li> </ul>			全教職員を対象とした SD に関しては、法人本部経営企画課が中心	
教員の FD に係る内容については、FD・SD 推進委員会を設置し、 研修会等を実施している。         第 45 条       一 対象外 (該当なし)       1-2	<b>竺 49 冬</b>		となり計画され、職位や勤務年数に応じた研修を実施している。	4.0
第 45 条 一 対象外 (該当なし) 1-2	用 43 余		教員の $\mathrm{FD}$ に係る内容については、 $\mathrm{FD}\cdot\mathrm{SD}$ 推進委員会を設置し、	4 <sup>-</sup> 3
			研修会等を実施している。	
第46条 一 対象外(該当なし) 2-5,4-2	第 45 条		対象外 (該当なし)	1-2
	第 46 条		対象外 (該当なし)	2-5,4-2

#### 専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度寸仏がの説明	基準項目
第1条			6-2
<b>分</b> 1未			6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2
- 第 4 宋 			4-2
<b>第 8 冬</b>			3-2
第5条			4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第7条			2-5
<b>学</b> 0 久			2-2
第8条			3-2

第9条	2-2
37.0 %	3-2
第 10 条	3-1
	3-2
第 11 条	3-3
	4-2
第 12 条	3-2
第 13 条	3-1
第 14 条	3-1
第 15 条	3-1
第 16 条	3-1
	1-2
	2-2
第 17 条	2-5
3717 7	3-2
	4-2
	4-3
	1-2
第 18 条	3-1
	3-2
第 19 条	2-1
第 20 条	2-1
第 21 条	3-1
第 22 条	3-1
第 23 条	3-1
第 24 条	3-1
第 25 条	3-1
	1-2
第 26 条	3-1
	3-2
第 27 条	3-1
第 28 条	3-1
第 29 条	3-1
第 30 条	3-1
第 31 条	3-2
第 32 条	3-2
第 33 条	3-1
第 34 条	3-1
第 42 条	6-2

6-3	
-----	--

#### 学位規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	$\cap$	修士の学位授与の要件については、大学院学則第15条第1項及び 第16条に規定している。また、学位規程において学位授与の要件	3-1
31 0 XK	)	等を定めている。	0 1
	0	修士の学位授与の要件については、大学院学則第15条第2項及び	
第 4 条		第 16 条に規定している。また、学位規程において学位授与の要件	3-1
		等を定めている。	
第5条	$\bigcirc$	学位規程第4条第3項により、工学研究科委員会が必要と認めた	3-1
がり木	)	ときは、第2項の教員以外を審査員に委嘱することができる。	9.1
第 12 条	0	学位授与の報告については、学位規定第 10 条に規定している。	3-1

#### 大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況		基準項目
第1条			6-2
37.1 %			6-3
第2条			3-2
第3条			2-2
<b>売り</b> 未			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2
労り木			4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
竺 10 久			2-2
第 12 条			3-2
第 13 条			6-2
为 10 米			6-3

<sup>※「</sup>遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「一」で記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

<sup>※「</sup>遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

#### Ⅷ. エビデンス集一覧

## エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

#### エビデンス集(資料編)一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
7-6	該当する資料名及び該当ページ	備考
【次业 [ 1]	寄附行為	
【資料 F-1】	学校法人金井学園 寄附行為	
<b>『</b> 次小 『 0】	大学案内	
【資料 F-2】	福井工業大学 大学案内	
	大学学則、大学院学則	
【資料 F-3】	【F-3-1】福井工業大学学則	
	【F-3-2】福井工業大学大学院学則	
	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	【F-4-1】令和3年度 福井工業大学入学試験要項	
	【F-4-2】令和3年度 目的意識評価型選抜リーフレット	
	【F-4-3】令和 3 年度 指定校推薦選抜要項	

I	【F-4-4】令和 3 年度 附属高校推薦選抜要項	
	【F-4-5】令和3年度 帰国子女特別選抜要項	【資料 F-4-1】P20
	【F-4-6】令和3年度 編入学選抜要項	【貝/// I 4 1】 1 20
	【F-4-7】令和3年度 社会人選抜要項	
	【F-4-8】令和 3 年度 大学院工学研究科入学試験要項(推薦	
	選抜・内部進学者対象)	
	【F-4-9】令和 3 年度 大学院工学研究科入学試験要項(一般	
	選抜・社会人選抜)	
	【F-4-10】令和 3 年度 私費外国人留学生選抜要項、大学院	
	工学研究科入学試験要項(私費外国人留学生推薦	留学生対象
	選抜)	
	学生便覧	1
【資料 F-5】	【F-5-1】学生便覧(学部)	
	【F-5-2】学生便覧(大学院)	
【資料 F-6】	事業計画書	
【貝介↑ 0】	2019 年度 事業計画書	
 【資料 F-7】	事業報告書	
【貝介1 7】	2019 年度 事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8】	福井工業大学要覧 2019	アクセスマップ:裏表紙
		キャンパスマップ:P51
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	1
	学校法人金井学園 規程集一覧	
	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理	!事会、評議員会の前年度
	開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
【資料 F-10】	【F-10-1】学校法人金井学園 役員名簿	
	【F-10-2】学校法人金井学園 理事会開催状況	
	【F-10-3】学校法人金井学園 評議員会開催状況	HH)
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年	間 <i>)</i> T
【頁科「□□】	資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、 東巻天朝収支計算書、	H27 年度~R1 年度
	事業活動収支計算書、貸借対照表、監事監査報告書 履修要項、シラバス(電子データ)	
【資料 F-12】	福井工業大学 2020 年度シラバス	電子データ
	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	电 リノーグ
【資料 F-13】	一 ラッパ・テンプ 見 (泉足単位こと)   福井工業大学 三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】		
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) 設置計画履行状況等調査結果への対応状況	R1 年度分
		111 十及刀
【資料 F-15】	※該当の指摘事項なし	該当なし
【資料 F-16】	大学及び法人 規程集	電子データ
	学校法人金井学園、福井工業大学 規程集	電丁/一グ

## 基準 1. 使命·目的等

基準項目					
コード 該当する資料名及び該当ページ		備考			
1-1. 使命•目的及	1-1. 使命・目的及び教育目的の設定				
【資料 1-1-1】	学校法人金井学園 寄附行為	【資料 F-1】と同一			
【資料 1-1-2】	福井工業大学学則(第1条)	【資料 F-3-1】と同一			
【資料 1-1-3】	福井工業大学大学院学則(第1条)	【資料 F-3-2】と同一			
【資料 1-1-4】	福井工業大学要覧 2019 P12~14 (使命·目的等)	【資料 F-8】と同一			

「次小11 E】	短井工光上兴兴则 (竺 o 久 o o)	【次业 取り1】 1. 🖃
【資料 1-1-5】	福井工業大学学則(第2条の2)	【資料 F-3-1】と同一
【資料 1-1-6】	福井工業大学学則(第2条の2 別表Ⅰ)	【資料 F-3-1】と同一
【資料 1-1-7】	福井工業大学大学院学則(第5条、5条の2)	【資料 F-3-2】と同一
【資料 1-1-8】	福井工業大学大学院学則(第5条の2 別表 I)	【資料 F-3-2】と同一
【資料 1-1-9】	福井工業大学ホームページ(使命・目的/教育方針/教育目標	
【貝介1 1 7】	/人材の養成及び教育研究上の目的)	
【資料 1-1-10】	福井工業大学ホームページ(学長メッセージ)	
【資料 1-1-11】	福井工業大学 大学案内	【資料 F-2】と同一
【資料 1-1-12】	学生便覧 (学部)	【資料 F-5-1】と同一
【資料 1-1-13】	AI&IoT センターリーフレット	
【資料 1-1-14】	リカレント教育 新聞掲載記事(2019年11月24日 北國新聞)	
1-2. 使命•目的及	び教育目的の反映	
【資料 1-2-1】	福井工業大学 大学運営協議会規程	
【資料 1-2-2】	福井工業大学ホームページ(三つのポリシー)	
【資料 1-2-3】	学生便覧 (学部)	【資料 F-5-1】と同一
【資料 1-2-4】	学校法人金井学園ホームページ (職員会議、年賀式)	
【資料 1-2-5】	福井工業大学要覧 2019 表紙裏(建学の精神、基本理念)	【資料 F-8】と同一
【資料 1-2-6】	学びの指針	
【資料 1-2-7】	Action Plan 60(第 1 次中期経営計画)	
【資料 1-2-8】	第 2 次中期経営計画	
【資料 1-2-9】	平成 30(2018)年度教育・研究活動報告書	
【資料 1-2-10】	第 3 次中期計画	
【資料 1-2-11】	福井工業大学学則(第2条)	【資料 F-3-1】と同一
【資料 1-2-12】	福井工業大学大学院学則(第5条、5条の2)	【資料 F-3-2】と同一
【資料 1-2-13】	学校法人金井学園 管理規則 (第3節)	<u>-</u>

#### 基準 2. 学生

基準項目				
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考		
2-1. 学生の受入∤	ı			
【資料 2-1-1】	令和3年度 福井工業大学入学試験要項	【資料 F-4-1】と同一		
【資料 2-1-2】	令和3年度 大学院工学研究科入学試験要項	【資料 F-4-8~10】と同 一		
【資料 2-1-3】	福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)	【資料 1-2-2】と同一		
【資料 2-1-4】	福井工業大学要覧 2019	【資料 F-8】と同一		
【資料 2-1-5】	令和 2(2020)年 3 月 18 日教授会資料 (入学試験の名称変更)			
【資料 2-1-6】	福井工業大学 入学センター規程			
【資料 2-1-7】	福井工業大学 入学志願者選考規程			
【資料 2-1-8】	福井工業大学 入学選考委員会規程			
【資料 2-1-9】	福井工業大学大学院 入学選考委員会規程			
【資料 2-1-10】	2020 年度入試監督者打ち合わせ会議(開催案内)			
【資料 2-1-11】	2019 年度 福井工業大学 入学試験出題・採点委員会			
【資料 2-1-12】	福井工業大学 大学案内	【資料 F-2】と同一		
【資料 2-1-13】	保護者用リーフレット			
【資料 2-1-14】	新入生アンケート調査結果(2020)			
【資料 2-1-15】	大学院進学 NAVI2020			
【資料 2-1-16】	学園報 第 41 号 P47(入試方法の記載)			
2-2. 学修支援				
【資料 2-2-1】	福井工業大学 教務委員会規程			
【資料 2-2-2】	福井工業大学 担当教員制度規程・同細則			

【資料 2-2-3】	福井工業大学ホームページ(学習支援室)	
【資料 2-2-4】	学習支援室利用状況	
【資料 2-2-5】	福井工業大学ホームページ(SPEC 推進室)	
【資料 2-2-6】	福井工業大学 クラブ活動支援センター規程	
【資料 2-2-7】	福井工業大学ホームページ(クラブ活動支援センター)	
【資料 2-2-8】	福井工業大学 教職支援部会議事録 (2019 年度)	
【資料 2-2-9】	学園報 第 40 号 P36 (教職支援室)	
【資料 2-2-10】	福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程	
【資料 2-2-11】	福井工業大学 SSL 管理運営規程	
【資料 2-2-12】	福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程	
【資料 2-2-13】	福井工業大学ホームページ(SSL Factory)	
【資料 2-2-14】	福井工業大学ホームページ(付属施設)	
【資料 2-2-15】	福井工業大学 実験・実習助手(学部生嘱託)の採用に関する 規程	
【資料 2-2-16】	福井工業大学 実験・実習助手(院生嘱託)の採用に関する規 程	
【資料 2-2-17】	福井工業大学ホームページ(実験・実習助手 委嘱状交付式)	
【資料 2-2-18】	TA 説明会資料	
【資料 2-2-19】	福井工業大学 障害学生支援規程	
【資料 2-2-20】	学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推 進に関する規程	
【資料 2-2-21】	福井工業大学ホームページ(障害学生支援)	
【資料 2-2-22】	障害者の理解にかかる研修会実施記録(令和元年 12 月 25 日 教授会)	
【資料 2-2-23】	学園報 第 41 号 P30 (障害学生支援委員会の取組み)	【資料 2-1-16】と同一
【資料 2-2-24】	東京大学 PHED 主催 「障害学生支援と就労移行に関する情報交換会」	
【資料 2-2-25】	障害学生・保護者対象就職セミナー案内	
【資料 2-2-26】	令和元(2019)年 10 月 2 日「地域共生学」資料	
【資料 2-2-27】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-28】	非常勤講師へのオフィスアワー設定の依頼	
【資料 2-2-29】	平成 29(2017)年度実施 オフィスアワー利用実態調査結果	
【資料 2-2-30】	福井工業大学 学生生活支援室規程	
【資料 2-2-31】	福井工業大学ポータルサイト(出欠管理記録)	
【資料 2-2-32】	学生相談年報(平成 30 年度)	
【資料 2-2-33】	留年者向けガイダンスの案内	
【資料 2-2-34】	スタートアッププログラムの案内	
【資料 2-2-35】	福井工業大学 後援会規約	
【資料 2-2-36】	令和元(2019)年度 地区懇談会資料	
【資料 2-2-37】	地区懇談会 個人面談報告書(様式)	
2-3. キャリア支持		
【資料 2-3-1】	福井工業大学キャリアセンター運営規程	
【資料 2-3-2】	福井工業大学・キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	福井工業大学ホームページ(就職・進学先実績)	
【資料 2-3-4】	進路・就職支援行事計画(セミナー開催日程)	
【資料 2-3-5】	インターンシップ・キックオフの案内 令和元(2019)年度 福井工業大学 海外インターンシップ実	
【資料 2-3-6】	施要項	
【資料 2-3-7】	福井工業大学ホームページ(日本語アシスタント研修)	
【資料 2-3-8】	海外インターンシップ (日本語アシスタント研修) 成果報告会	

▼次小1000N	「CADEED LEADEDC CAMP」即應安由	
【資料 2-3-9】	「CAREER LEADERS CAMP」開催案内	
【資料 2-3-10】	学園報 第 42 号 P39 (キャリアセンター報告)	
【資料 2-3-11】	留学生向け合同企業説明会 案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	福井工業大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学校法人金井学園 事務分掌規程	
【資料 2-4-3】	学生生活に係る各種講習会案内(開催記録)	
【資料 2-4-4】	学生便覧(学部)	【資料 F-5-1】と同一
【資料 2-4-5】	福井工業大学 奨学金規程	
【資料 2-4-6】	福井工業大学 クラブ活動支援センター規程	【資料 2-2-6】と同一
【資料 2-4-7】	福井工業大学ホームページ (クラブ活動支援センター)	【資料 2-2-7】と同一
【資料 2-4-8】	学園報 第 41 号 P39(クラブ学生講習会開催)	【資料 2-1-16】と同一
【資料 2-4-9】	福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程	【資料 2-2-12】と同一
【資料 2-4-10】	福井工業大学ホームページ(SSL プロジェクト)	
【資料 2-4-11】	学園報 第 41 号 P52~53(センター管理課報告)	【資料 2-1-16】と同一
【資料 2-4-12】	福井工業大学ポータルサイト	
【資料 2-4-13】	福井工業大学 危機対応マニュアル	
【資料 2-4-14】	緊急連絡/安否確認サービス(マニュアル、学生案内)	
【資料 2-4-15】	福井工業大学 学生生活支援室規程	【資料 2-2-30】と同一
【資料 2-4-16】	インフルエンザ予防接種、AED 講習会の案内	
【資料 2-4-17】	福井工業大学 後援会会報 60 号 P17 (インフルエンザ予防 接種の実施報告)	
【資料 2-4-18】	学生相談年報(平成30年度)	【資料 2-2-32】と同一
【資料 2-4-19】	福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程	【資料 2-2-10】と同一
【資料 2-4-20】	福井工業大学ホームページ(新入留学生歓迎会、国際交流体験 学習)	
【資料 2-4-21】	在籍確認カード	
【資料 2-4-22】	2021 私費外国人留学生選抜ガイド	
【資料 2-4-23】	OCPS パンフレット	
【資料 2-4-24】	福井工業大学ホームページ(2019 年度 アメリカ・イギリス 語学研修 事前研修会)	
【資料 2-4-25】	福井工業大学ホームページ(2019 年度 アメリカ・イギリス 語学研修 成果報告会)	
【資料 2-4-26】	福井工業大学 海外留学支援制度規程	
【資料 2-4-27】	編入学生へのガイダンス案内	
【資料 2-4-28】	編入学生の手引き	
2-5. 学修環境の整	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
【資料 2-5-1】	福井工業大学ホームページ (キャンパス案内)	
【資料 2-5-2】	学園報 第 39 号 P18 (耐震工事完了)	
【資料 2-5-3】	令和元(2019)年度 学生アンケート報告書	
【資料 2-5-4】	福井工業大学ホームページ(付属施設)	【資料 2-2-14】と同一
【資料 2-5-5】	福井工業大学 図書館規程	
【資料 2-5-6】	福井工業大学 図書館利用規程	
【資料 2-5-7】	福井工業大学 図書館管理規程	
【資料 2-5-8】	福井工業大学 図書部会規程	
【資料 2-5-9】	福井工業大学 情報メディアセンター規程	
【資料 2-5-10】	学園報 第 41 号 P37 (情報メディアセンター)	【資料 2-1-16】と同一
【資料 2-5-11】	学園報 第 41 号 P13 (学園体育館、武徳殿竣工)	【資料 2-1-16】と同一
【資料 2-5-12】	学校法人金井学園 金井学園体育館管理使用規程	

【資料 2-5-13】	学校法人金井学園 武徳殿管理使用規程	
【資料 2-5-14】	福井工業大学 SSL 管理運営規程	【資料 2-2-11】と同一
【資料 2-5-15】	福井工業大学ホームページ(SSL プロジェクト)	【資料 2-4-10】と同一
【資料 2-5-16】	学園報 第 39 号 (P48.49)、第 40 号 (P42)、第 41 号 (P52.53) (SSL 活動記録)	【資料 2-5-2、2-2-9、 2-1-16】と同一
【資料 2-5-17】	福井工業大学ホームページ (PBL スペース・アクティブラーニングスペース・プロジェクトルーム)	
【資料 2-5-18】	平成 29(2017)年度事業報告書 P7 (大学 1・2 号館、FUT タワーバリアフリー改修工事)	
2-6. 学生の意見・	要望への対応	
【資料 2-6-1】	令和元(2019)年度ステークホルダーとの懇談会一覧(自己評価 委員会)	
【資料 2-6-2】	福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)	
【資料 2-6-3】	授業改善のためのアンケート (実施用紙)	
【資料 2-6-4】	授業自己評価シート	
【資料 2-6-5】	福井工業大学 学生生活支援室規程	【資料 2-2-30】と同一
【資料 2-6-6】	学生相談年報(平成30年度)	【資料 2-2-32】と同一
【資料 2-6-7】	令和元(2019)年度 学生アンケート報告書	【資料 2-5-3】と同一
【資料 2-6-8】	平成 30(2018)年度 卒業生アンケート報告書	
【資料 2-6-9】	令和元(2019)年度 情報メディアセンターアンケート報告書	
【資料 2-6-10】	福井工業大学ホームページ (選書ツアー開催報告)	

#### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、4	· 三業認定、修了認定	
【資料 3-1-1】	福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)	【資料 1-2-2】と同一
【資料 3-1-2】	学生便覧 (学部)	【資料 F-5-1】と同一
【資料 3-1-3】	学生便覧 (大学院)	【資料 F-5-2】と同一
【資料 3-1-4】	福井工業大学要覧 2019	【資料 F-8】と同一
【資料 3-1-5】	福井工業大学学則	【資料 F-3-1】と同一
【資料 3-1-6】	福井工業大学 学習規程	
【資料 3-1-7】	福井工業大学 学位規程	
【資料 3-1-8】	学びの指針	【資料 1-2-6】と同一
【資料 3-1-9】	福井工業大学大学院学則	【資料 F-3-2】と同一
【資料 3-1-10】	福井工業大学 学位規程細則	
【資料 3-1-11】	卒業研究ルーブリック (参考)	
【資料 3-1-12】	令和 2(2020)年 2 月 大学運営協議会議事録(卒業、修了判定)	
【資料 3-1-13】	令和 2(2020)年 2 月 教授会議事録 (卒業判定)	
【資料 3-1-14】	令和 2(2020)年 2 月 工学研究科委員会議事録 (修了判定)	
3-2. 教育課程及び	<b>「教授方法</b>	
【資料 3-2-1】	福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)	【資料 1-2-2】と同一
【資料 3-2-2】	学生便覧 (学部)	【資料 F-5-1】と同一
【資料 3-2-3】	学生便覧 (大学院)	【資料 F-5-2】と同一
【資料 3-2-4】	福井工業大学要覧 2019	【資料 F-8】と同一
【資料 3-2-5】	学びの指針 P91~108(カリキュラムツリー)	【資料 1-2-6】と同一
【資料 3-2-6】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-7】	福井工業大学 教務委員会規程	【資料 2-2-1】と同一
【資料 3-2-8】	シラバス作成の手引き	
【資料 3-2-9】	シラバス第三者点検案内資料	

福井工業大学 学習規程 (第6条)	【資料 3-1-6】と同一
学生便覧(学部)P39 (副専攻制度)	【資料 F-5-1】と同一
福井工業大学 大学案内 P30 (SPEC)	【資料 F-2】と同一
学生便覧(学部)P46~47(全学共通教養分野課程表)	【資料 F-5-1】と同一
学生便覧(学部)P49(プレイスメントテスト)	【資料 F-5-1】と同一
福井工業大学要覧 2019 P32 (地域共生学)	【資料 F-8】と同一
地域共生学の客員教授委嘱一覧	
産学連携講座一覧	
PBL 実施計画、報告書(COC+事業)	
福井工業大学 FD・SD 推進委員会規程	
LMS(manaba)教職員説明会案内資料	
manaba 画面	
<b>意検・評価</b>	
福井工業大学ホームページ (三つのポリシー)	【資料 1-2-2】と同一
平成 30(2018)年度 卒業生アンケート報告書	【資料 2-6-8】と同一
令和元(2019)年度 在職状況調査及びアンケート調査 (様式)	
令和元(2019)年度 資格取得者一覧	
学生便覧(学部)P32~33 (GPA)	【資料 F-5-1】と同一
授業改善のためのアンケート(実施用紙)	【資料 2-6-3】と同一
卒業研究ルーブリック (参考)	【資料 3-1-11】と同一
授業自己評価シート	【資料 2-6-4】と同一
福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)	【資料 2-6-2】と同一
平成 31(2019)年 4 月 10 日 学部長会議議事録 (卒業生アンケート報告)	
令和元(2019)年度 在職状況調査及びアンケート調査 (報告書)	
	学生便覧(学部) P39 (副専攻制度) 福井工業大学 大学案内 P30 (SPEC) 学生便覧(学部) P46~47 (全学共通教養分野課程表) 学生便覧(学部) P49 (プレイスメントテスト) 福井工業大学要覧 2019 P32 (地域共生学) 地域共生学の客員教授委嘱一覧 産学連携講座一覧 PBL 実施計画、報告書 (COC+事業) 福井工業大学 FD・SD 推進委員会規程 LMS(manaba)教職員説明会案内資料 manaba 画面 (株・評価 福井工業大学ホームページ(三つのポリシー) 平成 30(2018)年度 卒業生アンケート報告書 令和元(2019)年度 在職状況調査及びアンケート調査(様式) 令和元(2019)年度 資格取得者一覧 学生便覧(学部) P32~33 (GPA) 授業改善のためのアンケート(実施用紙) 卒業研究ルーブリック(参考) 授業自己評価シート 福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会) 平成 31(2019)年 4 月 10 日 学部長会議議事録(卒業生アンケート報告)

#### 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメ	ソントの機能性	
【資料 4-1-1】	令和 2(2020)年度大学運営組織図	自己点検評価書 P15 (図 1-2-2)
【資料 4-1-2】	福井工業大学学則	【資料 F-3-1】と同一
【資料 4-1-3】	福井工業大学大学院学則	【資料 F-3-2】と同一
【資料 4-1-4】	福井工業大学 大学運営協議会規程	【資料 1-2-1】と同一
【資料 4-1-5】	福井工業大学 教授会規程	
【資料 4-1-6】	福井工業大学 工学研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	委員会等議事録ダウンロードページ	
【資料 4-1-8】	学校法人金井学園 管理規則 (第3節)	【資料 1-2-13】と同一
【資料 4-1-9】	福井工業大学 学部長会議内規	
【資料 4-1-10】	学校法人金井学園 事務分掌規程	【資料 2-4-2】と同一
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	学校法人金井学園 職員任用・任命規程	
【資料 4-2-2】	福井工業大学 専任教員の採用に関する公募要領	
【資料 4-2-3】	福井工業大学 教員選考委員会規程	
【資料 4-2-4】	福井工業大学 教員選考委員会細則	
【資料 4-2-5】	福井工業大学 人事委員会規程	
【資料 4-2-6】	教員評価の依頼文、フォーマット	
【資料 4-2-7】	令和元(2019)年 12 月 11 日 学部長会議議事録 (教員評価につ	

	いて)	
【資料 4-2-8】	福井工業大学 FD·SD 推進委員会規程	【資料 3-2-19】と同一
【資料 4-2-9】	教員ハンドブック	
【資料 4-2-10】	令和元(2019)年度「全学的授業公開」について	【資料 2-6-3】と同一
【資料 4-2-11】	授業公開の報告書	
【資料 4-2-12】	授業改善のためのアンケート (実施用紙)	【資料 2-6-3】と同一
【資料 4-2-13】	授業自己評価シート	【資料 2-6-4】と同一
【資料 4-2-14】	福井工業大学ホームページ(授業方法改善委員会)	【資料 2-6-2】と同一
【資料 4-2-15】	令和元(2019)年度 教職員説明会開催案内	
【資料 4-2-16】	福井工業大学ホームページ(教職員説明会)	
【資料 4-2-17】	令和元(2019)年度 FD・SD 推進委員会 活動計画・報告書	
【資料 4-2-18】	FD コミュニケーションズ (FD.Comm)	
4-3. 職員の研修	TD = (22) V (LD:Comm)	
【資料 4-3-1】	平成 30(2018)年度~令和元(2019)年度 SD 研修一覧	
【資料 4-3-2】	令和 2(2020)年度 SD 研修計画書	
【資料 4-3-3】	学校法人金井学園ホームページ (学内英語学習講座)	
【資料 4-3-4】	資格等取得奨励制度 案内・要項	
【資料 4-3-5】	ファミリーダイアログ(案内、計画、実施報告)	
【資料 4-3-6】	第3次中期計画策定委員会の構成員一覧	
4-4. 研究支援	カウバ 1 対田 四水に女只石 V/ 門県只 見	
【資料 4-4-1】	学校法人金井学園 施設設備管理規程	
【資料 4-4-2】	学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程	
【資料 4-4-3】	学校法人金井学園 固定資産及び物品管理規程	
【資料 4-4-4】	公的研究費ハンドブック (2020 年度版)	
【資料 4-4-5】	福井工業大学 地域連携研究推進センター運営規程	
【資料 4-4-6】	福井工業大学 地域連携研究推進センター運営委員会規程	
【資料 4-4-7】	福井工業大学要覧 2019 P7 (大阪大学との連携)	【資料 F-8】と同一
【資料 4-4-8】	福井工業大学 AI&IoT センター規程	
【資料 4-4-9】	福井工業大学 AI&IoT センター設立シンポジウム開催の案内	
	福井工業大学ホームページ(AI&IoT センター設立シンポジウ	
【資料 4-4-10】	ム)	
【資料 4-4-11】	福井工業大学地域連携研究推進センターイノベーション・リサ	
<b>L</b> 只 介	ーチ(IR)交流会「AI/IoTで変わる医療、変わる社会」(案内)	
【資料 4-4-12】	福井工業大学ホームページ(イノベーション・リサーチ(IR)交	
	流会)	
【資料 4-4-13】	福井工業大学 アイソトープ研究所規程	
【資料 4-4-14】	福井工業大学 教員の教育・研究活動における倫理的基本指針 令和元(2019)年度研究コンプライアンス研修会の実施につい	
【資料 4-4-15】	〒和元(2019)年度研究コンプライチンス研修会の美施につい     て (案内)	
【資料 4-4-16】	研究コンプライアンス研修 DVD の貸出について(案内)	
【資料 4-4-17】	研究コンプライアンス研修会 配布資料	
【資料 4-4-18】	福井工業大学 公的研究費等管理・監査規程	
【資料 4-4-19】	福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会規程	
【資料 4-4-20】	福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会規程細則	
【資料 4-4-21】	福井工業大学における人を対象とする研究倫理指針	
【資料 4-4-22】	福井工業大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規	
	程	
【資料 4-4-23】	福井工業大学 安全保障輸出管理規程	
【資料 4-4-24】	福井工業大学 安全保障輸出管理規程細則	
【資料 4-4-25】	安全保障輸出管理に関する説明会の開催について	

【資料 4-4-26】	安全保障輸出管理に関する概要説明(説明会配布資料)	
【資料 4-4-27】	福井工業大学における安全保障輸出管理について(教授会説明	
	資料)	
【資料 4-4-28】	福井工業大学 学内特別研究費規程	
【資料 4-4-29】	福井工業大学 共同研究取扱規程	
【資料 4-4-30】	福井工業大学 発明規程	
【資料 4-4-31】	令和 2(2020)年度学内特別研究費の申請について (新規募集、	
	F/S 調査)	
【資料 4-4-32】	令和元(2019)年度特別研究費 成果報告・審査会	
【資料 4-4-33】	令和 2(2020)年度金井学園若手研究者育成研究費 要領	
【資料 4-4-34】	令和 2(2020)年度 科研費公募要領等説明会 配布資料	
【資料 4-4-35】	科研費獲得を目指した研究支援について	
【資料 4-4-36】	科学研究費獲得を目指した研究支援について(対象者への通知	
	メール)	
【資料 4-4-37】	科学研究費採択状況推移	
【資料 4-4-38】	学外研究受け入れ推移	
【資料 4-4-39】	令和元(2019)年度 教員紹介冊子	

#### 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目 基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	
5-1. 経営の規律と		2
【資料 5-1-1】	学校法人金井学園 寄附行為	【資料 F-1】と同一
【資料 5-1-2】	学校法人金井学園 倫理綱領	
【資料 5-1-3】	学校法人金井学園 情報公開・開示規程	
【資料 5-1-4】	学校法人金井学園ホームページ (財務情報)	
【資料 5-1-5】	Action Plan 60(第 1 次中期経営計画)	【資料 1-2-7】と同一
【資料 5-1-6】	Action Plan 60 検証結果	
【資料 5-1-7】	第2次中期経営計画	【資料 1-2-8】と同一
【資料 5-1-8】	平成 30(2018)年度教育・研究活動報告書	【資料 1-2-9】と同一
【資料 5-1-9】	第 3 次中期計画	【資料 1-2-10】と同一
【資料 5-1-10】	学校法人金井学園 職員就業規則	
【資料 5-1-11】	学校法人金井学園 職員服務規程	
【資料 5-1-12】	学校法人金井学園 公益通報に関する規程	
【資料 5-1-13】	学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推 進に関する規程	【資料 2-2-20】と同一
【資料 5-1-14】	学校法人金井学園 危機管理規則	
【資料 5-1-15】	福井工業大学 危機管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	学校法人金井学園 安全管理規程	
【資料 5-1-17】	福井工業大学 安全管理実施細則	
【資料 5-1-18】	福井工業大学 危機対応マニュアル	【資料 2-4-13】と同一
【資料 5-1-19】	令和元(2019)年度避難訓練計画	
【資料 5-1-20】	学校法人金井学園 ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-21】	学校法人金井学園 個人情報保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人金井学園 寄附行為	【資料 F-1】と同一
【資料 5-2-2】	学校法人金井学園 常任理事会規程	
【資料 5-2-3】	理事会・評議員会 開催状況	【資料 F-10】と同一
【資料 5-2-4】	理事会開催の案内	
【資料 5-2-5】	理事会欠席時の意思表示書(様式)	

5-3. 管理運営のP	9滑化と相互チェック	
【資料 5-3-1】	学校法人金井学園ホームページ(学校法人金井学園 組織図)	
【資料 5-3-2】	学園報 第 42 号	【資料 2-3-10】と同一
【資料 5-3-3】	学校法人金井学園ホームページ (職員会議・年賀式)	【資料 1-2-4】と同一
【資料 5-3-4】	学校法人金井学園 常任理事会規程	【資料 5-2-2】と同一
【資料 5-3-5】	学園プロジェクト概要・メンバー表	
【資料 5-3-6】	学園商品企画プロジェクト(FUT WATER)	
【資料 5-3-7】	理事会・評議員会 開催状況	【資料 F-10】と同一
【資料 5-3-8】	学校法人金井学園 寄附行為	【資料 F-1】と同一
【資料 5-3-9】	学校法人金井学園 内部監査規程	
【資料 5-3-10】	学校法人金井学園 内部監査実施細則	
【資料 5-3-11】	内部監査報告書	
5-4. 財務基盤と収	双支	
【資料 5-4-1】	第 3 次中期計画	【資料 1-2-10】と同一
【資料 5-4-2】	第 3 次中期財務計画	
【資料 5-4-3】	予算策定に関わる依頼文	
【資料 5-4-4】	学校法人金井学園 資金運用規程	
【資料 5-4-5】	学校法人金井学園ホームページ (寄付金)	
【資料 5-4-6】	福井工業大学ホームページ(研究、外部資金)	
【資料 5-4-7】	学校法人金井学園 事業報告書(2019年度)	【資料 F-7】と同一
【資料 5-4-8】	原子力人材育成事業(文部科学省)R2 事業計画書	
【資料 5-4-9】	原子力人材育成事業(文部科学省)R2 交付決定通知	
【資料 5-4-10】	原子力規制人材育成事業 R2 事業計画書	
【資料 5-4-11】	原子力規制人材育成事業 R2 交付決定通知	
【資料 5-4-12】	県内大学の地域人材育成支援事業補助金 R1 事業計画書	
【資料 5-4-13】	県内大学の地域人材育成支援事業補助金 R1 交付決定通知	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	会計関連セミナーの案内 (SD 研修)	
【資料 5-5-2】	学校法人金井学園 経理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人金井学園 経理事務取扱要領	
【資料 5-5-4】	会計監査実施実績	
【資料 5-5-5】	学校法人金井学園 監事監査規程	
【資料 5-5-6】	内部監査報告書	【資料 5-3-11】と同一
【資料 5-5-7】	監事会 開催案内	

#### 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証 <i>0</i>	D組織体制	
【資料 6-1-1】	内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	福井工業大学学則	【資料 F-3-1】と同一
【資料 6-1-3】	福井工業大学大学院学則	【資料 F-3-2】と同一
【資料 6-1-4】	福井工業大学 自己評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	福井工業大学 内部質保証委員会規程	
【資料 6-1-6】	福井工業大学 教学 IR 委員会規程	
【資料 6-1-7】	福井工業大学 大学運営協議会規程	【資料 1-2-1】と同一
【資料 6-1-8】	令和元(2019)年度 委員会等活動計画・報告書	
【資料 6-1-9】	3 委員会連絡会議議事録(令和元~2 年度)	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		

【資料 6-2-1】	自己点検・評価報告書 新しい時代に向けて	表紙
【資料 6-2-2】	評価向上中間報告書 新しい時代に生きる	表紙
【資料 6-2-3】	福井工業大学ホームページ(自己点検・評価)	
【資料 6-2-4】	令和元(2019)年度 委員会等活動計画・報告書	【資料 6-1-8】と同一
【資料 6-2-5】	内部質保証委員会コメント(委員会等活動計画・報告書)	
【資料 6-2-6】	内部質保証委員会コメント(自己点検評価書)	
【資料 6-2-7】	令和元(2019)年度 地区懇談会資料	【資料 2-2-36】と同一
【資料 6-2-8】	令和元(2019)年度 ステークホルダーとの懇談会一覧	【資料 2-6-1】と同一
【資料 6-2-9】	福井工業大学 教学 IR 委員会規程	【資料 6-1-6】と同一
【資料 6-2-10】	学内ポータルサイト(教学 IR 情報)※教職員用	
【資料 6-2-11】	福井工業大学ホームページ(教学 IR 情報)	
6-3. 内部質保証 <i>0</i>	)機能性	
【資料 6-3-1】	令和元(2019)年度 委員会等活動計画・報告書	【資料 6-1-8】と同一
【資料 6-3-2】	内部質保証委員会コメント(委員会等活動計画・報告書)	【資料 6-2-6】と同一
【資料 6-3-3】	学園報 第42号 P30 (内部質保証委員会の活動について)	【資料 2-3-10】と同一
【資料 6-3-4】	福井工業大学ホームページ(避難訓練実施)	
【資料 6-3-5】	第3次中期計画(戦略分野「質保証と情報公開」)	【資料 1-2-10】と同一

### 基準 A. 地域貢献·地域連携推進活動

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
A-1. 大学が持つ知的資産および物的資源の地域社会への提供			
【資料 A-1-1】	福井工業大学学則	【資料 F-3-1】と同一	
【資料 A-1-2】	福井工業大学 地域連携研究推進センター運営規程	【資料 4-4-5】と同一	
【資料 A-1-3】	福井工業大学 地域連携研究推進センター運営委員会規程	【資料 4-4-6】と同一	
【資料 A-1-4】	福井工業大学要覧 2019 P39~41(社会貢献)	【資料 F-8】と同一	
【資料 A-1-5】	未来塾講演会 (チラシ)		
【資料 A-1-6】	福井工業大学ホームページ (未来塾講演会 実施記事)		
【資料 A-1-7】	福井工業大学公開講座「福井の公共空間をデザインする -新 幹線が来る前にみんなでまちづくりを考えよう-」(チラシ)		
【資料 A-1-8】	福井工業大学ホームページ (未来塾公開講座 実施記事①)		
【資料 A-1-9】	福井工業大学公開講座「地方創生 福井からの挑戦 ー福井をうごかす日本を動かすー」 (チラシ)		
【資料 A-1-10】	福井工業大学ホームページ (未来塾公開講座 実施記事②)		
【資料 A-1-11】	令和元(2019)年度未来塾 FUT 公開講座(リーフレット)		
【資料 A-1-12】	科学実験キャラバン (リーフレット)		
【資料 A-1-13】	出前講義・出前実験(リーフレット)		
【資料 A-1-14】	自治体、企業、団体等との連携協定書		
【資料 A-1-15】	令和元(2019)年度地域連携事業としての各フェア出展等一覧		
【資料 A-1-16】	リカレント教育スケジュール一覧		
【資料 A-1-17】	福井工業大学ホームページ (リカレント教育)		
【資料 A-1-18】	リカレント教育 実施記事(2019年 11月 24日北國新聞)	【資料 1-1-14】と同一	
【資料 A-1-19】	令和元(2019)年度業界研究セミナー		
【資料 A-1-20】	福井工業大学ホームページ(鯖江市企業見学会)		
【資料 A-1-21】	鯖江商工会議所と鯖江市と福井工業大学との相互連携協議会		
【資料 A-1-22】	「鯖江市企業と福井工業大学との交流会」について		
【資料 A-1-23】	福井工業大学ホームページ (鯖江市企業と福井工業大学との交 流会)		
【資料 A-1-24】	福井工業大学ホームページ(若狭町みさき漁村体験施設「みさ きち」オープン記念式典)		

【資料 A-1-25】	若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」 (チラシ)	
【資料 A-1-26】	福井工業大学ホームページ (第2回みさき祭 実施記事)	
【資料 A-1-27】	若フェス(チラシ)	
【資料 A-1-28】	福井工業大学ホームページ (若フェス 実施記事)	
【資料 A-1-29】	福井工業大学ホームページ(星空シンポジウム「大野の星空から夢を描こう!」)	
【資料 A-1-30】	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構への学生実習生受け入れに関する資料	
【資料 A-1-31】	『宇宙』事業推進のために地域と協働する"ふくい PHOENIX プロジェクト"平成30年度成果報告書	
【資料 A-1-32】	『宇宙』事業推進のために地域と協働する"ふくい PHOENIX プロジェクト"シンポジウム (チラシ)	
【資料 A-1-33】	福井工業大学ホームページ ("ふくい PHOENIX プロジェクト"シンポジウム)	
【資料 A-1-34】	Soracara vol.01 (リーフレット)	
【資料 A-1-35】	Soracara vol.02 (リーフレット)	
【資料 A-1-36】	ふくい COC+事業報告書 平成 29 年度(後期)~令和元年度	
【資料 A-1-37】	高等学校との連携協定書	

# 基準 B. 国際交流活動

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
B-1. 国際化に向けた取り組み			
【資料 B-1-1】	福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程	【資料 2-2-10】と同一	
【資料 B-1-2】	福井工業大学 大学案内 P31 (ASEAN 事務所)	【資料 F-2】と同一	
【資料 B-1-3】	令和 2(2020)年度大学運営組織図	自己点検評価書 P15 (図 1-2-2)	
【資料 B-1-4】	福井工業大学 国際化推進委員会規程		
【資料 B-1-5】	福井工業大学ホームページ (国際化ポリシー)		
【資料 B-1-6】	福井工業大学要覧 2019 P8 (交流協定一覧)	【資料 F-8】と同一	
【資料 B-1-7】	サザンクロス大学との MOU 覚書		
【資料 B-1-8】	カリフォルニア州立大学サンマルコス校との LOI 基本合意書		
【資料 B-1-9】	福井工業大学ホームページ (オーストラリア語学研修終了報告)		
【資料 B-1-10】	福井工業大学ホームページ (アメリカ語学研修終了報告)	-	
【資料 B-1-11】	ランパーンラチャパット大学産業技術学部と福井工業大学環 境情報学部デザイン学科との間の覚書		